

造幣局の令和5年度の 業務実績に関する評価書

令和6年8月28日
財務省理財局

様式 3－1－1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人造幣局		
評価対象事業年度	年度評価	令和 5 年度	
	主務省令期間	令和 2 年度～令和 6 年度	

2．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	財務大臣		
法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 課長 津田夏樹
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 佐藤浩一

3．評価の実施に関する事項
評価の実施に当たっては、 令和 6 年 6 月 7 日に造幣局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、同年 7 月 31 日に有識者からの意見聴取を行った。

4．その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和2年度	3年度	4年度	5年度
		B	B	B	B
評定に至った理由	項目別評定は、困難度が高い3項目を含めて4項目がA評定、19項目がB評定であり、2項目がC評定であるものの、法人全体として事業計画における所期の目標を達成したことを総合的に勘案して、「B」評価とする。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	- 令和5年度においては、主要事業である貨幣の製造や研究開発、勲章等及び金属工芸品の製造等がいずれも確実に実施され、造幣局に課せられた使命が果たされている。 「貨幣の製造や研究開発」については、設備投資や既存設備の維持管理により製造設備が問題なく稼働していることに加えて、徹底した品質管理の結果、財務大臣の定める製造計画に従った製造・納品がなされた（返品もない）。また、新しい偽造防止技術や貨幣製造技術の向上に寄与する新製品開発に伴う研究開発が、確実に行われた。 「勲章等及び金属工芸品の製造等」については、勲章等の場合、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えた高品質の製品が決められた納期までに確実に納品され、金属工芸品の場合、偽造防止技術の維持・向上に資する虹色発色加工や梨地加工等が施された製品が決められた納期までに確実に納品された。 「コンプライアンスの確保」及び「職務意識の向上・組織の活性化」については、労使間で長年にわたり醸成された慣行として一部職員の職務専念義務違反があった事実を踏まえて、引き続き労使ともに法令遵守を徹底し、再発防止に向けて組織をあげて取り組んでいく必要がある。 以上を踏まえて、行政執行法人としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、法人全体として総合評定「B」と評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	第三者委員会の調査結果報告書の事実認定に基づき、職務専念義務違反に関する関係者の処分等を行ったこと。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	労働組合に関連する活動に関するルールの確立と遵守に向けて、研修等を通じて国家公務員法上の職務専念義務に関する認識の徹底を図る必要がある。また、一般職職員と技能職職員との間の意思疎通の不全を解消し、コミュニケーションを円滑化させる取組を実施する必要がある。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	○監事ヒアリング（令和6年6月7日）における監事からの主な意見は、以下のとおり。 - 例年通り、製造計画を履行したことは評価できる。 - キャッシュレス化の進展等の環境変化に対応するため、持続的・安定的な業務運営という観点から、中長期的な経営戦略の検討が喫緊の課題と認識している。そのため、全職員が関与して（10年後の造幣局のあるべき姿としての）長期ビジョンの検討と策定に着手したことは評価できる。 - 令和5年7月に設置された第三者委員会が調査していた職務専念義務違反については、対象者に対し処分が行われ、再発防止策は順次実施されている。本件を踏まえ、長年の慣習に惑わされることなく労使ともに常に法令等に照らし行動を確認し続けることが重要であり、これは全ての行動にも適用すべきことと考える。

その他特記事項	○ 労使間で長年にわたり醸成された慣行として一部職員の職務専念義務違反があった事実については、再発防止策等の措置を講じるまでの一連の対応が完了したこと等を加味して造幣局の自己評価が行われたことを踏まえ、令和５年度の業務実績評価において評価することとする（令和４年度以前の主務大臣評価の変更は行わない）。 ○独立行政法人造幣局の業務実績評価に関する有識者会合（令和６年７月３１日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。 ・ デジタル化・キャッシュレス化の進展等に伴い、貨幣事業を取り巻く環境は、大きく変化している。行政執行法人である造幣局も国と一体となって、変化を恐れず、中長期的な見地から組織・事業の方向性を具体的に検討していく必要がある。 ・ 造幣局がこれまで培ってきた技術・ノウハウの継承という観点も、通貨に対する信頼の維持に関わる重要な課題。 ・ 「貨幣製造事業」における評価指標（歩留）の未達は、貨幣製造量の減少が生産効率の低下に繋がるという事実を示すとともに、稼働時間の短縮によって予測どおりに生産性が下がったのなら造幣局の品質管理水準の高さを窺わせる事象。こうした指標・評価をどう活かしていくか、検討してほしい。 ・ 「貨幣の販売」については、旬のテーマを採用するなど前例に囚われない企画が必要ではないか。 ・ 「コンプライアンスの確保」及び「職場意識の向上・組織の活性化」については、法令違反に厳正に対処した事実と、これまでの良好な労使関係や組織内コミュニケーションの実態、の二つを踏まえた評価が必要。今般の評価が造幣局の今後に活かされるよう、強く期待する。 ・ 「労働安全の保持」について、製造現場で起きた事故の再発防止には、素材変更等のハード面の対応と、職場全体でヒヤリハットを共有するなどソフト面からの徹底、これら両面からリスク低減に取り組むことが重要。
---------	--

様式３－１－３ 行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
1．貨幣製造事業		A	A	A	A			
（１）財務大臣の定める製造計画の確実な達成		<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		I－1－(1)	
（２）通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等		A	A	B	B		I－1－(2)	
（３）国民に対する情報発信		A	A	A	A		I－1－(3)	
（４）偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		I－1－(4)	
（５）外国貨幣等の受注、製造		B	B	B	B		I－1－(5)	
2．その他の事業		A	A	B	B			
（１）勲章等及び金属工芸品の製造等		<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		I－2－(1)	
（２）貨幣の販売		A	B	B	B		I－2－(2)	
（３）貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務		B	B	B	B		I－2－(3)	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
1．組織体制、業務等の見直し								
（１）組織の見直し		B	B	B	B		Ⅱ－1－(1)	
（２）業務の効率化		B	B	B	B		Ⅱ－1－(2)	

※１ 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付している。

※２ 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引いている。

年度目標（事業計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		B	B	B	B		Ⅲ	
短期借入金の限度額		－	－	－	－		Ⅳ	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		－	B	－	B		Ⅴ	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		－	－	－	－		Ⅵ	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
1．ガバナンス強化に向けた取組								
(1) 内部統制に係る取組		B	B	B	B		VII-1-(1)	
(2) コンプライアンスの確保		B	B	C	C		VII-1-(2)	
(3) リスクマネジメントの強化		B	B	B	B		VII-1-(3)	
(4) 個人情報の確実な保護等への取組		B	B	B	B		VII-1-(4)	
(5) 情報セキュリティの確保		B	B	B	B		VII-1-(5)	
(6) 警備体制の維持・強化		B	B	B	B		VII-1-(6)	
2．人事管理		B	B	B	B		VII-2	
3．施設及び設備に関する計画		B	B	B	B		VII-3	
4．保有資産の見直し		B	B	B	B		VII-4	
5．職場環境の整備								
(1) 労働安全の保持		B○	B○	B○	B○		VII-5-(1)	
(2) 健康管理の充実		B	B	B	B		VII-5-(2)	
(3) 職務意識の向上・組織の活性化		B	B	B	C		VII-5-(3)	
6．環境保全		B	B	B	B		VII-6	
7．積立金の使途		－	－	－	－		VII-7	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	貨幣製造事業		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－1 通貨の円滑な供給 施策 4－1－2 偽造通貨対策の推進 施策 4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 施策 4－1－4 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 施策 4－1－5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号、第 8 号及び第 2 項 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I－1－（1）、I－1－（4） 【困難度：高】 I－1－（1）、I－1－（4）	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕 令和 5 年度行政事業レビューシート事業番号：2023-財務-22-0019

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I－1－（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成										売上高（百万円）	22,064	23,706	22,429	19,347
故障による通常貨幣製造設備（溶解・圧延設備）の停止時間	停止時間	過去5年平均以下	2年度：64.6時間 3年度：64.5時間 4年度：60.4時間 5年度：35.8時間	37.7時間	4.1時間	30.4時間	33.7時間	売上原価（百万円）		16,484	18,984	18,431	14,866	
【参考】故障による通常貨幣製造設備（圧穿機、圧印機）の停止件数	停止件数			0件	0件	0件	0件	販売費及び一般管理費（百万円）		4,356	4,138	4,233	4,245	
製造計画達成度	製造計画達成度（％）	100％	100％	100％	100％	100％	100％	営業費用（百万円）		20,839	23,122	22,664	19,110	
納期達成率	納期達成率（％）	100％	100％	100％	100％	100％	100％	営業利益（百万円）		1,224	583	△235	236	
500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留	500円貨幣（％）	過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値以上	3年度：34.％		37.7％	38.4％	38.4％	従事人員数（各年度4月1日現在）		279人	270人	268人	271人	
	100円貨幣（％）	過去5年平均以上	2年度：50.7％ 3年度：51.1％ 4年度：51.5％ 5年度：51.5％	51.1％		51.6％	51.6％	注）上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。 従事人員数は貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。						

指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留	10円貨幣(%)	過去5年平均以上	2年度：51.5% 3年度：52.0% 4年度：52.1% 5年度：52.6%	53.4%	52.0%	54.2%	－	
保証品質達成率	保証品質達成率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	情報漏えい等の発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	
地金の亡失の有無	地金の亡失の有無	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	
I－1－（2）通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等								
【参考】 現金取扱機器の製造事業者等への情報提供	情報交換の実施回数			3回	3回	4回	2回	
【参考】 偽造動向や貨幣全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供	セキュリティレポートの提出の有無			提出有り	提出有り	提出有り	提出有り	
【参考】 国際協力への対応	対応回数			0回	0回	1回	4回	
I－1－（3）国民に対する情報発信								
【参考】 博物館の展示及び特別展示等の充実	博物館来場者数			17,001人	37,032人	88,282人	107,584人	
	特別展示等の開催・他の展示会への出展回数			2回	7回	8回	10回	
博物館におけるアンケート結果	博物館におけるアンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.3	4.4	4.5	4.5	
【参考】 ホームページの充実	アクセス数			2,254,202件	2,254,727件	2,567,913件	2,564,195件	
	更新回数			1,000回	1,064回	1,127回	1,184回	
工場見学者アンケート結果	工場見学者アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	－	4.4	4.4	4.5	
【参考】 国民に対する情報発信の充実	出張講演等の実績回数			2回	3回	5回	3回	
I－1－（4）偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発								
研究開発計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	

指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用	—	(費やした費用) 64 百万円 (費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計) 101 百万円	(費やした費用) 1,127 百 万 円 (費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計) 1,529 百 万 円	(費やした費用) 341 百万円 (費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計) 473 百万円	
I－1－（5）外国貨幣等の受注、製造								
【参考】 外国貨幣等の受注	受注件数及び受注金額			0 件	1 件 (※)	0 件	1 件 (※)	
納品達成度	納品達成度 (%)	100%	100%	—	100%	—	100%	
製造代金回収率	製造代金回収率 (%)	100%	100%	—	100%	—	100%	

(※) 受注金額については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 4 号ト及び発注者との取り決めにより非公表。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		
						<評価と根拠>評価：A 「貨幣製造事業」については、全5項目中、重要度・困難度の高い「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」及び「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」を含む3項目が「A」評価であり、その他の2項目も「B」評価であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 以上のことから、「貨幣製造事業」については、全体として事業計画における所期の目標を達成していることに加え、重要度・困難度の高い2項目が「A」評価で	評価 A	「貨幣製造事業」については全5項目中、重要度・困難度が高いと設定している「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」を含む3項目が「A」評価となっているほか、他の2項目も「B」評価となっており、いずれも事業計画における所期の目標を達成している。 令和5年度の貨幣の製造については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造するとともに、財務大臣が定めた製造数量の全てを納期までに確実に納品している。 また、世界にひとつだけのオリジナルの貨幣セット作りを体験できる春休み親子イベントを新たに開催するとともに、X（旧 Twitter）の公式アカウントの開設及び投稿など、造幣局の業務に対する国民の理解をより深めるために、積極的な広報活動に努めている。
	貨幣製造事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。							

					あることを考慮し、「A」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	以上を踏まえ、「貨幣製造事業」については、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（1）	財務大臣の定める製造計画の確実な達成		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－1 通貨の円滑な供給 施策 4－1－2 偽造通貨対策の推進 施策 4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 施策 4－1－4 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】貨幣について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し貨幣を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した貨幣を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を達成するとともに、財務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕 令和 5 年度行政事業レビューシート事業番号：2023-財務-22-0019

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
故障による通常貨幣製造設備（溶解・圧延設備）の停止時間	停止時間	過去5年平均以下	2年度：64.6時間 3年度：64.5時間 4年度：60.4時間 5年度：35.8時間	37.7時間	4.1時間	30.4時間	33.7時間		売上高（百万円）	22,064	23,706	22,429	19,347	
【参考】 故障による通常貨幣製造設備（圧穿機、圧印機）の停止件数	停止件数			0件	0件	0件	0件		売上原価（百万円）	16,484	18,984	18,431	14,866	
製造計画達成度	製造計画達成度（%）	100%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費（百万円）	4,356	4,138	4,233	4,245	
納期達成率	納期達成率（%）	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用（百万円）	20,839	23,122	22,664	19,110	
500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留	500円貨幣（%）	過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値以上	34.6%		37.7%	38.4%	38.4%		営業利益（百万円）	1,224	583	△235	236	
									従事人員数（各年度4月1日現在）	279人	270人	268人	271人	
	100円貨幣（%）	過去5年平均以上	2年度：50.7% 3年度：51.1% 4年度：51.5% 5年度：51.5%	52.2%	51.6%	51.6%	51.2%		注）上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。 従事人員数は貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。					

指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
500 円貨幣並びに 100 円貨幣及び10 円 貨幣の一貫工業の歩 留	10 円貨幣(%)	過去5 年 平均以上	2 年度：51.5% 3 年度：52.0% 4 年度：52.1% 5 年度：52.6%	53.4%	52.0%	54.2%	—	
保証品質達成率	保証品質達成率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無	情報漏えい等の 発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	
地金の亡失の有無	地金の亡失の有 無	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	亡失無し	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価			
	Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 貨幣製造事業 （1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成 貨幣の製造について、以下の取組を行う。 ① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。	Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 貨幣製造事業 （1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成 純正画一な貨幣を、財務大臣の定める納期までに納品し、貨幣製造計画を確実に達成するため、以下のとおり取り組みます。 ① 製造体制の合理化、効率化を図るため、作業の進捗管理、在庫管理等については、生産管理システム及びERP システムの運用により、期日管理を含めた生産管理体制の一層の充実強化を行います。また、費用対効果を勘案したうえで、事業の継	<その他の指標> ○設備投資の的確な実施 <その他の指標>	<主要な業務実績> 設備投資に当たっては、理事会や設備投資検証会議における厳格な審査に基づき行うこととし、1 件 1 億円以上の案件については、理事会において投資の必要性、金額、投資効果等を事前審議した。設備投資の実施に当たっては、設備投資検証会議において、事前に実施した理事会での検討結果に沿ったものとなっているか検証のうえ実行し、令和 6 年 2 月の設備投資検証会議で、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価及び中間報告を実施した。 上記のとおり貨幣製造に係る設備投資を的確に行いつつ、全ての製造工程に		<評価と根拠> 評価：A 設備投資に当たっては、理事会や設備投資検証会議において投資効果等を検証したうえで実施した。 貨幣の製造については、自主保全及び予防保全の充実に取り組み、生産管理システム及びERP システムの活用による生産管理を徹底したほか、令和 3 年度に改鑄した 500 円バイカラー・クラッド貨幣を、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造するとともに、作業計画の変更や人員配置を柔軟かつ機動的に行うこと等により、財務大臣の定める貨幣製造計画に従	評価 A <評価の視点> 柔軟で機動的な製造体制のもと、高品質で均質な貨幣を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を達成したか。 <評価に至った理由> 設備投資及び既存設備の維持管理について、理事会や設備投資検証会議における厳格な審査を経た設備投資により、製造体制の合理化・効率化が図られているほか、全ての製造工程における自主保全及び予防保全による設備の維持管理がなされており、これらの取組の結果、溶解・圧延設備の停止時間も過去 5 年平均を下回る水準となっているほか、圧穿機・圧印機の停止件数も 0 件となっている。 また、品質管理について、生産管理システム及びERP システムを活用した生産管理の徹底や ISO9001 を活用した品質管理の徹底が行われている。 上記の結果、財務大臣の定める製造計画に従った納品がなされており、納品後		

	これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに財務省との契約を確実に履行する。	続性を確保するため、計画的に設備投資を行うとともに、効果等の検証を徹底し、製造体制の一層の効率化を図ります。さらに、保守点検を的確に行い、通常貨幣製造に用いる溶解・圧延設備の停止時間や、圧穿機、圧印機の停止件数の抑制を図るなど、設備を安定的に稼働させるよう努めます。 また、純正画一な貨幣の製造を行うため、品質マネジメントシステムの国際規格である ISO9001 を活用し、品質管理体制を充実します。 これらの取組を通じて、貨幣を安定的かつ確実に製造し、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成します。 さらに、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施し、500 円貨幣の歩留の実績が過去に同じ仕様で製造した 500 円貨幣の実績平均値以上、100 円貨幣及び 10 円貨幣の一貫工業の歩留の実績が過去 5 年平均以上となるよう取り組みます。	○設備の保守点検の的確な実施 <その他の指標> ○品質管理の改善に向けた取組 <主な定量的指標> ○故障による通常貨幣製造設備（溶解・圧延設備）の停止時間（過去 5 年平均以下） <その他の指標> ○故障による通常貨幣製造設備（圧穿機、圧印機）の停止件数（参考指標：停	において、設備の操作職員による自主保全、保全部門職員が行う予防保全に重点を置き、以下のとおり設備の維持管理に取り組んだ。 ・日常の自主点検及び定期的な部品交換等の実施について、保全部門職員と設備の操作職員との相互間で情報を共有し、水平展開を図った。 ・本支局の保全部門の技術交流会を実施し、技術・情報の共有化を図った。 さらに、故障発生時における迅速な対応が可能となるよう、日頃から職員の技能向上に努める一方で、過去の故障実績を基に故障が多い箇所や部品の抽出を行い、操業上重要な予備部品の事前調達を徹底した。 生産管理システム及び ERP システムを活用し、工程ごとの製造作業等の進捗状況や在庫数量に係るデータをロット単位等で細かく収集・分析することにより、生産管理を徹底した。また、ISO9001 を活用し、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に行うなど、厳格な品質管理のもと、純正画一な貨幣の製造を行い、外注材料についても業者への適切な指導を行うことにより品質管理の徹底に努めた。 （注）ERP Enterprise Resource Planning の略で、企業全体の経営資源を有効かつ総合的に計画・管理し、経営の効率化を図るための手法・概念を指す。 （注）ISO9001 国際標準化機構（ISO）が策定した品質に関するマネジメントシステム規格。顧客や社会などが求めている品質を備えた製品やサービスを供給者が常に届けるための仕組みについて規定している。 設備投資を的確に行いつつ、上記の「設備の保守点検の的確な実施」に記載のとおり、自主保全及び予防保全に努め、故障の低減に取り組んだ結果、故障による溶解・圧延設備の停止時間については 3 3. 7 時間となり、過去 5 年平均 3 5. 8 時間を下回った。 また、故障による圧穿機、圧印機の停止件数については、始業・終業点検及び法定点検（動力プレス機械特定自主検査）を確実に行った結果、引き続き、0 件となった。	って 5 億 8, 450. 2 万枚の貨幣を製造し、計画を達成したこと、また、納入後の返品がなかったことは高く評価できる。 自主保全及び予防保全に努め、故障の低減に取り組んだ結果、故障による溶解・圧延設備の停止時間は目標である過去 5 年平均を下回り、故障による圧穿機、圧印機の停止はなかった。 円貨幣並びに 100 円貨幣及び 10 円貨幣の一貫工業の歩留については、各製造工程の歩留の把握と不良原因の分析を行い、その情報を各製造工程にフィードバックし、歩留向上に努めたものの、100 円貨幣について目標である過去 5 年の平均値を下回った。これは、令和 5 年度の製造枚数が過去 5 年に比べて大幅に減少した影響により 1 日当たりの機械の稼働時間が減少したことで、製造効率が低い稼働直後の時間が相対的に多くなったことが主な要因である。 貨幣製造計画の変更に対応できる柔軟で機動的な体制を維持した結果、令和 5 年 4 月及び令和 5 年 12 月、計 2 回の貨幣製	の返品もなかった。 なお、貨幣の一貫工業の歩留については、製造枚数が大幅に減少している 100 円貨幣に関して、達成目標の基準値（過去 5 年平均）を僅かに下回っているものの、年間製造枚数の約 6 割を占める 500 円貨幣に関しては過去の実績平均値以上の水準となっており、品質管理に関する取組の効果が認められる。 貨幣製造計画の変更や災害等不測の事態に備えた製造体制の確保については、平時から作業量に応じた配置換を行うなど柔軟かつ機動的な対応を行っているほか、回収貨幣の受入増加に際した受入体制の見直しにも対応しており、その結果として、令和 5 年度中の 2 回の貨幣製造計画の変更に的確な対応がなされている。 情報漏えいや紛失・盗難の発生防止については、電子・文書を問わず徹底した情報管理、数量管理、工場入場時の厳格なセキュリティチェック等が行われており、その結果として、情報漏えい、紛失・盗難は発生していない。また、地金についても、保管庫等の入退室者チェックや在庫管理等の実施により、亡失は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については、重要度・困難度が高い目標設定に対して、定量的な数値目標を概ね達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
--	---	--	---	---	---	--

			止件数) ＜主な定量的指標＞ ○製造計画達成度 (100%) ○納期達成率 (100%) ＜主な定量的指標＞ ○500 円貨幣の歩留 (過去に同じ仕様で製造した 500 円貨幣の実績平均値以上) ○100 円貨幣及び 10 円貨幣の一貫工業の歩留 (過去 5 年平均以上) ＜主な定量的指標＞ ○保証品質達成率 (100%)	令和 5 年度においては、令和 3 年度に改鑄した 5 0 0 円バイカラー・クラッド貨幣を、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造し、納品した。また、その他の貨種についても確実に製造し、納品した。 記念貨幣については、2025 年日本国際博覧会記念千円銀貨幣 (第一次発行) を確実に製造し、納品した。 以上を含め、作業計画の変更や人員配置を柔軟かつ機動的に行うこと等により、財務大臣の定める貨幣製造計画に従って 5 億 8, 450. 2 万枚の貨幣を確実に製造し、納品した。 なお、2025 年日本国際博覧会記念貨幣 (第二次発行) 及び国立公園制度 100 周年記念貨幣に関しては、機動的な人員体制によって、確実な製造に対応すべく取り組んでいる。 財務大臣の定めた令和 5 年度の貨幣製造計画並びに令和 4 年度及び令和 5 年度の製造実績は、別紙 1 表 1 を参照。 歩留については、日々における各製造工程の歩留の把握と不良原因の分析を行い、その情報を各製造工程にフィードバックし、歩留向上に努めた。 500 円バイカラー・クラッド貨幣の歩留は、38. 4%となり、過去に同じ仕様で製造した 500 円貨幣の実績平均値 34. 6%を上回った。 100 円貨幣の一貫工業の歩留は、51. 2%となり、過去 5 年の平均値 51. 5%を下回った。令和 5 年度は、製造枚数が過去 5 年に比べて大幅に減少した影響により 1 日当たりの機械の稼働時間が減少したことで、製造効率が低い稼働直後の時間が相対的に多くなったことが主な要因である。 なお、10 円貨幣の一貫工業の歩留については、圧延工程において作業を行わなかったため、全体の歩留を算出することができなかった。 (参考) 500 円貨幣並びに 100 円貨幣及び 10 円貨幣の一貫工業の各工程歩留は、別紙 1 表 2 を参照。 IS09001 の活用による品質管理の徹底に努めた結果、局内試験規程に基づく検査及び財務省へ貨幣を納品する際に行われる財務局による検査において全ての貨幣が合格し、納品後の返品はなかった。 また、令和 5 年 11 月に実施された第 152 次製造貨幣大試験において、執行官である瀬戸財務大臣政務官より令和 4 年度及び令和 5 年度製造の通常貨幣及び記念貨幣について、「基準を満たし、適正」である旨の執行結果確認宣言が行われた。 令和 6 年 2 月に、令和 3 年 9 月に製造し財務省に納品した 500 円バイカラー・クラッド貨幣の中に、6 枚の不足が発見された事案に対して、貨幣製造契約に基づき、契約の履行に際し契約不適合があったことを令和 6 年 3 月に財務省大臣官房会計課長に申し出た。また、本事案について、工程ごとに詳細に確	造契約の変更に的確に対応した。 情報及び物品の管理を万全に行い、情報漏えい、紛失・盗難の発生はなく、地金の亡失もなかった。 以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、100 円貨幣の一貫工業の歩留の目標は基準値を下回ったものの、令和 5 年度の製造枚数が過去 5 年に比べて大幅に減少したことによるものであり、歩留の向上に努めていると認められ、その他の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、当該項目の困難度が高いことを考慮し、「A」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	---	---	--

	② 貨幣製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保するとともに、具体的事案の発生時には機動的に対応する。 ③ 情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。 さらに、財務大臣から委託された地金の保管業務を確実に実施する。	② 貨幣製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟で機動的な製造体制を確保し、当初予見し難い製造計画の変更等にも的確に対応します。 ③ 国民や社会からの信頼を維持するため、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。 また、財務大臣から保管を委託されている貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、万全の注意を払い、適切な管理及び確実な保管を行い、保管地金の亡失ゼロを維持します。	＜その他の指標＞ ○製造計画変更への対応に備えた体制の維持 ○具体的事案発生時の的確な対応 認・調査を行ったところ、令和４年９月に発見された事案と同様の原因により発生したと推察される。なお、対策は同様の事案が最初に判明した令和３年度中に既に講じている。今後も講じた対策の徹底に努める。 貨幣製造計画に対応した作業量に応じて、貨幣極印製造工程から通常貨幣製造工程及びプレミアム貨幣製造工程へ配置換するなど、人員配置を柔軟かつ機動的に行った。 また、回収貨幣の受入量増加を受け、回収貨幣受入体制を見直し、確実に対応した。 このほか、現場職員が外部研修や作業を遂行する中で、熟練した職員が指導者となって行う OJT（職場内教育）及び本支局間の技術交流により、専門知識の習得及び技術の向上を図る等、貨幣製造計画の変更に対応できる機動的な体制の整備に努め、令和５年４月及び令和５年１２月、計２回の貨幣製造契約の変更に的確に対応した。 国家機密としての性格を有する偽造防止技術に関する情報は、流出すれば真貨に近い偽貨の製造が可能となり、貨幣に対する信頼に深刻な影響を与えかねないものであることから、電子情報については外部とは遮断された専用のネットワーク・システムを使用し、また、文書については所定の書庫に施錠のうえ厳重保管する等、情報の管理を万全に行った。 また、製造工程においては、工程間での物品の移動に際しての数量管理の徹底や、工場等への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、製造工程内の物品の管理を万全に行った。 上記の事項を確実に実行したことにより、情報漏えい、紛失・盗難の発生はなかった。 財務大臣から保管を委託された貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、次の事項を確実に実行し、地金保管に万全を期した。 ・地金保管庫等における施錠・警報装置の確認及び個人認証システム等により入退室者をチェックすること。 ・日々の地金の出入庫を常に帳票等で把握し、受払いごと及び月末に保管地金の在庫確認を行うこと。 ・財務省（財務局）により毎月及び年度末に実施される保管地金の確認検査に合格すること。 上記の事項を確実に実行したことにより、保管地金の亡失はなかった。		
--	--	---	--	--	--

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（2）	通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－2 通貨偽造対策の推進 施策 4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 3 号、第 7 号及び第 8 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕 令和 5 年度行政事業レビューシート事業番号：2023-財務-22-0019

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去 5 年平均等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
【参考】 現金取扱機器の製造 事業者等への情報提 供	情報交換の実施 回数			3 回	3 回	4 回	2 回		売上高（百万円）	22, 064	23, 706	22, 429	19, 347	
									売上原価（百万円）	16, 484	18, 984	18, 431	14, 866	
【参考】 偽造動向や貨幣全般 に係る的確な情報収 集・通貨当局への情 報提供	セキュリティレ ポートの提出の有 無			提出有り	提出有り	提出有り	提出有り		販売費及び一般管理費 （百万円）	4, 356	4, 138	4, 233	4, 245	
									営業費用（百万円）	20, 839	23, 122	22, 664	19, 110	
								営業利益（百万円）	1, 224	583	△235	236		
【参考】 国際協力への対応	対応回数			0 回	0 回	1 回	4 回		従事人員数 （各年度 4 月 1 日現在）	849 人	844 人	854 人	867 人	

注）上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等 ① 貨幣の偽造抵抗力の強化を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって貨幣に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、ATM などの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上での確かな情報提供を行う。加えて、国家的な記念事業に相応しい記念貨幣の発行に向けて必要な調査・検討を行い、通貨当局に協力する。	(2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等 ① 国内外における貨幣の動向について調査を行い、貨幣の偽造抵抗力の強化を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めます。これらの取組により、通貨当局と一体となって貨幣に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、ATM などの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上での確かな情報提供を行います。 さらに、記念貨幣の発行に向けては、国家的な記念事業に相応しい素材、卓越したデザイン等の必要な調査・検討を行い、通貨当局へ協力します。	<その他の指標> ○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化	<主要な業務実績> 1. 偽造防止技術に関する検討等 偽造貨幣が発生した際の緊急改鋳への対応も想定しつつ、次期改鋳に向けた仕様の検討に備え、偽造防止技術の実用化時期等について引き続き検討を行った。 また、流通貨幣の汚損・摩耗等の状況を把握するため、品質調査の準備を進めた。 令和5年5月及び7月にオンライン開催されたMDA 会議、同年5月に実地開催されたIMD 技術委員会、同年10月に実地開催されたMDC2023 総会、同年12月にオンライン開催されたMDA 理事会、令和6年2月に実地開催されたMDA 理事会、MDA 会議及びIMDN 会合への参加を通じ、各国造幣局等と情報交換を行った。 また、令和6年3月にMDA ウェビナーに参加し、造幣事業に係る情報を収集した。 (注) MDA、MDC、IMDN、IMD 技術委員会 MDA (Mint Directors Association、国際造幣局長協会) は主要造幣局を構成員とし、造幣事業に関する調査や情報共有を目的とした組織である。MDA の支援の下、特定の技術的課題について調査研究を行っているのがIMD (International Mint Directors、国際造幣局長) 技術委員会である。また、IMDN (International Mint Director Network、国際造幣局長ネットワーク) は、MDA 構成員を含む各国造幣局による造幣事業に関連した諸問題についての情報交換、共同解決等を目的とするものであり、IMDN 構成員と各国の貨幣製造設備メーカー等が集う国際会議がMDC (Mint Directors Conference、世界造幣局長会議) となっている。 また、令和6年2月にドイツで開催されたベルリン・ワールド・マネーフエアに参加し貨幣全般に係る情報を収集するとともに、令和6年1月にオーストリア造幣局を訪問し、情報交換を行った。	<評定と根拠> 評定：B 偽造抵抗力の強化については、将来の改鋳に備えた検討を行い、現金取扱機器の製造事業者等と意見交換するなど、偽造抵抗力の高い貨幣の製造技術の練磨を図った。 2025 年日本国際博覧会記念貨幣（第二次発行）、国立公園制度100 周年記念貨幣（西表石垣国立公園、慶良間諸島国立公園、やんばる国立公園）、2025 年日本国際博覧会記念貨幣（第三次発行）及び国立公園制度100 周年記念貨幣（瀬戸内海国立公園、雲仙天草国立公園、霧島錦江湾国立公園）の発行に向けて、貨幣の種類、仕様及び技術等について検討を行うとともに、当該記念貨幣のデザインについて、我が国を代表する芸術家によるデザイン検討会からの意見を踏まえて制作した。 偽造動向や貨幣全般に係る情報収集及び通	評定	B
						<評価の視点> 偽造抵抗力の強化を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。 国内外の貨幣の流通状況や偽造動向について、通貨当局への確に情報提供を行ったか。 外国の通貨関連機関等からの研修・視察を積極的に受け入れ、国際協力に貢献したか。 <評価に至った理由> 偽造貨幣が発生した際の緊急改鋳に備えて、複数の貨幣製造に関する国際会議に出席して調査・情報交換が行われているほか、現金取扱機器の製造事業者との意見交換が行われている。 また、記念貨幣の発行について、芸術家から構成されるデザイン検討会からの意見も踏まえ、素材や品位等について調査・検討を行うことにより、通貨当局への協力がなされている。 国際的な広がりを見せる通貨偽造等の課題に対応していくため、市中流通貨の直径・汚損度等に関する品質調査を実施したほか、偽造が疑われる貨幣の真偽鑑定を迅速かつ確実に実施できる体制を構築したうえで、真偽鑑定及び通貨当局への結果の報告がなされている。 また、上述の国際会議の場において、国内外の通貨関係当局等と偽造貨幣の動向等に関する情報交換が行われているほか、その成果を含めたセキュリティレポートを作成し、通貨当局への提出がなされている。 外国政府、外国の貨幣関連機関等からの研修・視察要請にも積極的に対応しており、	

			考指標：情報交換の実施回数) <その他の指標> ○記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力	(参考) 現金取扱機器の製造事業者等との情報交換の実施回数：2回 3. 記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力 (1) 記念貨幣の発行に向けた調査・検討 2025 年日本国際博覧会記念貨幣(第二次発行)、国立公園制度 100 周年記念貨幣(西表石垣国立公園、慶良間諸島国立公園、やんばる国立公園)、2025 年日本国際博覧会記念貨幣(第三次発行) 及び国立公園制度 100 周年記念貨幣(瀬戸内海国立公園、雲仙天草国立公園、霧島錦江湾国立公園) の発行に向けて、貨幣の種類、仕様及び技術等について検討を行い、通貨当局への協力を行った。 記念貨幣に関して、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、形式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格、国内外の購入者の需要に対応した販売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速・確実な製造等、そのあり方について、以下のとおり調査・検討を行った。 ①通信販売での貨幣セットの購入者に対して実施したアンケートの中で、記念貨幣に対する国民の意向把握に努めた。 ②貨幣セットの購入申込数が販売予定数を上回った場合に実施する抽選会の機会を捉えて、抽選の立会者として選出した購入申込者等との懇談会を開催し、記念貨幣に対する購入者の意向把握に努めた(令和 5 年度は計 2 回開催)。 さらに、同懇談会において、記念貨幣のデザインに関するアンケート調査を実施した。 ③以下の機会を通じて、諸外国における記念貨幣の発行状況等について情報を収集した。 ・令和 5 年度中に、アメリカ、ドイツ、韓国等のディーラー等との会議をオンライン・実地合わせて計 29 件実施した。 ・令和 6 年 2 月に開催されたベルリン・ワールド・マネーフェアに参加した。 (2) 記念貨幣に相応しい卓越したデザインについての取組 ①外部専門家からの指導 2025 年日本国際博覧会記念貨幣(第二次発行)、国立公園制度 100 周年記念貨幣(西表石垣国立公園、慶良間諸島国立公園、やんばる国立公園)、2025 年日本国際博覧会記念貨幣(第三次発行) 及び国立公園制度 100 周年記念貨幣(瀬戸内海国立公園、雲仙天草国立公園、霧島錦江湾国立公園) のデザインについて、我が国を代表する芸術家によるデザイン検討会の意見を踏まえて制作した。 さらに、AI 時代に必要なプロダクトデザイン手法についての外部	貨当局への情報提供については、市中流通貨の直径・汚損度等に関する品質調査の準備を進めた。また、厳格な情報管理の下で真偽鑑定を実施し、その結果得られた偽造貨幣に関する情報を財務省に報告しており、重要な情報を提供した。 外国の貨幣関連機関への訪問等については、MDC2023 総会への参加やオーストリア造幣局への訪問等を通じて積極的に情報収集を行い、財務省への情報提供を行った。 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出については、国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び研究開発の成果等についての報告書を令和 5 年 12 月に提出し、目標を達成した。 以上のことから、「通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等」については、全ての定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成している	国際協力への貢献の取組がなされている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	--	--	---	---	---	---

	② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、貨幣の流通状況及び貨幣の偽造動向の調査、外国の貨幣関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への的確に情報提供等を行う。	② 国際的な広がりを見せる通貨偽造等の課題に対応していくため、迅速かつ確実な真偽鑑定を実施できる体制の維持を図ります。また、緊急改鋳への対応も想定しつつ、外国の貨幣関連機関と積極的に連携や情報交換を行い、偽造の抑止等に取り組みます。 さらに、世界造幣局長会議をはじめとした国際会議への参加や外国の貨幣関連機関への訪問等を通じて、偽造	＜その他の指標＞ ○偽造動向や貨幣全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年１回１２月末））	研修や、作業を遂行する中で熟練した職員が指導者となって行うOJT（職場内教育）による習熟度の向上に取り組んだ。 貨幣のデザインに加えて、これらの貨幣を収納するパッケージなど数多くのデザインを制作しており、令和５年度におけるデザイン業務も多岐にわたったが、担当職員は我が国を代表する芸術家による意見・指導を受けながら意欲的に業務に取り組んだ。 ②国際コイン・デザイン・コンペティションの開催 平成１１０年より、貨幣デザインの芸術性の向上に寄与することを目的に、造幣局で国際コイン・デザイン・コンペティション（ICDC）を開催しており、最優秀作品に選ばれたデザインについては、造幣局においてメダルを製造し、販売している。 最優秀作品を含む ICDC への応募作品に触れることは、工芸職員にとって良い刺激となっている。 ICDC2023 の応募状況及び結果は、以下のとおり。 （応募状況） 部門、国数、作品数 一般部門：７か国 26 作品 学生部門：４か国 300 作品 （結果） 一般部門：最優秀賞（１点）、優秀賞（１点）、佳作（３点） 学生部門：フューチャー賞（１点）、奨励賞（３点） 一般・学生部門：審査委員特別賞（３点） ４．貨幣の動向に関する調査 通貨行政に寄与するため、国内外における貨幣の動向等について調査等を行うとともに、その成果について財務省へ提供した（国内１件、国外１７件）。また、通貨関係当局及び捜査関係当局との連絡会議に出席し、通貨関係の国際会議に参加するなど、財務省と連携して、国内外の通貨関係当局等と、偽造貨幣の動向や対策、貨幣製造技術等について、積極的に情報交換を行った。 （１）国内 - 偽造貨幣の流通を防止するための環境整備について検討を進めるべく、市中に流通している貨幣について汚損・磨耗等の状況を把握するため、市中流通貨の直径・汚損度等に関する品質調査の準備を進めた。 - 真偽鑑定については、迅速かつ確実に実施できる体制を維持しており、日本銀行及び警察関係機関その他取締機関から、市中に流通する貨幣で汚損しているものも含めて真偽鑑定の依頼を受けた際には、厳格に情報を管理した上で適切に鑑定を行った。その結果、得られた偽造貨幣に関する情報については財務省に報告を行った（１件）。	と認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	---	--	---	--	---	--

	③ 外国政府、外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れることにより、国際協力に貢献する。	動向や貨幣全般に係る情報を積極的に収集し、通貨当局への確に情報提供を行います。 なお、国内外における貨幣の偽造動向・技術情報及び研究開発の成果等についての報告書（セキュリティレポート）については、通貨当局の要望に沿って作成し、期日までに通貨当局へ確実に提出します。	③ 外国政府、外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れるなど、国際協力に貢献します。	<その他の指標> ○国際協力への対応（参考指標：対応回数とその内容）	このほか、国内外の捜査当局等から要請があれば担当職員を現地に派遣する等、協力体制を整えている。 （２）国外 ・令和５年５月及び７月の MDA オンライン会議、同年５月の IMD 技術委員会、同年 10 月の MDC2023 総会に参加し、貨幣全般に関する情報の収集を行い、得られた情報を財務省に提供した（４件）。 ・令和６年１月のオーストリア造幣局の訪問記録及び同年２月に参加したベルリン・ワールド・マネーフェアの概要を財務省に提供した（１件）。 ・MDA が発行する「Mint Edition」の内容について、財務省に提供した（計 12 件）。 ５．セキュリティレポート 国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び研究開発の成果等についての報告書（セキュリティレポート）を、通貨当局の要望に応じて作成し、貨幣製造契約において定められた期日（令和５年 12 月末）までに財務省に提出した。 ６．国際協力への貢献 国際協力に貢献するため、諸外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れることとしており、令和５年度においては、以下の４回を実施した。 ・令和５年４月、フランス造幣局 CEO の本局視察を受け入れた。 ・令和５年６月、財務総合政策研究所が主催する「財政経済セミナー」研修生（アジア地域を中心とした開発途上国の財務省の若手幹部候補生等）の視察を受け入れた。 ・令和５年９月、財務総合政策研究所が主催する「中央アジア・コーカサスセミナー」研修生（中央アジア・コーカサス地域諸国の財務省等の若手幹部候補生等）の視察を受け入れた。 ・令和６年２月、フランス造幣局職員との技術交流を行った。		
--	--	---	--	---------------------------------------	--	--	--

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（3）	国民に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 3 号及び第 8 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕 令和 5 年度行政事業レビューシート事業番号：2023-財務-22-0019

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去 5 年平均等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
【参考】 博物館の展示及び特別展示等の充実	博物館来場者数			17,001 人	37,032 人	88,282 人	107,584 人		売上高（百万円）	22,064	23,706	22,429	19,347		
	特別展示等の開催・他の展示会への出展回数			2 回	7 回	8 回	10 回		売上原価（百万円）	16,484	18,984	18,431	14,866		
博物館におけるアンケート結果	博物館におけるアンケート結果	5 段階評価で平均評価 3.5 超	3.5	4.3	4.4	4.5	4.5		販売費及び一般管理費（百万円）	4,356	4,138	4,233	4,245		
【参考】 ホームページの充実	アクセス数			2,254,202 件	2,254,727 件	2,567,913 件	2,564,195 件		営業費用（百万円）	20,839	23,122	22,664	19,110		
	更新回数			1,000 回	1,064 回	1,127 回	1,184 回								
工場見学者アンケート結果	工場見学者アンケート結果	5 段階評価で平均評価 3.5 超	3.5	—	4.4	4.4	4.5		営業利益（百万円）	1,224	583	△235	236		
【参考】 国民に対する情報発信の充実	出張講演等の実績回数			2 回	3 回	5 回	3 回		従事人員数（各年度 4 月 1 日現在）	849 人	844 人	854 人	867 人		

注）上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	(3) 国民に対する情報発信 博物館の展示やホームページの充実、工場見学の受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、造幣局に対する理解や貨幣に対する信頼を深める。また、貨幣に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。	(3) 国民に対する情報発信 国民各層に広く、造幣局の事業や貨幣に関する知識や理解を深めていただくため、内容についてよりわかりやすいものとなるようホームページ、博物館の展示及び特別展示等の充実に取り組みます。 また、感染症対策を徹底した上での工場見学の受入れ、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント、出張講演の実施等の機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供するほか、貨幣に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努めます。なお、博物館及び工場見学においては、来場者からのアンケート結果の評価が5段階評価で平均して3.5を超える結果となるよう取り組みます。	<その他の指標> ○ホームページの充実(参考指標: アクセス数、更新回数)	<主要な業務実績> 1. ホームページの充実 造幣局ホームページにおいて貨幣の特徴、販売ニュース等各種情報の発信を行ったほか、造幣局の事業に関する最新情報を掲載し、その内容もより分かりやすく魅力的なものとなるよう取り組んだ。 具体的な実施状況は、次のとおり。 (1) アクセス数 令和5年度においては、記念貨幣や各種イベントに関する情報を中心に随時発信するなどした結果、令和5年度における造幣局ホームページのアクセス件数は、2,564,195件であった。 (参考) 造幣局ホームページのアクセス件数(訪問者数) (単位: 件)	<評定と根拠>評定: A 令和5年度は新たにX(旧Twitter)の造幣局公式アカウントを開設し、記念貨幣等の販売情報やイベントの情報など幅広く情報発信を行うとともに、令和4年度に開設した造幣局公式Instagramでは、貨幣や金属工芸品の製造の様子や貨幣セットの紹介、桜の通り抜けの様子、博物館展示物や特別展の内容等の写真やショート動画を掲載した。造幣局公式YouTubeチャンネルにおいては、貨幣や勲章、金属工芸品、貨幣セットの製造工程や造幣博物館の特別展を紹介する動画、さらに、桜の通り抜け通路でファッションショーを行う動画等を配信するなど、若年層を含めた多様な年齢層に対してデジタル空間を介した情報発信強化の取組を推進したことは高く評価できる。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止策を適切に講じつつ、造幣博物館、造幣さいたま博物館及び造幣広島展示室の開館や、工場見学の積極的な受入、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント及び出張講演の実施等の機会を	評価	A	<評価の視点> 造幣局に対する理解や貨幣に対する信頼を深めるために、国民に対して適切な情報提供を行っているか。 <評価に至った理由> ホームページの充実について、頻繁な更新により、記念貨幣や各種イベント等の造幣局の事業に関する最新情報の提供がなされている。 博物館の展示及び特別展示等の充実について、収蔵品を広く国民に紹介するための特別展の開催や、その解説動画を公式YouTubeチャンネルにて配信する等の取組が行われている。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に引き下げられたことを踏まえ、博物館の受入上限を拡大しており、これらの取組の結果、入館者数は大幅に増加している。 工場見学やイベント等を通じた情報発信について、製造貨幣大試験及び日本国際博覧会記念貨幣打初め式が滞りなく実施されている。また、「大人の工場見学会」や「工場見学ナイトツアー」等の取組を継続したほか、小学生4年生から6年生の親子を対象に、世界にひとつだけのオリジナル貨幣セット作り体験イベントといった新たな取組が実施されている。なお、博物館や工場見学に関するアンケート結果はいずれも達成目標の120%の水準となっている。さらに、新たにX(旧Twitter)のアカウントを開設し、情報発信の手段を増やすなど、SNSでの発信強化の取組がなされている等、国民の造幣局に対する理解や貨幣に関する信頼を深めるための取組がなされていると認められる。
				元年度 4,530,719	2年度 2,254,202	3年度 2,254,727	4年度 2,567,913	5年度 2,564,195

			(1) 博物館来場者数 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、博物館の受入上限を拡大した結果、令和5年度の造幣博物館等入館者数は、107,584人となった。 (参考) 過去5年間の造幣博物館等の入館者数 (単位：人) <table> <tr> <th>区 分</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr> <tr> <td>造幣博物館</td><td>78,360</td><td>7,439</td><td>13,020</td><td>32,684</td><td>48,574</td></tr> <tr> <td>造幣さいたま博物館</td><td>65,107</td><td>8,742</td><td>22,787</td><td>53,210</td><td>55,002</td></tr> <tr> <td>造幣広島展示室</td><td>32,488</td><td>820</td><td>1,225</td><td>2,388</td><td>4,008</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>175,955</td><td>17,001</td><td>37,032</td><td>88,282</td><td>107,584</td></tr> </table> (2) 特別展示等の開催・他の展示会への出展回数 造幣博物館等の収蔵品を広く国民に紹介するため、各種の特別展を開催した。 令和5年度においては、3回(3局合同1回、本局1回、さいたま支局1回)実施した。 特別展示等の開催実績については、別紙2表2参照。 なお、他の展示会へは、7回出展した。 3. 工場見学やイベント等を通じた情報発信 工場見学やイベント、出張講演の実施等の機会を活用して、国民に対する情報発信の充実に取り組んだ。 具体的な実施状況は、次のとおり。 (1) 造幣局の事業や貨幣に関する情報提供 ①製造貨幣大試験及び記念貨幣打初め式の実施 - 令和5年8月7日に2025年日本国際博覧会記念貨幣(第一次発行)打初め式を実施した。 - 令和5年11月27日に第152次製造貨幣大試験を実施した。 - 令和6年3月4日に2025年日本国際博覧会記念貨幣(第二次発行)打初め式を実施した。 ②メディアを通じた情報発信 引き続き、外部からの造幣局の事業や記念貨幣の発行等の貨幣に関する取材依頼、情報提供・資料提供依頼に対しては、積	区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	造幣博物館	78,360	7,439	13,020	32,684	48,574	造幣さいたま博物館	65,107	8,742	22,787	53,210	55,002	造幣広島展示室	32,488	820	1,225	2,388	4,008	合 計	175,955	17,001	37,032	88,282	107,584	活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供した。 博物館におけるアンケート結果は4.5、工場見学者アンケート結果は4.5であり、いずれも年度目標の3.5を上回っており、来場者から高い評価を受けている。 以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していることに加え、令和5年度はX(旧Twitter)の造幣局公式アカウントを開設したほか、造幣局公式Instagramや造幣局公式YouTubeチャンネルで貨幣や勲章の製造工程や貨幣セット等について情報発信・動画配信するなど、若年層を含めた多様な年齢層に対してデジタル空間を介した情報発信強化の取組を推進していることを踏まえ、「A」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を120%以上達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。
区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																														
造幣博物館	78,360	7,439	13,020	32,684	48,574																														
造幣さいたま博物館	65,107	8,742	22,787	53,210	55,002																														
造幣広島展示室	32,488	820	1,225	2,388	4,008																														
合 計	175,955	17,001	37,032	88,282	107,584																														

			極的に協力し、情報発信を行った。 ③国民と直接触れ合う機会の提供 i) 工場見学の受入 工場見学（ガイドツアー）については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことに伴い、受入人数を拡大したところ、令和5年度における本支局全体の工場見学者数は、51,122人となった。 (参考) 過去5年間の工場見学者数 (単位：人) <table> <tr> <th>区 分</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr> <tr> <td>本局</td><td>31,296</td><td>44</td><td>685</td><td>4,772</td><td>11,417</td></tr> <tr> <td>さいたま支局</td><td>46,706</td><td>4,566</td><td>11,274</td><td>36,408</td><td>37,509</td></tr> <tr> <td>広島支局</td><td>6,371</td><td>0</td><td>88</td><td>916</td><td>2,196</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>84,373</td><td>4,610</td><td>12,047</td><td>42,096</td><td>51,122</td></tr> </table> ii) 桜の通り抜け等のイベント 令和5年度においては、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供するために、感染防止策を講じたうえで、桜の通り抜け（本局）、桜のさんぽ道（さいたま支局）、花のまわりみち（広島支局）及び造幣さいたまサンクスフェア（さいたま支局）を開催した。 iii) その他のイベント 造幣局の事業や記念貨幣の発行を広く国民に周知し、理解を深めていただく機会として、お金と切手の展覧会（四日市展）（令和5年8月9日～15日）を開催した。 本局において、「大人の工場見学会」と題して、通常は見学受入を行っていない装金工場の見学イベントを開催した（令和5年12月13日及び令和6年2月8日）。また、新たな取組として、小学4年生から6年生の親子を対象に、貨幣セットの外装紙ケースに好きな絵を描いて、持参した記念の年などの貨幣をプラスチックケースに組み込むことによって、世界に一つだけのオリジナルの貨幣セット作りを体験できる春	区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	本局	31,296	44	685	4,772	11,417	さいたま支局	46,706	4,566	11,274	36,408	37,509	広島支局	6,371	0	88	916	2,196	合 計	84,373	4,610	12,047	42,096	51,122	
区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																													
本局	31,296	44	685	4,772	11,417																													
さいたま支局	46,706	4,566	11,274	36,408	37,509																													
広島支局	6,371	0	88	916	2,196																													
合 計	84,373	4,610	12,047	42,096	51,122																													

				休み親子イベントを実施した（令和6年3月28日）。 造幣広島展示室において、仕事帰りの保護者がお子様と工場見学できるよう、「工場見学ナイトツアー」を開催した（令和5年6月16日、8月25日、9月29日、10月27日、11月17日、12月15日、令和6年1月25日及び3月15日）。 さらに、横浜市で開催されたモノづくりキッズパーク（令和5年10月28日）や財務省こども霞が関見学デー（令和5年8月2日～3日）、小学生のためのお金について学ぼう！DAY（令和5年12月25日）などのイベントにも積極的に協力した。 ④SNSでの発信の強化 令和6年1月にX（旧Twitter）の造幣局公式アカウントを開設し、記念貨幣等の販売情報やイベントに関する情報等を掲載した。 令和4年度に開設した造幣局公式Instagramにおいては、貨幣や金属工芸品の製造の様子や貨幣セットの紹介、桜の通り抜けの様子、博物館展示物や特別展の内容等の写真やショート動画を掲載した。 令和3年度に開設した造幣局公式YouTubeチャンネルにおいては、貨幣や勲章、金属工芸品、貨幣セットの製造工程や造幣博物館の特別展を紹介する動画、さらに、桜の通り抜け通路でファッションショーを行う動画等を制作し、配信した。 また、造幣局Facebookにより、記念貨幣・貨幣セットの受付開始情報等の情報発信を行った。 さらに、博物館ブログにおいては、造幣博物館の展示品等に関する情報を発信した。 ⑤報道機関等からの取材等への協力 報道機関等からの取材、資料提供の要請について、可能な限り対応した。 これにより、イベント（桜の通り抜け、桜のさんぽ道、花のまわりみち、さいたまサンクスフェア、造幣博物館特別展等）開催の報道（新聞掲載、テレビ放送多数）のほか、NHK「ザ・バックヤード 知の迷宮の裏側探訪」、「チョコちゃんに叱られる!」、YouTube「プロセスX」、旺文社「学校では教えてくれない大切なこと」、ぴあMOOK「スゴイ!遊び場本 関西版」等に取り上げられた。		
			<その他の指標>	(2) 出張講演等の実績回数		

			○国民に対する情報発信の充実 （参考指標：出張講演等の実績回数） 造幣博物館等に収蔵されている貨幣（和同開珎から大判・小判等の古銭）や造幣局が製造してきた貨幣及びお金にまつわる話について、職員が依頼先に出向く等して講演を行っており、令和5年度においては依頼のあった3回（本局3回）全てにおいて講演を実施し、好評を博した。 （参考）出張講演等の回数及び参加者数 <table><tr><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>4回</td><td>2回</td><td>3回</td><td>5回</td><td>3回</td></tr><tr><td>190人</td><td>67人</td><td>75人</td><td>114人</td><td>64人</td></tr></table>	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	4回	2回	3回	5回	3回	190人	67人	75人	114人	64人		
元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																
4回	2回	3回	5回	3回																
190人	67人	75人	114人	64人																
		<主な定量的指標> ○博物館におけるアンケート結果 （5段階評価で平均評価3.5超） ○工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）	4. 来場者アンケート結果 来場者の要望を把握し、今後の博物館の展示等の参考とするため、来場者からのアンケートを実施した。アンケートを実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度に導入したアンケートはがきをリーフレットに組み込み配布したほか、QRコードを引き続き活用した。 博物館の来場者からのアンケート結果の評価は5段階評価で、造幣博物館 4.5、造幣さいたま博物館 4.5、造幣広島展示室 4.6、全体としては 4.5 であった。 また、工場見学者からのアンケート結果の評価は5段階評価で、本局 4.5、さいたま支局 4.5、広島支局 4.7、全体としては 4.5 であった。																	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（4）	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－2 偽造通貨対策の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 7 号及び第 8 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】貨幣の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】貨幣への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕 令和 5 年度行政事業レビューシート事業番号：2023-財務-22-0019

2. 主要な経年データ														
指標等	区分	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		達成目標	基準値 （過去 5 年平均等）	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		売上高（百万円）	22, 064	23, 706	22, 429	19, 347	
									売上原価（百万円）	16, 484	18, 984	18, 431	14, 866	
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用	－	（費やした費用） 64 百万円	（費やした費用） 1, 127 百万円	（費やした費用） 341 百万円		販売費及び一般管理費（百万円）	4, 356	4, 138	4, 233	4, 245	
					（費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計） 101 百万円	（費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計） 1, 529 百万円	（費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計） 473 百万円		営業費用（百万円）	20, 839	23, 122	22, 664	19, 110	
									営業利益（百万円）	1, 224	583	△235	236	
									従事人員数（各年度 4 月 1 日現在）	849 人	844 人	854 人	867 人	

注）上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

	映させることで、研究開発の質の向上に取り組めます。 さらに、研究成果については、金属工芸品や外国貨幣の受注の機会等を捉えて適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行うこととします。 その他、将来的なバイカラー・クラッド貨幣の回収増に備え、より効果的な再利用方法の実現に向けて、過年度の調査結果を踏まえた取組を進めます。	＜主な定量的指標＞ ○研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る） ＜その他の指標＞ ○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）	（２）評価結果の反映 研究開発評価会議（令和６年２月）において、外部技術アドバイザー（２人）の参画の上で、研究開発管理会議における各研究テーマの評価が翌年度の研究開発計画案に適切に反映されているかを検証するとともに、研究テーマごとの評価を行った。 研究開発評価会議の評価・検証及び理事会での審議の結果を踏まえて、以下のとおり、「令和６年度研究開発計画」を策定した。 ①事前調査 高度な偽造防止技術等の種を見いだすため、様々な分野の最新技術について幅広く調査を行うこととした。 ②研究テーマの設定 ６件（新規２件、令和５年度からの継続４件）を、研究テーマとして設定した。 ３．研究開発活動の成果 研究開発評価会議における評価の結果、研究開発終了案件に費やされた費用（開始時からの累計）に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計は 473 百万円となり、当該費用の合計 341 百万円を上回った。 ４．研究開発成果の活用 これまでの研究成果として令和５年度に製品化を行ったものは、主として次のとおり。 ・2025 年日本国際博覧会記念千円銀貨幣（第一次発行）の裏面、桜の通り抜け 2023 プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、忍たま 30 2023 プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面及びくろよん 60 2023 プルーフ貨幣セットの銀メダルの表面に、虹色発色加工を施した。 （注）虹色発色加工技術 微細な間隔に刻んだ溝に当たり反射した光が、干渉し虹色に輝いて見えるように加工する技術。		
--	---	--	--	--	--

			・国宝章牌「東大寺」において、レーザーによる梨地加工を施した。 （注）梨地加工技術 表面に凹凸を刻むことにより光を乱反射させ、梨の表面のような質感に仕上げる加工技術。 ・純金千支メダル（辰）の裏面のデザインの一部にホログラム潜像を施した。 （注）ホログラム潜像 ホログラム技術を応用した微細加工を表面に施したもので、その表面に光を照射すると画像が現れる。 ・純金千支十二稜メダル（辰）の表面の一部にレーザーによる梨地加工を施した。 ・純金千支メダル（1/4オンス）（辰）の裏面の一部、令和5年桜の通り抜け記念金メダルの表面の一部に虹色発色加工を施した。 ・純金メダラー植物コレクションの裏面の一部に潜像加工を施した。 また、機密保持に配慮した上で、次のとおり特許出願及び学会等での報告を行った。 ・令和元年度に共同開発企業と特許出願していた「硬貨類合流装置」について、特許登録された（令和5年11月）。 ・関西大学や試験研究地方独立行政法人との交流会を実施した（令和5年6月、11月、12月）。		
		○バイカラー・クラッド貨幣を貨幣の原材料として活用する手法の検討	5. 回収されたバイカラー・クラッド貨幣の再利用方法の検討 将来的なバイカラー・クラッド貨幣の回収増に備え、より効果的な再利用方法について調査するため、令和4年度に実施した小規模の分離テスト（バイカラー・クラッド貨幣の内側（コア）と外側（リング）を分離し、コアに付着する金属成分の分析等）の結果判明した課題についての改善策を検討した。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（5）	外国貨幣等の受注、製造		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
【参考】 外国貨幣等の受 注	受注件数及び受注 金額			0 件	1 件 (※)	0 件	1 件 (※)		売上高（百万円）	22,064	23,706	22,429	19,347	
									売上原価（百万円）	16,484	18,984	18,431	14,866	
									販売費及び一般管理費（百万円）	4,356	4,138	4,233	4,245	
									営業費用（百万円）	20,839	23,122	22,664	19,110	
納品達成度	納品達成度(%)	100%	100%	—	100%	—	100%		営業利益（百万円）	1,224	583	△235	236	
製造代金回収率	製造代金回収率 (%)	100%	100%	—	100%	—	100%		従事人員数(各年度4月1日現在)	279 人	270 人	268 人	271 人	

（※）受注金額については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 4 号ト及び発注者との取り決めにより非公表。

注）上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	（5）外国貨幣等の受注、製造 国内貨幣と異なる仕様の外国貨幣を製造することは、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鋳を含む様々な要請への対応力の強化に資することから、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨当局等との緊密な連携の下、外国政府等からの貨幣等製造の受注に取り	（5）外国貨幣等の受注、製造 通貨当局等との緊密な連携の下、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鋳等への対応力を強化する観点から、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国政府等からの貨幣等製造の受注に取り組みます。 受注した外国貨幣等につ	＜その他の指標＞ ○外国貨幣等の受注（参考指標：受注件数及び受注金額） ＜主な定量的指標＞ ○納品達成度（100％） ○製造代金回収率（100％）	通貨関係当局等との緊密な連携の下、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国政府等の貨幣等製造の受注に向けて取り組むこととしている。 令和 5 年度においては、外国貨幣の入札への参加実績はなかったが、引合いのあった外国政府等に対して、今後も引き続き入札案内等を送付するよう依頼した。 令和 5 年度において受注した、「日カンボジア友好 70 周年」記念カンボジア 5, 000 リエル銀貨幣 500 枚については、納期までに受注数量の全数を確実に納品するとともに、製造代金を全て回収した。	＜評定と根拠＞評定：B 令和 5 年度においては、外国貨幣の入札への参加実績はなかったが、引合いのあった外国政府等に対し、今後も入札案内等を送付するよう依頼するなど、今後の外国貨幣等の受注に向けて、外国政府等との関係維持及び情報収集に取り組んだ。 また、令和 5 年度において受注した、「日カンボジア友好 70 周	評定 B ＜評価の視点＞ 通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等からの貨幣製造に向けて積極的に取り組んだか。 ＜評価に至った理由＞ 「日カンボジア友好 70 周年」記念カンボジア 5, 000 リエル銀貨幣について、納期までに受注数量全数の納品及び製造代金の回収がなされている。また、外国貨幣等の受注に係る入札への参加はなかったものの、外国政府に対し今後も入札案内等の送付依頼を行うなど、将来の受注に向

	組む。	いては、受注数量を確実に納品するとともに、製造代金を確実に回収します。			年」記念カンボジア 5,000 リエル銀貨幣 500 枚については、全数を確実に納品するとともに、製造代金を全て回収した。 以上のことから、「外国貨幣等の受注、製造」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	けた取組がなされている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。
--	-----	-------------------------------------	--	--	--	---

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2	その他の事業		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行(内閣府) 栄典事務の適切な遂行	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号並びに同条第 2 項 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 10 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I－2－(1) 【困難度：高】 I－2－(1)	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ																			
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）										
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度				
I－2－（1）勲章等及び金属工芸品の製造等										売上高（百万円）						20,361	15,876	12,073	8,442
受注数量製造率（%）	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%	100%			売上原価（百万円）						18,083	13,715	10,121	7,026
	金属工芸品	100%	100%	100%	100%	100%	100%			販売費及び一般管理費（百万円）						1,326	1,294	1,081	968
納期達成率（%）	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%	100%			営業費用（百万円）						19,408	15,008	11,203	7,994
受注品の納期達成率（%）	金属工芸品	100%	100%	100%	100%	100%	100%			営業利益（百万円）						953	867	871	448
保証品質達成率（%）	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数（各年度4月1日現在）						164人	163人	166人	170人
	金属工芸品（※）	100%	100%	100%	100%	100%	100%												
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	勲章等	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し												
	金属工芸品	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し												
I－2－（2）貨幣の販売																			
顧客満足度アンケート結果	顧客満足度アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.4	4.3	4.3	4.3												

指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
【参考】 国民のニーズに的確 に対応した貨幣セッ トの販売	製造セット数 (年銘)			1,169,000 個	1,005,000 個	726,988 個	522,988 個	
	販売セット数 (年銘)			1,111,139 個	990,267 個	707,497 個	520,932 個	
【参考】 公平・公正な販売に 向けた適切な取組	申込倍率			別紙3 表1参照	別紙3 表1参照	別紙3 表1参照	別紙3 表1参照	
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	情報漏えい等の 発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	
I－2－（3）貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務								
返却期限達成率（％）	貴金属の品位証 明業務	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
	地金及び鉱物の 分析業務	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
収支相償の達成（％）	貴金属の品位証 明業務	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
	地金及び鉱物の 分析業務	100％	100％	100％	100％	100％	100％	
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	貴金属の品位証 明業務	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	
	地金及び鉱物の 分析業務	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	

（※）企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く。

注）上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。

従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の製造）の平均する常勤職員数を記載。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		
						＜評価と根拠＞評価：B 「その他の事業」については、全3項目中、重要度・困難度の高い「勲章等及び金属工芸品の製造等」が「A」評価であり、その他の2項目が「B」評価であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 以上のことから、「その他の事業」については、全体として事業計画における所期の目標を達成	評価	B
							「その他の事業」については全3項目中、重要度・困難度が高いと設定している「勲章等及び金属工芸品の製造等」が「A」評価となっているほか、他の2項目が「B」評価となっており、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。 勲章等については、内閣府との契約に基づき、納期までにすべての製品を確実に製造したうえで納品している。また、貨幣の販売については、これまでの顧客アンケートに基づく国民のニーズを踏まえた製品の製造が行われたほ	

その他の事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。

					していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	か、公平・公正な販売が実施されている。 以上を踏まえ、「その他の事業」については、全体として事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－（1）	勲章等及び金属工芸品の製造等		
業務に関連する政策・施策	（内閣府） 栄典事務の適切な遂行	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】天皇の国事行為として授与される勲章等について、内閣府から求められる品質及び納期を遵守して確実に製造することは、栄典制度の重要な要素であるため。 【困難度：高】美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えていることが要求される勲章等について、品質が均一に保たれるよう製造し、内閣府との契約を確実に履行するには、細心の注意をもって、熟練した技術を最大限に用いる必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去 5 年平均等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
受注数量製造率 (%)	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高（百万円）	20,361	15,876	12,073	8,442		
	金属工芸品	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価（百万円）	18,083	13,715	10,121	7,026		
納期達成率 (%)	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費 （百万円）	1,326	1,294	1,081	968		
受注品の納期達成率 (%)	金属工芸品	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用（百万円）	19,408	15,008	11,203	7,994		
保証品質達成率 (%)	勲章等	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業利益（百万円）	953	867	871	448		
	金属工芸品 （※）	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数 （各年度 4 月 1 日現在）	164 人	163 人	166 人	170 人		
情報漏えい、紛失・ 盗難発生の有無	勲章等	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し								
	金属工芸品	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し								

（※）企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く。

注）上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	2. その他の事業	2. その他の事業				＜評価と根拠＞評価：A	評価	A
	(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等 ① 勲章等については、製造工程の一層の効率化を図りつつ、過去に授与されたものとの間においても同質性や均一性が確保されるよう、徹底した品質管理の下で確実に製造することにより、内閣府との契約を確実に履行する。	(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等 ① 勲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であり、品質が均一に保持されたうえで、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えたものであることなどが要求されるため、徹底した品質管理を行うとともに、精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により、数量・納期を確実に履行するよう製造します。 また、勲章等の製造工程については、培ってきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、機械の導入などによる一層の効率化を図ります。なお、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。	＜主な定量的指標＞ ○受注数量製造率（100%） ○納期達成率（100%） ○保証品質達成率（100%）	勲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であり、品質が均一に保持されたうえで、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えたものであること等が要求される。このため、勲章等及び種印・極印の製造には培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上が必要不可欠であることから、作業を遂行する中で熟練した職員が指導者となつて行う 0JT（職場内教育）や金工レベルアップ研修等を実施することにより、技術・技能の維持向上に取り組んだ。 令和5年度においては、内閣府との間で締結した勲章等製造請負契約に基づき、厳格な検査体制の下で、27,303 個・組を確実に製造、納品し、納品後の返品はなかった。	＜評価と根拠＞評価：A 勲章等については、精巧な技術と細心の注意を払い、徹底した品質管理の下で製造し、決められた納期までに納品を確実に行き、納品後の返品がなかったことは、高く評価できる。 また、0JT や各種研修、細かな手作業の技能を伝えるための動画作成に取り組むことで伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上を図りつつ、七宝自動盛付機等の自動化機械を活用した作業の効率化に取り組んだ。	＜評価の視点＞ 製造工程の効率化を図りつつ、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。	＜評価に至った理由＞ 勲章等の製造について、品質が均一に保持されたうえで、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えたもの等とするため、0JT や金工レベルアップ研修の実施により技術・技能の維持・向上に取り組んだ結果、内閣府との契約に基づき定められた納期までの納品がなされているほか、返品も発生していない。	金属工芸品の製造について、各製品に虹色発色加工や梨地加工等を施すなど、貨幣製造技術の維持・向上に資する取組がなされているほか、顧客との契約に定められた納期までの納品がなされている。 また、勲章等及び金属工芸品の製造のいずれについても、七宝自動盛付機等の活用による製造工程の自動化・効率化が図られているほか、情報管理及び物品管理の徹底により情報漏えいや紛失・盗難は発生していない。
	② 金属工芸品の製造については、貨幣製造技術の維持・向上に資	② 金属工芸品については、偽造防止技術をはじめとする貨	＜その他の指標＞ ○貨幣製造技術の向上に資する新	情報の管理及び物品の管理を万全に行ったことにより、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。	金属工芸品の製造については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、この目的に資する新製品の開発に取り組んだ。具体的には次のとおり。	金属工芸品については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、貨幣製造技術の向上に資する新製品を開発するとともに、受注した全ての金属工芸品について、顧客との契約に基づき、決められた納期までに製造、納品を確実に行き、納品後の返品はなかった。企画品についても同様に、販売後の返品はなかった。 勲章等の製造、金属工芸品の製造ともに、情報の管		以上を踏まえ、本項目については、重要度・困難度が高い目標設定に対して、定量的な数値目標を達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。

	するために行う。また、原則として官公庁等の一般競争入札への参加による受注・製造を行わないことに加え、受注品についても、製品の主旨等を踏まえ、公共性が高い場合に限り製造を行う。	幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、この目的に資する新製品の開発に取り組みます。また、原則として官公庁等の一般競争入札への参加による受注・製造を行わないことに加え、受注品についても、発注者の性格や製品の主旨・利用目的等を踏まえ、公共性が高い場合に限り製造を行い、数量・納期を確実に履行するよう取り組みます。なお、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。 さらに、金属工芸品の製造工程については、徹底した品質管理のもと確実な製造を行い、伝統技術の維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、機械の導入などによる一層の効率化を図ります。	製品の開発 <主な定量的指標> ○受注数量製造率（100%） ○受注品の納期達成率（100%） ○保証品質達成率（100%）（ただし、企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く） <主な定量的指標> ○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	・桜の通り抜け 2023 プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、忍たま 30 2023 プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面及びくろよん 60 2023 プルーフ貨幣セットの銀メダルの表面に、虹色発色加工を施した。 ・国宝章牌「東大寺」において、レーザーによる梨地加工を施した。 ・純金千支メダル（辰）の裏面のデザインの一部にホログラム潜像を施した。 ・純金千支十二稜メダル（辰）の表面の一部にレーザーによる梨地加工を施した。 ・純金千支メダル（1/4オンス）（辰）の裏面の一部、令和5年桜の通り抜け記念金メダルの表面の一部に虹色発色加工を施した。 ・純金メダラー植物コレクションの裏面の一部に潜像加工を施した。 受注品については、発注者の性格、製品の主旨・利用目的を踏まえ公共性が高いと判断できる製品に限っており、引き続き、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行っていない。 受注した全ての金属工芸品について、依頼内容を的確に把握し、顧客との契約に基づき、決められた納期までに製造、納品を確実にを行い、納品後の返品はなかった。 企画品についても同様に、販売後の返品はなかった。 また、OJT（職場内教育）や工芸部門総合技能研修、細かな手作業の技能を伝えるための動画作成、フランス造幣局との装金部門技術交流等を実施することにより、伝統技術の維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、製造工程の効率化やコスト削減のため、これまでに導入した七宝自動盛付機やマシニングセンタ等の自動化機械を積極的に活用した。 （注）マシニングセンタ コンピュータ制御により、予めプログラムしておいた切削や穴あけ等の多種多様な加工を全自動で行う工作機械。 情報の管理及び物品の管理を万全に行ったことにより、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。 （参考）勲章等及び金属工芸品の販売状況 （金額は税抜）	理及び物品の管理を万全に行い、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。 以上のことから、「勲章等及び金属工芸品の製造等」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、当該項目の困難度が高いことを考慮し、「A」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	---	--	---	---	--

				区 分	4年度		5年度			
					個数	金額 (千円)	個数	金額 (千円)		
				勲 章 等	27, 833	2, 138, 445	27, 303	2, 118, 394		
				金属工芸品	45, 942	3, 448, 103	38, 908	3, 536, 309		
				合 計	73, 775	5, 586, 548	66, 211	5, 654, 703		

4. その他参考情報
特になし。

様式 3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－（2）	貨幣の販売		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4－1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4－1－3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 8 号並びに同条第 2 項 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 10 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 5 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 5 年度事前分析表〔政策目標 4－1〕 令和 5 年度行政事業レビューシート事業番号：2023-財務-22-0019

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
顧客満足度アンケート結果	顧客満足度アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.4	4.3	4.3	4.3		売上高（百万円）	20,361	15,876	12,073	8,442	
【参考】 国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売	製造セット数（年銘）			1,169,000 個	1,005,000 個	726,988 個	522,988 個		売上原価（百万円）	18,083	13,715	10,121	7,026	
	販売セット数（年銘）			1,111,139 個	990,267 個	707,497 個	520,932 個		販売費及び一般管理費（百万円）	1,326	1,294	1,081	968	
【参考】 公平・公正な販売に向けた適切な取組	申込倍率			別紙3 表1参照	別紙3 表1参照	別紙3 表1参照	別紙3 表1参照		営業費用（百万円）	19,408	15,008	11,203	7,994	
									営業利益（百万円）	953	867	871	448	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	情報漏えい等の発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		従事人員数 （各年度4月1日現在）	164人	163人	166人	170人	

注）上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勳章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価																	
	(2) 貨幣の販売 貨幣セット販売業務については、新製品の開発や顧客層の拡大、代金決済手段の多様化等サービス向上を図ることにより、国民のニーズに応えるとともに、「公共サービス改革基本方針」(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)に基づく、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、効率化や民間ノウハウの活用等の観点から、業務について不断の見直しに努める。 また、記念貨幣については、顧客の拡大に向けた取組、公正・公平な抽選や確実な配送を行うことにより、広く国民に行き渡るよう注力するとともに、徹底した販売プロセス管理の下で適切な販売を行う。	(2) 貨幣の販売 貨幣セット販売業務については、国民のニーズに応えるとともに、「公共サービス改革基本方針」(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)に基づく、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務について不断の見直しに努めます。 また、記念貨幣の販売に当たっては、国家的な記念事業としての性格も踏まえ、顧客の拡大に向けた取組を行いながら、引き続き、はがきに加えオンラインでも申込みの受付を行い、購入希望者の公平性に配慮しつつ、公正・公平な抽選や確実な発送を行うことにより、広く国民に行き渡るよう取り組むとともに、徹底した販売プロセス管理の下で適切な販売を行います。 さらに、貨幣セットの購入者をはじめとする顧客に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5 段階評価で平均して 3.5 を超える評価が得られるよう取り組みます。顧客アンケート調査等で得られたニーズを踏まえ、代金支払方法の多様化等のサービス向上に向けて取り組みます。なお、貨幣製造技術の向上に資す	＜その他の指標＞ ○国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売(参考指標:製造セット数及び販売セット数(年銘))	＜主要な業務実績＞ 貨幣セット販売業務については、平成 24 年 7 月 20 日閣議決定の公共サービス改革基本方針に基づき、業務フロー・コスト分析を実施し、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から民間への委託の拡大について検討を重ねてきた。 こうした経緯を踏まえ、造幣局本局構内の販売所(ミントショップ)における店頭販売業務については平成 26 年 4 月から、さいたま支局構内のミントショップにおける店頭販売業務については平成 29 年 4 月から民間への外部委託を実施しており、令和 5 年度においても、前年度における実施状況を踏まえ引き続き実施した。 (注)平成 25 年 6 月 14 日、平成 26 年 7 月 11 日、平成 27 年 7 月 10 日、平成 28 年 6 月 28 日、平成 29 年 7 月 11 日、平成 30 年 7 月 10 日、令和元年 7 月 9 日、令和 2 年 7 月 7 日、令和 3 年 7 月 9 日、令和 4 年 7 月 5 日及び令和 5 年 7 月 4 日に閣議決定された公共サービス改革基本方針では、当該業務は民間競争入札の対象事業とはされていない。 また、外国人旅行者の更なる来客を図るため、平成 30 年 4 月より本局及び両支局構内のミントショップにおける外国人旅行者に対する免税販売を実施しており、令和 5 年度においても、引き続き実施した。 国民のニーズに的確に対応した貨幣セットを販売すべく、これまでに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対するお客様の要望において日本の歴史、文化、芸術を題材とした貨幣セットや各種行事・イベントを題材とした貨幣セットの要望が多かったことを踏まえ、新たな貨幣セットの企画・開発に努め、令和 5 年度においては、日本の歴史、文化、芸術を題材にした貨幣セットとして忍たま 30 2023 プルーフ貨幣セット、忍たま 30 貨幣セット、くろよん 60 2023 プルーフ貨幣セット、くろよん 60 貨幣セット、おじやる丸放送 25 周年 2023 プルーフ貨幣セット、おじやる丸放送 25 周年貨幣セット及び警視庁創立 150 年貨幣セットを企画し、販売を行った。 忍たま貨幣セットについては、新たな顧客層の開拓に資するよう、公式 X における製品紹介記事の掲載やオフィシャルショップでのポスター掲示等、様々な方法による広告宣伝を行った。 くろよん貨幣セットについては、関係機関の協力を得て、大阪駅前第一ビル及び横浜駅において販売事前周知に関するチラシの一般配布を行うとともに、現地での委託販売を実施した。	＜評定と根拠＞評定：B これまでに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対するお客様の要望等を踏まえ、貨幣製造技術の向上に資する新製品等、国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売を行った。 また、令和 5 年度においても、国民に対し記念貨幣の購入機会を広く公平に提供できるよう、様々な手段により幅広く国民に周知するとともに、公開の抽選会による厳正な抽選を行うなど公正・公平な販売への取組を確実に行った。 さらに、予定していた記念貨幣を全て販売するとともに、案内したスケジュールどおりに商品を発送した。 これら、国民のニーズへの対応やサービスの向上に向けて取り組んでいることもあり、顧客満足度アンケート結果においては、目標	<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価の視点＞</td></tr><tr><td colspan="2">国民のニーズに的確に応えた貨幣の販売がなされたか。業務の見直しを行ったか。</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">貨幣セット販売業務について、これまでの顧客アンケート調査で得られた結果を踏まえ、日本の歴史や文化等を題材とした製品の企画・製造が行われたほか、製品によってはミントショップ以外での現地販売を行う等の新たな顧客層の拡大のための取組がなされており、国民のニーズに応えた販売がなされていると認められる。また、ミントショップにおける店頭販売業務の民間への外部委託を継続し、業務の不断の見直しに努めている。</td></tr><tr><td colspan="2">記念貨幣の販売について、販売開始に当たっては記者発表や造幣局 HP での販売要領掲載等により国民に広く周知したうえで、販売数量を上回る申込みがあった場合は抽選により購入者を決定する等により、公正・公平な販売となるよう努めている。なお、予定していた記念貨幣の全てを販売するとともに、購入者へ案内したスケジュールどおりの発送がなされている。</td></tr><tr><td colspan="2">また、顧客アンケート等により国民ニーズの把握及びサービス向上に向けた取組が行われているほか、顧客情報や物品の厳格な管理を行った結果、情報漏えいや紛失・盗難は発生していない。</td></tr><tr><td colspan="2">以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、</td></tr></table>	評定	B	＜評価の視点＞		国民のニーズに的確に応えた貨幣の販売がなされたか。業務の見直しを行ったか。		＜評価に至った理由＞		貨幣セット販売業務について、これまでの顧客アンケート調査で得られた結果を踏まえ、日本の歴史や文化等を題材とした製品の企画・製造が行われたほか、製品によってはミントショップ以外での現地販売を行う等の新たな顧客層の拡大のための取組がなされており、国民のニーズに応えた販売がなされていると認められる。また、ミントショップにおける店頭販売業務の民間への外部委託を継続し、業務の不断の見直しに努めている。		記念貨幣の販売について、販売開始に当たっては記者発表や造幣局 HP での販売要領掲載等により国民に広く周知したうえで、販売数量を上回る申込みがあった場合は抽選により購入者を決定する等により、公正・公平な販売となるよう努めている。なお、予定していた記念貨幣の全てを販売するとともに、購入者へ案内したスケジュールどおりの発送がなされている。		また、顧客アンケート等により国民ニーズの把握及びサービス向上に向けた取組が行われているほか、顧客情報や物品の厳格な管理を行った結果、情報漏えいや紛失・盗難は発生していない。		以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、	
評定	B																					
＜評価の視点＞																						
国民のニーズに的確に応えた貨幣の販売がなされたか。業務の見直しを行ったか。																						
＜評価に至った理由＞																						
貨幣セット販売業務について、これまでの顧客アンケート調査で得られた結果を踏まえ、日本の歴史や文化等を題材とした製品の企画・製造が行われたほか、製品によってはミントショップ以外での現地販売を行う等の新たな顧客層の拡大のための取組がなされており、国民のニーズに応えた販売がなされていると認められる。また、ミントショップにおける店頭販売業務の民間への外部委託を継続し、業務の不断の見直しに努めている。																						
記念貨幣の販売について、販売開始に当たっては記者発表や造幣局 HP での販売要領掲載等により国民に広く周知したうえで、販売数量を上回る申込みがあった場合は抽選により購入者を決定する等により、公正・公平な販売となるよう努めている。なお、予定していた記念貨幣の全てを販売するとともに、購入者へ案内したスケジュールどおりの発送がなされている。																						
また、顧客アンケート等により国民ニーズの把握及びサービス向上に向けた取組が行われているほか、顧客情報や物品の厳格な管理を行った結果、情報漏えいや紛失・盗難は発生していない。																						
以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しているとともに、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、																						

		る新製品の開発に取り組むとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。		また、各種行事の開催会場等で現地販売することを主な目的とした貨幣セットの企画・開発にも努め、令和5年度においては、第105回全国高校野球選手権記念大会 貨幣セット、2023 燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会開催記念 貨幣セット、那智の扇祭り貨幣セット及びベルリン・ワールド・マネーフエア貨幣セットを企画し、販売を行った。なお、那智の扇祭り貨幣セットについては、現地周辺の主要なＪＲ各駅にポスター掲載を行った。 なお、製造した令和5年銘の貨幣セット数は、522,988 個であり、販売した令和5年銘の貨幣セット数は520,932 個（令和6年3月末時点）である。 （参考）貨幣セット等及び外国貨幣の販売状況（税抜） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">4年度</th><th colspan="2">5年度</th></tr><tr><th>個数</th><th>金額（千円）</th><th>個数</th><th>金額（千円）</th></tr><tr><td>通常貨幣セット</td><td>442,936</td><td>1,007,171</td><td>376,972</td><td>884,174</td></tr><tr><td>プルーフ貨幣セット</td><td>113,655</td><td>1,339,361</td><td>90,613</td><td>1,035,853</td></tr><tr><td>プレミアム貨幣・貨幣セット</td><td>130,837</td><td>4,020,325</td><td>58,764</td><td>728,124</td></tr><tr><td>外国貨幣</td><td>9,986</td><td>61,724</td><td>9,854</td><td>76,466</td></tr><tr><td>合 計</td><td>697,414</td><td>6,428,581</td><td>536,203</td><td>2,724,617</td></tr></table> （注） 1．プレミアム貨幣・貨幣セットは、沖縄復帰 50 周年記念一万円金貨幣、沖縄復帰 50 周年記念千円銀貨幣、鉄道開業 150 周年記念千円銀貨幣及び2025 年日本国際博覧会記念千円銀貨幣（第一次発行）である。 2．外国貨幣は、「日・バングラデシュ外交関係樹立 50 周年」バングラデシュ 50 タカ記念プルーフ銀貨幣及び「日カンボジア友好 70 周年」記念カンボジア 5,000 リエル銀貨幣である。 令和5年度においては、2025 年日本国際博覧会記念千円銀貨幣（第一次発行）の販売を行ったが、販売開始に当たっては記者発表を行うとともに、新聞広告や造幣局ホームページへの販売要領掲載等により、広く国民に周知するとともに、記念貨幣についてはできる限り多くの国民の方に保有していただくよう、販売予定数を上回る申込みがあった場合には抽選により当選者を決定すること及び当選は1人当たり1個限りとすることとし、その旨を販売要領に記載するという取組を確実に実施した。 また、更なる国民への周知を図るため、以下の取組を実施した。	区 分	4年度		5年度		個数	金額（千円）	個数	金額（千円）	通常貨幣セット	442,936	1,007,171	376,972	884,174	プルーフ貨幣セット	113,655	1,339,361	90,613	1,035,853	プレミアム貨幣・貨幣セット	130,837	4,020,325	58,764	728,124	外国貨幣	9,986	61,724	9,854	76,466	合 計	697,414	6,428,581	536,203	2,724,617	を上回る平均 4.3 を達成しており、貨幣セット購入者等から高い評価を受けている。 以上のことから、「貨幣の販売」については、定量的な数値目標を120％以上達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「Ｂ」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	「Ｂ」評価とする。
区 分	4年度		5年度																																					
	個数	金額（千円）	個数	金額（千円）																																				
通常貨幣セット	442,936	1,007,171	376,972	884,174																																				
プルーフ貨幣セット	113,655	1,339,361	90,613	1,035,853																																				
プレミアム貨幣・貨幣セット	130,837	4,020,325	58,764	728,124																																				
外国貨幣	9,986	61,724	9,854	76,466																																				
合 計	697,414	6,428,581	536,203	2,724,617																																				
		＜その他の指標＞ ○公平・公正な販売に向けた適切な取組（参考指標：申込倍率の状況） ＜その他の指標＞																																						

			○サービスの向上に向けた取組 ・全国の財務局・財務事務所・財務出張所や博物館等にポスターとリーフレットを送付し、それぞれ掲示と配布を依頼するとともに、全国の財務局に対し記者発表資料を送付し、記者クラブにおいての資料配布を依頼した。 ・公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会にポスターとリーフレットを送付し、それぞれ掲示と配布を依頼した。 ・全国の中央郵便局でリーフレットを配布した。 ・造幣局 Facebook 及び造幣局公式 Instagram において貨幣セットの周知を行うとともに、円形パネルを全国の財務局に送付した。また、打初め式及び大試験の取材にあわせて、希望する報道機関に配布した。 ・お金と切手の展覧会において、ポスター掲示とリーフレット配布を行った。 ・Instagram で広告を配信した。 これらの案内の結果、2025 年日本国際博覧会記念千円銀貨幣（第一次発行）について申込数が約 5 倍となり、販売予定数を上回る申込みがあった。このため、関係者及び第三者の立会いの下、公開の抽選会により厳正な抽選を行って当選者を決定した。 記念貨幣の申込倍率の状況は、別紙 3 表 1 を参照。 記念貨幣の販売においては、予定していた記念貨幣を全て販売するとともに、案内したスケジュールどおりに商品を発送した。 記念貨幣以外の貨幣セットについても貨幣セットの周知用にポスターやリーフレットを作成し、地方自治体や関係機関のホームページ、広報誌や SNS において、当該貨幣セットについて情報発信を依頼するなど積極的な周知活動を展開した。 顧客のニーズを踏まえ、サービスの向上に向けて、以下の取組を行った。 ・顧客対応会議を定期的開催して顧客からの意見等を担当部内で共有し、意見に対する対応策について検討を行う等、サービス向上に向けて取り組んだ。 ・オンラインショップでの申込におけるクレジットカードによる代金決済の運用を、引き続き実施した。 ・本局及び両支局構内のミントショップにおける外国人旅行者に対する免税販売を、引き続き実施した。 国民のニーズを把握するため、令和 5 年度においては、造幣局が開催したイベント「花のまわりみち」への来場者及び通信販売での貨幣セットの購入者に対して、アンケート調査を実施した。		
			<主な定量的指標> ○顧客満足度アンケート結果（5		

			段階評価で平均評価 3.5 超)	アンケートの結果、顧客満足度は 5 段階評価で平均 4.3 となり、基準値である 3.5 を上回った。 貨幣セットの販売に当たっては、記者発表や関係機関への贈呈を行い、メディアの取材・報道等を通じて貨幣セットの周知を図った。加えて、関係機関のホームページや広報誌、SNS 等において、情報発信を行って頂くとともに、周知用のポスター・リーフレットを作成し、関係機関等による周知活動がより一層行われるよう働きかけた。		
			<主な定量的指標> ○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	顧客情報について、データが保管されているサーバ室への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、そのデータベースには許可された職員以外はアクセスできないよう措置を施すこと等により、情報漏えいの発生はなかった。 物品については、管理を万全に行ったことにより、紛失・盗難の発生はなかった。		
			<その他の指標> ○貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発	貨幣製造技術の向上に資する新製品等、国民のニーズに対応した新製品の開発に取り組んだ結果、以下の新製品を開発した。 ・桜の通り抜け 2023 ブルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、忍たま 30 2023 ブルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面及びくろよん 60 2023 ブルーフ貨幣セットの銀メダルの表面に、虹色発色加工を施した。 (注) 虹色発色加工技術 微細な間隔に刻んだ溝に当たり反射した光が、干渉し虹色に輝いて見えるように加工する技術。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－（3）	貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 6 号、第 7 号及び第 8 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
返却期限達成率(%)	貴金属の品位証明業務	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高（百万円）	20,361	15,876	12,073	8,442	
	地金及び鉱物の分析業務	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価（百万円）	18,083	13,715	10,121	7,026	
収支相償の達成(%)	貴金属の品位証明業務	100%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費（百万円）	1,326	1,294	1,081	968	
	地金及び鉱物の分析業務	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用（百万円）	19,408	15,008	11,203	7,994	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	貴金属の品位証明業務	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		営業利益（百万円）	953	867	871	448	
	地金及び鉱物の分析業務	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し	発生無し		従事人員数（各年度4月1日現在）	164人	163人	166人	170人	

注) 上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価					
	(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務 貴金属の品位証明業務については、業界の自主的な取組等民間における実施状況を確認しつつ、確実に作業を行うことにより、貨幣製造を通じて培ってきた分析技術を活用したサービスを提供する。 また、ロンドン貴金属市場協会 (LBMA) が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」等に基づく管理を的確に実施する。 地金及び鉱物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たす。	(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務 貴金属の品位証明業務については、貨幣製造を通じて培ってきた分析技術を活用し、確実に作業を遂行したうえで、委託者への返却期限を遵守します。また、紛争地域において産出された金地金等が武装集団等の資金源となることを防止するため、ロンドン貴金属市場協会 (LBMA) が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」等に基づき、的確に対応します。さらに、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与する公共性の高い業務であることから、その役割について周知活動を積極的に行うとともに、造幣局の品位証明業務の継続に対する要望や、業界の自主的な品位保証への取組の有無等について、関係団体へのヒアリング等により実態を調査していきます。 地金及び鉱物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすべく、確実に作業を行い、委	<主な定量的指標> ○返却期限達成率 (100%) <その他の指標> ○紛争鉱物管理方針に基づく適切な管理 <その他の指標> ○関係団体への実態調査 <その他の指標> ○貴金属の品位証	<主要な業務実績> 貴金属製品の品位証明業務については、品位試験及び品位試験に合格した製品への品位証明印 (ホールマーク) の打刻等の作業を確実にを行い、委託者への返却期限を遵守した。 また、地金及び鉱物の分析業務についても、依頼のあった成分についての分析等の作業を確実にを行い、委託者への返却期限を遵守した。 紛争鉱物地金が武装集団等の資金源となることを防止するために LBMA が発行する「LBMA Responsible Gold Guidance」等に基づき定めた「紛争鉱物管理方針」に従って、推進責任者や遵守責任者を選任し、紛争鉱物地金に関する体制を整備するほか、すべての金地金及び銀地金の受け入れに当たってはリスク評価を行う等、適切な管理を行った。 また、令和 4 年度における紛争鉱物地金対応の体制及び実施状況について、「Compliance Report」を作成し、独立した第三者機関による監査を受けた結果、適正である旨の報告を受けた。「Compliance Report」及び独立した第三者機関による監査報告書は、LBMA に提出するとともに、当局ホームページにおいて公表している。 関係団体への実態調査については、以下のとおり実施した。 - 造幣局の品位証明業務の継続に対する要望や、業界の自主的な品位保証への取組の有無等について、関係団体へのヒアリングや検定依頼事業者等が出展する国際見本市 (国際宝飾展) に往訪してのヒアリング等により実態を調査した。 - 貴金属製品業界団体及び検定登録事業者と年一回行う検定事業懇談会 (令和 6 年 2 月開催) において、参加した業界団体及び事業者と意見交換を行ったところ、品位証明業務の継続について要望する意見が出された。 こうした貴金属製品業界団体及び検定登録事業者からの要望等を踏まえ、貴金属の品位証明業務については、消費者保護や貴金属製品取引の安定という社会的要請に寄与するものであるとして、引き続き、業務を継続し収支相償の達成に努めることとした。また、今後とも定期的に関係団体へのヒアリング等の実態調査を行うこととした。 貴金属の品位証明業務についての周知活動を引き続き実施した。 貴金属の品位証明業務の積極的な周知の実績については、別紙 4 表	<評定と根拠> 評定：B 貴金属の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務について、いずれも確実に作業を行い、委託者への返却期限を 100% 遵守した。 紛争地域において産出された紛争鉱物地金が武装集団等の資金源となることを防止するため、紛争鉱物地金への対応を適切に実施し、金地金及び銀地金を取り扱う事業者としての社会的責任を適切に果たした。 関係団体への実態調査について、貴金属製品業界団体及び検定登録事業者から消費者保護のため造幣局の品位証明制度の継続を要望されたことは、貴金属製品の品位証明業務が消費者保護や貴金属製品取引の安定という社会的要請に寄与しているものと評価できる。 また、消費者等への周知活動に取り組むことで品位証明業務についての国民の理解促進を図ったことは、消費者保護や貴金属製品取引の安定に資する	<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"> <評価の視点> 業界の自主的な取組等を調査のうえ、業務が確実に実施されたか。 収支相償により業務運営がなされたか。 <評価に至った理由> 貴金属製品の品位証明業務について、関係団体への実態調査を行い、品位証明業務にニーズがあることを確認のうえ、業務が行われており、委託者への返却期限も遵守されている。また、金地金や銀地金の受入に当たっては、「紛争鉱物管理方針」に基づく管理を行うことにより、管理する金地金等が武装集団の資金源となることがないよう努めている。 地金及び鉱物の分析業務について、民間事業者間の分析結果が異なる場合に、第三者機関として審判分析を実施し、取引の安定に寄与するといった公共的な役割が果たされており、委託者への返却期限も遵守されている。 貴金属製品の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務のいずれについても、受益者に適正な負担を求めることにより収支相償を達成しているほか、顧客情報や物品の厳格な管理を行った結果、情報漏えいや紛失・盗難は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。 </td></tr></table>	評定	B	<評価の視点> 業界の自主的な取組等を調査のうえ、業務が確実に実施されたか。 収支相償により業務運営がなされたか。 <評価に至った理由> 貴金属製品の品位証明業務について、関係団体への実態調査を行い、品位証明業務にニーズがあることを確認のうえ、業務が行われており、委託者への返却期限も遵守されている。また、金地金や銀地金の受入に当たっては、「紛争鉱物管理方針」に基づく管理を行うことにより、管理する金地金等が武装集団の資金源となることがないよう努めている。 地金及び鉱物の分析業務について、民間事業者間の分析結果が異なる場合に、第三者機関として審判分析を実施し、取引の安定に寄与するといった公共的な役割が果たされており、委託者への返却期限も遵守されている。 貴金属製品の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務のいずれについても、受益者に適正な負担を求めることにより収支相償を達成しているほか、顧客情報や物品の厳格な管理を行った結果、情報漏えいや紛失・盗難は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。	
評定	B									
<評価の視点> 業界の自主的な取組等を調査のうえ、業務が確実に実施されたか。 収支相償により業務運営がなされたか。 <評価に至った理由> 貴金属製品の品位証明業務について、関係団体への実態調査を行い、品位証明業務にニーズがあることを確認のうえ、業務が行われており、委託者への返却期限も遵守されている。また、金地金や銀地金の受入に当たっては、「紛争鉱物管理方針」に基づく管理を行うことにより、管理する金地金等が武装集団の資金源となることがないよう努めている。 地金及び鉱物の分析業務について、民間事業者間の分析結果が異なる場合に、第三者機関として審判分析を実施し、取引の安定に寄与するといった公共的な役割が果たされており、委託者への返却期限も遵守されている。 貴金属製品の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務のいずれについても、受益者に適正な負担を求めることにより収支相償を達成しているほか、顧客情報や物品の厳格な管理を行った結果、情報漏えいや紛失・盗難は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。										

	また、これらの業務を着実に実施し、公益的役割を果たしていくため、品位証明業務及び分析業務に係る行動方針に基づき、受益者に適正な負担を求めること等を通じて、収支相償を達成する。	託者への返却期限を遵守します。 なお、これらの業務を着実に実施するに当たっては、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行うとともに、利用者の利便性向上に取り組みつつ、品位証明業務及び分析業務に係る行動方針に基づき、受益者に適正な負担を求めること等を通じて、引き続き、収支相償の達成に取り組みます。	明業務の積極的な周知及び利便性向上に向けた取組 <主な定量的指標> ○収支相償の達成（100%）	1を参照。 貴金属の品位証明業務については、引き続き、行動方針の取組を推進した結果、平成 28 年 10 月の東京支局のさいたま市への移転により増加した建物等の減価償却費を除き収支相償となった。 なお、昨今の電気料金の値上げ等により品位証明業務に係るコストが増加していることを受け、貴金属製品品位証明手数料の適正化に向けて見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日受付分より値上げを行うこととした。 （注）貴金属の品位証明業務に係る行動方針 平成 19 年 1 月に定めた収支相償のための具体的な改善策であるアクションプログラムを見直し、令和 5 年 1 月に策定したものであり、手数料体系の継続的な見直し、技術及びサービスの維持向上、周知・広報活動の充実、必要な人員と設備の確保、信頼性の維持を定めている。 （参考）貴金属の品位証明業務の受託及び収支状況 （単位：百万円） <table><tr><th>区分</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>受託数量（千個）</td><td>311</td><td>266</td><td>298</td><td>309</td><td>359</td></tr><tr><td>売上高</td><td>51</td><td>46</td><td>48</td><td>50</td><td>59</td></tr><tr><td>売上原価</td><td>51</td><td>46</td><td>46</td><td>46</td><td>54</td></tr><tr><td>売上総利益</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr></table> 地金及び鉱物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等により取引の安定に寄与しており、このような公共的な役割を担いつつも効率的な業務運営を行うよう、引き続き、行動方針の取組を推進した結果、貴金属の品位証明業務と同様、平成 28 年 10 月の東京支局のさいたま市への移転により増加した建物等の減価償却費を除き収支相償となった。 （注）地金及び鉱物の分析業務に係る行動方針 平成 20 年 11 月に定めた収支相償のための具体的な改善策であ	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	受託数量（千個）	311	266	298	309	359	売上高	51	46	48	50	59	売上原価	51	46	46	46	54	売上総利益	0	0	2	4	6	ものである。 貴金属製品の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、東京支局の移転により増加した建物等の減価償却費を除き収支相償となるよう、引き続き、行動方針の取組を推進した結果、収支相償となった。 なお、昨今の電気料金の値上げ等により品位証明業務に係るコストが増加していることを受け、貴金属製品品位証明手数料の適正化に向けて見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日受付分より値上げを行うこととした。 情報の管理及び物品の管理を万全に行い、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。 以上のことから、「貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																															
受託数量（千個）	311	266	298	309	359																															
売上高	51	46	48	50	59																															
売上原価	51	46	46	46	54																															
売上総利益	0	0	2	4	6																															

			るアクションプログラムを見直し、令和５年１月に策定したものであり、手数料体系の継続的な見直し、技術及びサービスの維持向上、周知・広報活動の充実、必要な人員と設備の確保、信頼性の維持を定めている。 （参考）地金及び鉱物の分析業務の受託及び収支状況 （単位：千円） <table><tr><th>区分</th><th>元年度</th><th>２年度</th><th>３年度</th><th>４年度</th><th>５年度</th></tr><tr><td>受託数量 （成分）</td><td>117</td><td>242</td><td>224</td><td>165</td><td>50</td></tr><tr><td>売上高</td><td>4,856</td><td>9,588</td><td>9,313</td><td>6,999</td><td>2,241</td></tr><tr><td>売上原価</td><td>4,716</td><td>9,057</td><td>9,223</td><td>6,915</td><td>2,236</td></tr><tr><td>売上総利益</td><td>139</td><td>531</td><td>90</td><td>84</td><td>5</td></tr></table>	区分	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	受託数量 （成分）	117	242	224	165	50	売上高	4,856	9,588	9,313	6,999	2,241	売上原価	4,716	9,057	9,223	6,915	2,236	売上総利益	139	531	90	84	5		
区分	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度																														
受託数量 （成分）	117	242	224	165	50																														
売上高	4,856	9,588	9,313	6,999	2,241																														
売上原価	4,716	9,057	9,223	6,915	2,236																														
売上総利益	139	531	90	84	5																														
		<主な定量的指標> ○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	顧客情報のうち個人情報を含む文書について、所定の書庫に施錠のうえ厳重保管するとともに、入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、情報漏えいの発生はなかった。 物品については、管理を万全に行ったことにより、紛失・盗難の発生はなかった。																																

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1－（1）	組織の見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
【参考】 組織の効率化	期末常勤役職員数			810 人	792 人	792 人	816 人	838 人	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		売上高人件費比率			13.8%	14.5%	16.4%	20.7%	フルタイム再任用職員を含む 令和6年度末の常勤役職員の総数を原則、令和元年度末 以下とする
	給与水準の公表の有無	前年度分の公表の有 無	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項 造幣局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。 1. 組織体制、業務等の見直し	Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 組織体制、業務等の見直し			＜評定と根拠＞評定：B 組織の見直しについては、業務量、技能伝承の状況、職員の年齢構成等を考慮した上で、令和6年度期初における新規採用予定者数を 23 人とするとともに配置先を決定した。 業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行った結果、令和5年度末の常勤役職員の総数は、838 人（フルタイム再任用職員 87 人を含む）となった。また、令和5年度における人件費は5,744 百万円、売上高人件費比率は20.7%となった。上記	評定 B ＜評価の視点＞ 業務の効率性や業務量等を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。 適正な給与水準の維持に取り組んだか。 ＜評価に至った理由＞ 組織の効率化について、令和5年度期末常勤役職員数については 838 人と基準値である令和元年度役職員数を上回っているものの、定年延長の取組の影響によるものであり、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置は図られている。 職員の給与水準について、令和5年度における対国家公務員ラスパイレス指数については100.5 となっており、技能職員を除く事務・技術職員における管理職比率が国と比べ高いことが要因であるが、適正な	

	(1) 組織の見直し ① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。 ② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。	(1) 組織の見直し ① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の低下を招くことなく持続的かつ安定的に業務運営ができるよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。 ② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準を造幣局ホームページにおいて公表します。	<その他の指標> ○適正な人員配置 ○組織の効率化(参考指標：期末常勤役職員数(フルタイム再任用職員を含む)、売上高人件費比率) ※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人造幣局の役職員の報酬・給与等について」中の「Ⅲ総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。 <その他の指標> ○適正な給与水準の維持 <主な定量的指標> ○給与水準の公表の有無	<主要な業務実績> 将来の安定的な業務運営に支障が生じないよう配意しつつ、業務量、技能伝承の状況、職員の年齢構成等を考慮した上で、令和6年度期初における新規採用予定者数を、総合職及び一般職12人、技能職11人の計23人とするともに、配置先を決定した。 組織の効率化については、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行ったところ、令和5年度末の常勤役職員の総数は838人(フルタイム再任用職員87人を含む)となり、中期的な観点から参考となるべき事項として設定する目標(令和6年度末の常勤役職員の総数を原則、令和元年度末以下とする)の基準値(810人)を一時的に上回った。また、令和5年度における人件費は5,744百万円となり、売上高人件費比率は20.7%となった。 <table><caption>(参考) 人件費及び期末常勤役職員数の推移</caption><tr><th>区分</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>人件費(百万円)</td><td>5,942</td><td>5,862</td><td>5,722</td><td>5,655</td><td>5,744</td></tr><tr><td>対前年度人件費削減率</td><td>△0.2%</td><td>△1.4%</td><td>△2.4%</td><td>△1.2%</td><td>1.6%</td></tr><tr><td>売上高人件費比率</td><td>12.2%</td><td>13.8%</td><td>14.5%</td><td>16.4%</td><td>20.7%</td></tr><tr><td>期末常勤役職員数(人)</td><td>810</td><td>792</td><td>792</td><td>816</td><td>838</td></tr></table> 職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続き、对国家公務員ラスパイレス指数による比較や労使交渉等により、適正な水準の維持に向けて取り組んだ。 令和4年度における对国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員:100.7)を踏まえ、令和4年度の給与水準について監事による厳格な監査を受けた。また、当該給与水準について、総務大臣が定めるガイドラインに基づき、令和5年6月に「独立行政法人造幣局の役職員の報酬・給与等について」により、一般職国家公務員と比較した結果を造幣局ホームページで公表した。 なお、令和5年度における对国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員)については、指数算出時に技能職員が母数から除外され、技能職員を除く職種における管理職比率が国と比べて高いこと等の要因により、100.5であった。	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	人件費(百万円)	5,942	5,862	5,722	5,655	5,744	対前年度人件費削減率	△0.2%	△1.4%	△2.4%	△1.2%	1.6%	売上高人件費比率	12.2%	13.8%	14.5%	16.4%	20.7%	期末常勤役職員数(人)	810	792	792	816	838	のとおり、将来の安定的な業務運営に支障が生じないよう配意しつつ、組織の効率化に取り組んでいる。 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌しつつ、労使交渉等により適正な水準の維持に向けて取り組み、令和4年度における对国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員)を踏まえ、監事から令和4年度の給与水準について厳格な監査を受けるとともに、総務大臣が定めるガイドラインに基づいて、一般職国家公務員と比較した結果を公表している。なお、令和5年度における对国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員)は、100.5とわずかに100を上回ったが、これは、指数算出時に技能職員が母数から除外され、技能職員を除く職種における管理職比率が国と比べて高いこと等の要因によるものであり、適正な給与水準を維持している。 以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	水準となるよう労使交渉等の取組もなされており、概ね適正な水準であると認められる。また、総務大臣が定めるガイドラインに基づき、給与水準の公表がなされている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。
区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																															
人件費(百万円)	5,942	5,862	5,722	5,655	5,744																															
対前年度人件費削減率	△0.2%	△1.4%	△2.4%	△1.2%	1.6%																															
売上高人件費比率	12.2%	13.8%	14.5%	16.4%	20.7%																															
期末常勤役職員数(人)	810	792	792	816	838																															

4. その他参考情報

特になし。

様式 3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－1－（2）		業務の効率化							
当該項目の重要度、困難度		—			関連する政策評価・行政 事業レビュー		—		

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	【参考】 業務の効率化の推進	経費率		94.8%	93.4%	94.1%	94.9%	95.0%		令和2年度から令和6年度までの5年間における経費率(研究開発費を除く)の実績平均値が平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする
	情報システム整備運用計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
	調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	公表の有無	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り	公表有り		
	契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	不適切な契約と認められた契約件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件		
	【参考】 障害者就労施設等からの調達の実施	件数及び金額			54件 5,483,719円	76件 5,789,703円	88件 5,773,518円	84件 6,248,692円		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率（研究開発費を除く）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。	(2) 業務の効率化 ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率（研究開発費を除く）の低減目標の達成に向けて	<その他の指標> ○業務の効率化の推進（参考指標：経費率（研究開発費を除く）） ※経費率＝（売上原価＋販売費及び一般管理費－研究開発費）／売上高 ○効率化に向けた業務の見直し	<主要な業務実績> 1. 経費率の低減に向けた取組 中期的な観点から参考となるべき事項として設定する経費率（研究開発費を除く）の低減目標（令和2年度から令和6年度までの5年間における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下とする）の達成に向けて、費用に係る情報を共有し、投資効果や進捗状況を適切に把握したうえで、理事会における事前審議や設備投資検証会議での検証を経て、施設及び設備に関する計画を見直すとともに、内部管理予算の執行管理を徹底する等の取組を行った。 その結果、経費率について令和2年度から令和5年度までの4年間における実績平均値は、95.0%となった（平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値は94.8%）。	<評定と根拠>評定：B 業務の効率化については、中期的な観点から参考となるべき事項として設定する経費率の低減目標の達成に向けて、費用に係る情報を共有し、施設及び設備に関する計画を見直し、内部管理予算の執行管理を徹底する等の	評定	B
						<評価の視点> 経費率の低減に向けた取組が着実に実施されたか。 契約の適正化が図られたか。 民間への業務委託が検討されたか。 <評価に至った理由> 経費率の低減に向けた取組について、費用に関する情報を共有し、予算の執行管理を徹底する等の取組を行った。また、消耗品に係る執行留保や不急案件の後倒し等の経費節減の取組が行われている。	

	また、業務のデジタル化を進めるとともに、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。 さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	必要な取組を行います。 また、情報システムの効率的な活用により業務の効率化、迅速化を図るとともに、デジタル化を推進するため、情報システム整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を行います。 さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行います。 （注）経費率 （売上原価＋販売費及び一般管理費－研究開発費）／売上高	＜主な定量的指標＞ ○情報システム整備運用計画の策定の有無 ＜その他の指標＞ ○業務のデジタル化等を踏まえた適時適切な情報システム関連機器の更新	経費率が目標値をわずかに上回った要因としては、物価の上昇による影響が大きい。今後に向けては、消耗品費 20%の執行留保、不急案件の執行の後ろ倒し等、経費節減の取組を進めている。 2. 情報システム整備運用計画の策定等 情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、造幣局の基幹業務システムである ERP システムをはじめとする情報システムについて、令和5年3月に令和5年度情報システム整備運用計画を策定し、当該計画に基づき、情報システム関連機器の更新を実施した。 令和5年4月から運用開始予定であった新 ERP システムの更新作業が契約解除となったことから、業務に支障をきたさないよう、現行 ERP システムに係る契約を延長した。また、新 ERP システム更新に係る調達支援業務について、企画競争を実施のうえ、コンサルティング会社と令和6年3月に契約を締結し、新 ERP システムへの移行に向けた再調達の準備を進めている。 なお、令和5年度においては、業務のデジタル化を推進するため、新たな IT ツール(Microsoft365)を導入した。	取組を行ったものの、令和2年度から令和5年度までの4年間における経費率の実績平均値は 95.0%となり、平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値をわずかに上回っている。 造幣局の基幹業務システムである ERP システムをはじめとする情報システムについて、情報システム整備運用計画を策定し、同計画に基づき情報システム関連機器の更新を計画的に実施して現行システムの機能性・利便性の向上を図ることで、業務の効率化、迅速化の推進を図った。なお、ERP システムについては、更新時期が当初の計画から大幅に遅れることとなったが、業務への影響が出ないよう適切な措置を講じている。 調達に係る契約については、令和5年6月、調達等合理化計画を策定し、公表した。当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、取組状況について、契約監視委員会等の調達に関するガバナンスを	令和2年度から令和5年度までの経費率の実績平均値は 95.0%となっており、基準値である 94.8%を上回っているが、これは物価やエネルギー価格の上昇を要因とするやむを得ない結果であると考えられる。 情報システムの効率的な活用による業務の効率化等について、情報システム整備運用計画を策定のうえ、情報システム関連機器の更新が行われている。なお、令和5年度中に運用開始予定ではあった新 ERP システムは業者都合により契約解除となったものの、現行契約の延長等により、業務運営に支障は生じていない。また、業務のデジタル化を推進するため、Microsoft365を導入しており、業務の効率化・迅速化が図られている。 調達については、調達等合理化計画を策定・公表のうえ、新規参入業者の調査やプロジェクトチームによる競争点検等の取組を行っている。これらの結果、契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約はなく、公正性・透明性が確保された調達となされしていると認められる。また、法令に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」等を策定のうえ、こうした事業者からの調達に努めている。 民間への業務委託については、桜の通り抜け開催時の電話等による問い合わせ対応業務について、引き続き、民間への業務委託が実施されている。 （注）左欄「業務実績」及び「自己評価」において「民間への業務委託について検討を行った」と記述されているが、事実関係として、令和5年度に民間への業務委託が実施されている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。
	② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、造幣局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。	② 調達に係る契約については、引き続き、偽造防止技術の維持・向上に支障を来さないよう留意しつつ、原則として一般競争入札等によるものとし、また、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達が推進できるよう、以下の取組を行います。 令和5年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画等に基づく取組を着実	＜主な定量的指標＞ ○調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無 ＜その他の指標＞ ○調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	3. 調達等合理化計画の取組等 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年6月、令和5年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画を策定し、公表した。 なお、調達等合理化計画の策定に当たっては、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会において点検を受け、その審議結果について造幣局ホームページで公表した。 調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、取組状況について、競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチーム及び契約監視委員会において点検・審議を行った。 調達等合理化計画に基づく主な取組については、次のとおり。 引き続き一者応札・応募の解消のための新規参入業者の調査等を進めた。		

	また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成 24 年法律第 92 号）に基づいた調達を行うよう努める。	に実施し、その取組の実施状況及び契約実績を造幣局ホームページにおいて公表すること。 ・ 契約監視委員会による点検において、不適切な契約と認められる契約が無いよう適正に事務を遂行すること。 また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成 24 年法律第 92 号）に基づいた調達を行うよう努めます。	<主な定量的指標> ○契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0 件）	・引き続き局内プロジェクトチームによる競争促進等のための点検を行った。 ・適正な予定価格の策定等により価格合理性が担保されていることを確認した。 ・契約の情報は、造幣局ホームページに適正に公開した。 ・契約に係る関連法令に関する研修等に参加することにより知見を深め、不祥事を未然に防ぐ取組を行った。 令和 5 年度における競争入札及び随意契約の状況は、別紙 5 表 1 のとおりであり、競争性のない随意契約は 14 件となった。当該 14 件の内訳は、水道、後納郵便料等である。また、競争性のある契約における一者応札・一者応募の状況は、別紙 5 表 2 のとおりである。 令和 5 年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画に係る自己評価結果については、別紙 6 参照。 4. 契約監視委員会による点検 外部有識者 3 人及び監事 2 人で構成される契約監視委員会において点検を行った結果、不適切な契約と認められた契約件数は 0 件であった。また、議事概要を造幣局ホームページで公表した。 開催状況については、次のとおり。 （1）開催日 令和 5 年 6 月 9 日 審議対象 1）調達等合理化計画について ①令和 4 年度の自己評価の点検 ②令和 5 年度の計画策定の点検 2）個々の契約案件の事後点検 ※点検結果は、令和 4 年度の業務実績に関する自己評価に記載。 3）調達等合理化の推進に向け議論すべき事項 ①合理化計画の実施状況の点検 ②随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検 （2）開催日 令和 5 年 12 月 19 日 審議対象 1）個々の契約案件の事後点検 【令和 5 年度上期（4 月～9 月）】 ①新規の随意契約となった案件 2 件 ②2 か年度連続一者応札・応募契約となった案件 6 件	活用し、点検・審議を行った。その結果、契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数は 0 件であり、適正な予定価格の策定等による価格合理性の担保、契約の結果の適正な情報公開等、当該計画が着実に実施されていることが確認された。 また、引き続き、障害者就労施設等からの調達を行うよう努めた。 さらに、業務の効率化の視点に立ち、桜の通り抜け開催時の電話等による問い合わせ対応業務の民間への業務委託について検討を行った。 以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	---	---	--	--	--	--

			・うち一般競争入札で一者応札のもの（0件） ・うち公募で一者応募のもの（6件） 2）調達等合理化の推進に向け議論すべき事項 ①随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検 ②合理化計画の実施状況の点検 （3）開催日 令和6年6月10日 審議対象 1）調達等合理化計画について ①令和5年度の自己評価の点検 ②令和6年度の計画策定の点検 2）個々の契約案件の事後点検 【令和5年度下期（10月～3月）】 ①新規の随意契約となった案件 3件 ②2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 3件 ・うち一般競争入札で一者応札のもの（0件） ・うち公募で一者応募のもの（3件） 3）調達等合理化の推進に向け議論すべき事項 ①合理化計画の実施状況の点検 ②随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検		
		<その他の指標> ○障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）	5. 障害者就労施設等からの調達の実施 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の規定に基づき、令和5年4月に「令和5年度における独立行政法人造幣局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し公表した。 上記の方針に基づき、令和5年度においては、障害者就労施設等から清掃・施設管理等について84件、合計6,248,692円の調達を行った。 また、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）の規定に基づき、令和5年度においては、母子・父子福祉団体から清掃作業について3件、合計122,100円の調達を行った。 さらに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の規定に基づき、令和5年6月に「令和5年度における独立行政法人造幣局の中小企業者に関する契約の方針」を作成し公表した。令和5年度においては、中小企業・小規模事業者から合計6,318百万円の調達を行った。		

	③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。	③ 造幣局は、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託の検討を行います。	＜その他の指標＞ ○民間への業務委託の検討	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。」とされていることについて、貨幣製造等を行う法人としての特性を踏まえつつも、共同調達の実施の観点から令和元年度に所要の規程改正を実施した上、自動車燃料の購入について令和 4 年度から共同調達が実現し、令和 5 年度においても引き続き実施した。 6. 民間への業務委託の検討 令和 5 年度においては、桜の通り抜け開催時の電話等による問い合わせ対応業務の民間への業務委託について、検討を行った。		
--	---	--	----------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	【参考】 適正な在庫量の維持	棚卸資産回転率			3.57 回	3.18 回	2.66 回	2.13 回		売上高を期首及び期末の棚卸資産評価額の平均で除して算出
	経常収支率	経常収支率（％）	100％以上	100％	106.1％	104.5％	103.2％	103.5％		経常収益を経常費用で除した上で100を乗じて算出
	販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）	販売費及び一般管理費	前年度以下	2年度：4,259 百万円 3年度：4,297 百万円 4年度：3,968 百万円 5年度：4,157 百万円	4,297 百万円	3,968 百万円	4,157 百万円	4,094 百万円		広告費、運送費及び通信費並びに業務のデジタル化に係る費用を除いた費用について前年度以下に抑制
	独立行政法人通則法に基づく情報開示	情報開示の状況（％）	100％	100％	100％	100％	100％	100％		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項 造幣局は、基幹となる貨幣製造事業が、財務大臣が定める貨幣製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が財務省のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有してい	Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 造幣局が行っている業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行い、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつ	主な評価指標 ＜その他の指標＞ ○原価管理の徹底等によるコスト削減	＜主要な業務実績＞ 業務運営に伴う収支状況を把握するため、ERP システムを活用し、貨幣製造部門、貨幣販売部門、勲章・金属工芸品製造部門及び品位証明部門別、本支局別及び工程別にコストを試算し、収支見込の管理を行った。また、年度当初に設定した標準的な費用と実際の発生費用の差異を作業時間及び業務量など業務運営の実績を踏まえて分析するとともに、貨幣製造契約の変更、貨幣販売計画の変更等に伴う収入の変化についても試算した。それらの結果を踏まえ、必要の都度収支状況を理事会で報告し、必要な業務改善の検討を行った。	＜評価と根拠＞ 評価：B ERP システムを活用し、原価管理を厳格に行い、原価差異の分析を精緻に行うことで効率的な業務運営を行いコスト削減に努め、経常収支率は 103.5%となった。 また、棚卸資産回転率を参考とした適正な在庫量の維持も行われており、販売費及び一般管理費についても、削減目標を達成することができた。	評価	B
				1. 原価管理の徹底等 発生した原価差異を工程ごとに分析を行い、コスト削減への参考情報として、分析結果を関係者で共有した。また、コスト削減等の取組を踏まえて、予算面及び計画分数等数量面の両面について、過去の原価差異	事業別の収支や営業収支率を的確に把握したうえで、原価管理の徹底等によるコスト削減を進めることにより、経常収支率が 100%以上となっているか。 一層の効率化を推進するため、販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）の効率的な使用に取り組んでいるか。 棚卸資産回転率を参考として、貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量の維持を図っているか。 法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。		

る。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。	つ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図ります。	○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理 ＜主な定量的指標＞ ○ 経 常 収 支 率（100%以上） ＜その他の指標＞ ○適正な在庫量の維持（参考指標：棚卸資産回転率）	の発生状況を踏まえたものとなっているかについて検証を行ったうえで、令和6年度の標準原価を設定した。 ERP システムを活用し、部門別・本支局別・工程別にコストを試算し、部門別の収支を把握し、部門ごとの営業収支率を試算して、必要の都度理事会にて報告を行った。 収入見込を精査しつつ、ERP システムの活用等により、コストの発生原因をきめ細かく分析し、経費の削減に取り組んだ結果、令和5年度の経常収支率は103.5%となった。 貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量を維持できるよう、棚卸資産回転率を参考指標として用いているところ、令和5年度の棚卸資産回転率は2.13回となり、適正な水準を維持した。	以上のことから、経常収支率や販売費及び一般管理費の抑制等の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	＜評価に至った理由＞ 予算、収支計画及び資金計画について、業務の確実な実施や効率化、健全な財務基盤の維持・改善を実現するための、適切なものが策定されている。 原価管理の徹底等について、ERP システムを活用することにより、厳格な原価管理や原価差異に関する分析を通して経費の削減が図られた結果、経常収支率は103.5%と目標値 100%を上回っている。また、棚卸資産回転率についても、2.13回と貨幣製造計画の変更等にも対応できる水準となっている。 販売費及び一般管理費について、効率的な使用に取り組んだ結果、前年度実績額を下回っている。 なお、法令に基づく財務内容にかかる情報開示が適時・適切に実施されている。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。 （注）左欄「業務実績」における図表「（参考）販売費及び一般管理費」について、区分③の増減欄における「140.9%」との記述は、事実関係として「141.9%」である。																								
1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 ① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。	※1. 予算、2. 収支計画、3. 資金計画については、「令和5年度の業務実績に関する自己評価書」別紙7参照。 4. 採算性の確保 ① ERP システムの活用等により、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等によりコスト削減を進めることにより、経常収支率が100%以上となるよう取り組みます。また、棚卸資産回転率を参考として、貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量の維持を図ります。 さらに、一層の効率化を推進するため、販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）について、①広告費等、②運送費及び通信費、③業務のデジタル化に係る費用、④①、②及び③を	＜その他の指標＞ ○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組（①広告費等、②運送費及び通信費、③業務のデジタル化に係る費用、④①、②及び③を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う） ＜主な定量的指標＞ ○販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記④について、前年度以下に抑制	2. 販売費及び一般管理費の効率的な使用への取組 販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）について、広告費等、運送費及び通信費、業務のデジタル化に係る費用、それら以外に分類したうえで、効率的な使用に取り組み、令和5年度の販売費及び一般管理費（広告費等、運送費及び通信費、業務のデジタル化に係る費用を除く）は4,094百万円となった。 （参考）販売費及び一般管理費 （単位：百万円） <table><tr><th>区分</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>増減</th></tr><tr><td>①広告費等</td><td>97</td><td>45</td><td>△52 (△53.6%)</td></tr><tr><td>②運送費及び通信費</td><td>419</td><td>314</td><td>△105 (△25.1%)</td></tr><tr><td>③業務のデジタル化に係る費用</td><td>62</td><td>150</td><td>88 (140.9%)</td></tr><tr><td>④その他</td><td>4,157</td><td>4,094</td><td>△63 (△1.5%)</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,736</td><td>4,603</td><td>△133 (△2.8%)</td></tr></table> （注）研究開発費を除く。	区分	4年度	5年度	増減	①広告費等	97	45	△52 (△53.6%)	②運送費及び通信費	419	314	△105 (△25.1%)	③業務のデジタル化に係る費用	62	150	88 (140.9%)	④その他	4,157	4,094	△63 (△1.5%)	合計	4,736	4,603	△133 (△2.8%)		
区分	4年度	5年度	増減																										
①広告費等	97	45	△52 (△53.6%)																										
②運送費及び通信費	419	314	△105 (△25.1%)																										
③業務のデジタル化に係る費用	62	150	88 (140.9%)																										
④その他	4,157	4,094	△63 (△1.5%)																										
合計	4,736	4,603	△133 (△2.8%)																										

		除く費用に分類したうえで、効率的な使用に取り組むとともに、上記④について、前年度以下に抑制するよう取り組みます。 (注1) 営業収支率 営業収益÷営業費用×100 (注2) 経常収支率 経常収益÷経常費用×100 (注3) 棚卸資産回転率 売上高÷期首期末棚卸資産平均額				
	② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。	② 財務内容について、引き続き、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、国民に対する説明責任を果たすため、独立行政法人通則法に基づく情報開示を行います。	<主な定量的指標> ○独立行政法人通則法に基づく情報開示（100％）	3. 財務内容の情報開示 令和4年度財務諸表等については、令和5年6月21日に財務大臣の承認を受け、独立行政法人通則法第38条第3項及び第4項の規定に基づき、直ちに所要の手続きを行い、造幣局ホームページへの掲載、一般の閲覧及び官報公告により情報開示を行った。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
IV	短期借入金の限度額			
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	—	IV. 短期借入金の限度額 予見しがたい事由により緊急に借入れする必要が生じた場合の短期借入金の限度額を 80 億円とします。 (注) 限度額の考え方：国への貨幣等の納入時期と、国からの貨幣等製造代金の受入時期に、最大 3 カ月程度のタイムラグを見込んで積算しています。	＜評価の視点＞ ○適切な短期借入れを行っているか。	＜主要な業務実績＞ 実績なし。	＜評定と根拠＞評定：－ ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	—
						—	

4. その他参考情報	
特になし。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去 5 年平均等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	—	V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 令和 5 年度においては、東京支局移転後の跡地（隣接する廃止した東京支局北宿舎及び南宿舎を含む。以下同じ。）に係る売却収入について、瑕疵担保期間中の支出見込額から支出実績等を精算した額を国庫納付します。	＜評価の視点＞ ○不要財産の適切な処分を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 東京支局移転後の跡地に係る売却収入のうち、瑕疵担保期間中の支出見込額から支出実績等を精算した額について、令和 5 年 6 月 23 日に不要財産として国庫納付した。 これにより、東京支局移転後の跡地の処分に関する事務は全て完了した。	＜評定と根拠＞評定：B 東京支局移転後の跡地に係る売却収入のうち、瑕疵担保期間中の支出見込額から支出実績等を精算した額について、令和 5 年 6 月 23 日に不要財産として国庫納付した。 これにより、東京支局移転後の跡地の処分に関する事務は全て完了した。 以上のことから、「不要財産の処分」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	B ＜評価の視点＞ 不要財産の適切な処分を行っているか。 ＜評価に至った理由＞ 東京支局移転後の跡地に係る売却収入のうち、瑕疵担保期間中の支出見込額から支出実績等を精算した金額の国庫納付が滞りなく完了している。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な 評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	—	VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。	＜評価の視点＞ ○重要な財産の譲渡、又は担保について適切な処分を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 実績なし。	＜評定と根拠＞評定：－ ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	—
						—	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－1－（1）	内部統制に係る取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	V. その他業務運営に関する重要事項 1. ガバナンス強化に向けた取組 平成 27 年 4 月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。 造幣局は国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。 (1) 内部統制に係る取組	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. ガバナンス強化に向けた取組 造幣局は、国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の強化、コンプライアンスの確保、セキュリティの維持・強化等に向け、以下のとおり取り組みます。 (1) 内部統制に係る取組	<その他の指標>	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B	評価	B
					上位の目標と整合性のある組織目標や個人目標を作成して業務に取り組み、四半期ごとに事業計画及び組織目標の進捗状況の報告及び検証を行い、阻害要因の把握及び対策について理事会において報告し、検証したほか、内部統制の推進に関する規程の見直しを行った。	<評価の視点> 内部統制の推進に関する規定等に定められた事項を適正に実施したか。	
					また、品質マネジメントシステムである ISO9001 の認証を維持した。	<評価に至った理由> 内部統制の推進について、事業計画を踏まえた各支局等及び各課室の組織目標の決定や理事会におけるそのフォローアップの取組等により、組織内の各階層における目標が連鎖する取組が行われている。また、内部監査の結果を踏まえ、業務プロセスに関する手順書等の改正がなされるなど、内部統制が適切に機能していると認められる。なお、令和 5 年 4 月に判明した決裁文書の改ざん事案についても、関連規程を改正することで、再発防止のための措置が行われている。	
					以上のことから、「内部統制に係る取組」に	ISO9001 の認証の維持について、各課室における業務の効率化及び品質管理等に関する目標設定やその実行、内部監査員による品質マネジメントシステムの維持等に関する監査等の取組の結果、外部審査登録機関による認証審査の受審をクリアし、品質マネジメントシステムの有効性の判定を受けている。	

	「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスの改善について不断の見直しを行う。	年度目標において指示された造幣局の役割（ミッション）を有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等について、適正に実施します。また、各種の業務プロセスの改善について不断の見直しを行います。 その一環として、品質マネジメントシステムである ISO9001 の認証を維持します。また、役職員が目的意識を共有した上で、各階層における目標が連鎖するよう組織目標及び個人目標を作成し、業務に取り組みます。	○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施 ＜その他の指標＞ ○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し ○ISO9001 の認証の維持	1. 内部統制の推進 造幣局の使命を遂行するためには、役職員が造幣局の課題やリスクを認識し、目的意識を共有したうえで、事業計画、各レベルの組織目標、各種計画、職員の個人目標を作成し、業務に取り組むことが重要であることから、各階層における目標が連鎖するよう取組を推進した。 令和 5 年度においては、令和 5 年 3 月 29 日付で事業計画の認可を受け、当該事業計画を踏まえて各部支局等及び各課室の組織目標を決定し、理事会において四半期ごとに事業計画及び各部支局等の組織目標の進捗状況の報告及び検証を行った。 また、造幣局における事業運営の統制及び継続的改善に関する基本規程に定められた阻害要因の把握及び対策について、理事会において報告し、検証を行った。 さらに、内部監査等を通じて各種の業務プロセスの確認を行い、必要に応じて手順書等の改正を行った。 令和 5 年 4 月に決裁文書の改ざんが判明したことを受け、決裁文書と異なる内容の公文を発出することを防ぐため、関係規程を改正して、公文発出前に文書管理者又は文書管理担当者の確認を受けることとした。 2. ISO9001 の認証の維持 品質マネジメントシステムを活用して全部門の運営状況を検証し、品質の確保と業務の効率化を図るため、ISO9001 の認証を維持すべく、次の活動を実施した。 （1）各課室は、ISO9001 の規定に基づく品質マネジメントシステムの下、法令の遵守、業務の効率化及び品質管理等に関する組織目標を定め、その目標達成に向けて取り組んだ（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）。 （2）品質マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施した（令和 5 年 7 月及び令和 6 年 1 月）。 （3）品質マネジメントシステムの適切性、有効性等について検証を行うため、理事長その他の役員及び幹部職員による検証理事会を実施した（令和 5 年 9 月及び令和 6 年 3 月）。 以上の活動を経て、令和 5 年 11 月に外部審査登録機関による	については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。
--	---	---	--	--	---	---

				IS09001 の再認証審査を受審した結果、品質マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受けた。 なお、環境マネジメントシステムの要求事項を規定する IS014001 の登録も維持し、環境保全に取り組んでいる。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－1－（2）	コンプライアンスの確保		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務上の不正・不法行為等 による重大事象の発生件数	業務上の不正・不法 行為等による重大事 象の発生件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(2) コンプライアンスの確保 コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。	(2) コンプライアンスの確保 職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施等の啓発活動を通じて、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図ることにより、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。また、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。さらに、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、法人文書管理の再徹底に引き続き取り組みます。	<主な定量的指標> ○業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0 件） <その他の指標> ○コンプライアンス確保に向けた確実な取組 ○コンプライアンス違反発生時の的確な対応	<主要な業務実績> 業務上の不正・不法行為等による重大事象として、発生したものはなかった。 コンプライアンスの確保に向けて、リスク・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修等の取組を実施した。 主な取組は、以下のとおり。 (1) リスク・コンプライアンス委員会の開催 令和5年度においては、令和5年9月及び令和6年2月、計2回開催し、コンプライアンス推進計画の進捗状況やコンプライアンス意識調査の実施について報告等を行った。 (2) 法令で求められる届出・公表に関する自主点検及び内部監査の実施 法令で求められる届出・公表の状況について、チェックシートによる自主点検及び内部監査を実施した。その結果、問題となる事象は発見されなかった。 (3) コンプライアンス研修の実施 ・外部専門家に依頼して作成した研修教材（動画及びテキスト）を	<評価と根拠>評価：C 業務上の不正・不法行為等による重大事象として、発生したものはなかった。 コンプライアンスの確保に向けては、リスク・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修等の取組を実施した。 また、コンプライアンス意識調査を実施し、その集計結果を各課室長にフィードバックするとともに、理事長メッセージ等を活用して各課室内でコンプライアンスに関する意見交換・共有の場を設けることにより、職員	評価 C <評価の視点> コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。 <評価に至った理由> コンプライアンスの確保について、リスク・コンプライアンス委員会の開催や全職員へのコンプライアンス研修の実施等の取組がなされている。 令和4年度に判明した決裁文書改ざん事案については、公文発出前に文書管理者等の確認を受けることとする内部規則の改正を行うなど、再発防止の取組がなされている。 令和5年度に第三者委員会が行った調査の結果、労使間で長年にわたり醸成された慣行として、一部職員の職務専念義務違反があった事実が明らかとなった。本事案は造幣局の信頼を損ねかねないものとする自己評価は、適正と認められる。 他方、第三者委員会の調査結果報告書においては、職務専念義務違反の背景として、労使慣行の	

			用いて、「不正が起きない、明るく働きやすい職場環境をつくる」と題した研修（確認テストを含む。）を全職員に対して実施した。 ・コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各種の階層別研修（新規採用職員研修、係長・課長補佐・課長研修、技能長・作業長研修、非常勤職員等）において、造幣局コンプライアンス・マニュアルを活用したコンプライアンス研修を実施した。 ・新規採用職員に対しては、新規採用職員研修に加えて、新規採用職員フォローアップ研修において、公務員等の不祥事案を含めた内容のコンプライアンス研修を実施した。 （４）服務監察の実施 階層別研修において、首席監察官が職員の非行行為の発生防止を目的とした予防監察の講義を行うとともに、夏季及び年末年始の休暇取得者が増える時期に、管理者を通じて全職員に対し、交通法規の遵守及び非行行為発生防止等のための注意喚起を行った。 全局の課室の長に対して令和５年６月及び１２月に服務監察を実施し、管理者としてのコンプライアンスについての認識確認を行うとともに、各課室の長による部下職員の身上把握・職員の服務規律の遵守意識を高めるための造幣局コンプライアンス・マニュアルに則った指導内容を確認し、加えて、当該課室の長を補佐する専門官等（各課室１人）に服務監察を実施した。 また、職員の服務状況等について総合的に把握し、厳正な綱紀の保持、倫理意識の向上や非行事件の未然防止を図ることを目的として、一般職員（課室の長以上の管理者及び服務監察を実施した専門官等を除き、再任用職員、期間業務職員、パート職員を含む。）との面談を令和５年７月～令和６年３月に実施し、面談の結果、問題点等が認められる場合には、管理者にフィードバックを行い、問題意識の共有を図った。 （５）公益通報制度の周知 造幣局の公益通報制度について、上記の予防監察の講義における説明、服務監察時の周知要請、一般職員との面談時の周知等により、引き続き、職員への周知徹底に努めた。 （６）法人文書管理の徹底に係る取組 令和５年４月に決裁文書の改ざんが判明したことを受け、令和５年度より新たに導入した文書管理システムを用いた決裁文書の電子化を徹底した。また、決裁文書と異なる内容の公文を発出することを防ぐため、内部規則を改正して、公文発出前に文書管理者又	のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。 令和５年４月に決裁文書の改ざんが判明したことを受け、令和５年度より新たに導入した文書管理システムを用いた決裁文書の電子化を徹底した。また、決裁文書と異なる内容の公文を発出することを防ぐため、内部規則を改正して、公文発出前に文書管理者又は文書管理担当者の確認を受けることとした。なお、本件については、令和４年度の自己評価書において同年度の業務実績として記載のうえ、主務大臣評価を受けている。 令和６年６月に受領した第三者委員会の報告書により、職員による職務専念義務違反が認定されたこと等を踏まえ、関係者に対し必要な処分を行うとともに、第三者委員会からの提言を踏まえ、二度と同様な事態を招かないよう、勤務時間中に実施可能な労働組合活動の範囲の明確化等、既に実施している施策を含め、再発防止策を講じることとしている。 以上のことから、「コンプライアンスの確保」に	醸成や法令の理解不足の他に、勤務時間中に組合役員が職員間の意思疎通の不全を補完・改善していた事実が指摘されており、いわゆる労使対立とは異なる造幣局特有の事情も一考に値する。また、造幣局が監事による内部調査の上で第三者委員会を設置し、関係者の処分等と再発防止策を実施した経緯は、法人としてコンプライアンスに関するガバナンスが機能したと捉えることもできる。 以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成していると認められるものの、職員による職務専念義務違反の事実とその背景等を踏まえて、「Ｃ」評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 第三者委員会の提言を踏まえた造幣局の再発防止策の徹底が引き続き求められる。 具体的には、労働組合に関連する活動に関するルールの確立と遵守に向けて、研修等を通じて国家公務員法上の職務専念義務に関する認識の徹底を図る必要がある。また、一般職職員と技能職職員との間の意思疎通の不全を解消し、コミュニケーションを円滑化させる取組を実施する必要がある。
--	--	--	--	--	---

			は文書管理担当者の確認を受けることとした。なお、本件については、令和４年度の自己評価書において同年度の業務実績として記載のうえ、主務大臣評価を受けている。 （注）文書管理システムで起案・承認された決裁文書は、仕組み上、改ざんできないようになっている。 （７）職員のコンプライアンス意識の向上のための取組 コンプライアンス意識調査を実施し、その集計結果を各課室長にフィードバックするとともに、理事長メッセージ等を活用して各課室内でコンプライアンスに関する意見交換・共有の場を設けることにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。 令和５年７月、第三者委員会を設置し、職員による国家公務員法上の職務専念義務違反が疑われる事案について調査を依頼したところ、令和６年６月に第三者委員会よりその調査結果である報告書を受領した。 当該報告書によれば、職員（労働組合役員）による職務専念義務違反の活動があったこと、また、その是正を図らなかった管理者にも責任があったことが認定されるとともに、その発生原因として、労使慣行の醸成、法令の理解不足、違反に対する安易な考え等が指摘された。 造幣局として、当該報告書を重く受け止め、関係者に対し必要な処分を行うとともに、第三者委員会からの提言を踏まえ、二度と同様な事態を招かないよう、勤務時間中に実施可能な労働組合活動の範囲の明確化等、既に実施している施策を含め、再発防止策を講じることとしている。 （注）今回の事案が発覚したことを踏まえ、勤務時間中の労働組合活動は認められた団体交渉に限定されることを徹底しており、令和５年度以降は違反状況は解消されている。	については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、第三者委員会の報告書において認定された職務専念義務違反等やその発生原因（労使慣行の醸成、法令の理解不足、違反に対する安易な考え）を踏まえ、「Ｃ」と評価する。 ＜課題と対応＞ 職員による職務専念義務違反の活動があったこと及び管理者がその是正を図らなかったことの発生原因として、労使慣行の醸成、法令の理解不足、違反に対する安易な考えが第三者委員会から指摘されたことを踏まえ、二度と同様な事態を招かないよう、勤務時間中に実施可能な労働組合活動の範囲の明確化等、既に実施している施策を含め、再発防止策を講じる。	
--	--	--	---	---	--

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VII－1－（3）	リスクマネジメントの強化			
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	リスクマップ等の策定	リスクマップ等の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
	防災訓練計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
	防災訓練の確実な実施	防災訓練の確実な実施（%）	対計画 100%	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(3) リスクマネジメントの強化 ① リスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスクマネジメントの強化に向けて取り組む。	(3) リスクマネジメントの強化 ① 造幣局の役割（ミッション）遂行の障害となるリスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスクマネジメントの強化に向けて取り組みます。	<主な定量的指標> ○リスクマップ等の策定及び見直し <その他の指標> ○リスクマネジメントの強化の取組	<主要な業務実績> 1. リスク管理 部門ごとに潜在するリスクを把握し、組織全体として管理すべきリスクについては、リスク管理表及びリスクマップを策定し、リスクの低減等に向けた課題や実施スケジュール等を明確にしたうえリスク低減対策を実施するとともに、リスク低減対策の進捗状況等を四半期ごとに理事会に報告し、令和6年3月の理事会においてリスクの評価を行い、リスク管理表等を更新するなど、引き続きリスクマネジメントの強化に取り組んだ。 また、事故等の発生時においては、理事長ほか役員・幹部職員等が迅速に情報を共有できるよう局内イントラネットを活用した緊急報告体制の下、適切な対応の維持に努めた。	<評価と根拠> 評価：B 部門ごとに潜在するリスクを把握し、組織全体として管理すべきリスクについて、リスク管理表及びリスクマップを策定したうえリスク低減対策を実施した。 防災訓練計画に定める訓練を確実に実施するとともに、当該訓練の結果等を踏まえ、危機管理会議の審議を経て、事業継続計画の見直しを行うことにより、危機管理体制の維持・充実に取り組んだ。	評価 B <評価の視点> リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、不測の災害が生じた場合に確実に対応できる体制を整えているか。 <評価に至った理由> リスク管理について、リスク管理表及びリスクマップを策定のうえ、リスク低減対策が実施されているほか、その進捗状況の理事会でのフォローアップを行う等の取組により、リスクマネジメントの強化に努めている。 事業継続計画の見直し、防災訓練計画の策定及び防災訓練等の実施について、防災訓練計画を策定のうえ、安否確認訓練や防災訓練等の訓練が実施されている。また、訓練の結果を踏まえ、災害は発生時の初期対応の見直し等を行ったうえで、事業継続計画の改定が行われており、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用が図られている。 新型コロナウイルス感染症への対応について、感染症法上の位置付けが5類に変更されるまでの間	
	② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対	② リスク管理を徹底し、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運	<その他の指標> ○BCM の適切な運用	3. 防災訓練計画の策定及び防災訓練等の実施 令和5年3月の危機管理会議の審議を経て、令和5年度防災訓練計画を策定した。			

	応することができるよう、事業継続マネジメント (BCM) の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。	用を図ります。その一環として、役職員の感染症り患や不測の災害が生じた場合でも、速やかに適切な対応を行うことができるよう危機管理体制の維持・充実に取り組むとともに、防火管理及び防災管理に関する規程に基づく防災訓練計画を策定し、訓練を確実に実施します。	＜主な定量的指標＞ ○防災訓練計画の策定の有無 ○防災訓練の確実な実施（対計画100％）	令和５年度防災訓練計画に定める訓練の実施状況については、次のとおり。 <table><thead><tr><th>訓練</th><th>実施状況</th></tr></thead><tbody><tr><td>安否確認訓練</td><td>非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員（非常勤職員を含み、病気休職者を除く）を対象とした安否確認訓練を２回（令和５年12月及び令和６年２月）実施した。 なお、令和６年２月に実施した訓練では、突発的な災害に備える訓練として、職員には訓練日を予告せず実施した。</td></tr><tr><td>防災訓練 （消防訓練） ①避難訓練 ②消火訓練</td><td>①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。 ②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火訓練・通報訓練を実施した。</td></tr><tr><td>緊急地震速報訓練 （初期対応訓練を含む）</td><td>突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。</td></tr><tr><td>災害対策本部立ち上げ訓練</td><td>非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。</td></tr><tr><td>緊急参集訓練</td><td>大規模災害発生時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舍居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。</td></tr></tbody></table> （注）大規模災害発生時の対応能力向上のため、勤務時間内に大規模災害が発生したとの想定の下、「緊急地震速報訓練」、「安否確認訓練」及び「災害対策本部立ち上げ訓練」を一連の訓練として、全局同時に実施した。	訓練	実施状況	安否確認訓練	非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員（非常勤職員を含み、病気休職者を除く）を対象とした安否確認訓練を２回（令和５年12月及び令和６年２月）実施した。 なお、令和６年２月に実施した訓練では、突発的な災害に備える訓練として、職員には訓練日を予告せず実施した。	防災訓練 （消防訓練） ①避難訓練 ②消火訓練	①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。 ②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火訓練・通報訓練を実施した。	緊急地震速報訓練 （初期対応訓練を含む）	突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。	災害対策本部立ち上げ訓練	非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。	緊急参集訓練	大規模災害発生時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舍居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。	また、新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更に応じ、適切な感染防止策を実施した。 以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	は引き続き感染防止対策が徹底されており、５類変更後も状況に応じた対応が行われている。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
訓練	実施状況																	
安否確認訓練	非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員（非常勤職員を含み、病気休職者を除く）を対象とした安否確認訓練を２回（令和５年12月及び令和６年２月）実施した。 なお、令和６年２月に実施した訓練では、突発的な災害に備える訓練として、職員には訓練日を予告せず実施した。																	
防災訓練 （消防訓練） ①避難訓練 ②消火訓練	①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。 ②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火訓練・通報訓練を実施した。																	
緊急地震速報訓練 （初期対応訓練を含む）	突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。																	
災害対策本部立ち上げ訓練	非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。																	
緊急参集訓練	大規模災害発生時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舍居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。																	

	③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行う。	③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による業務への影響を最小限にするために講じている感染防止策を徹底し、状況に応じた見直しを適切に行います。	＜その他の指標＞ ○感染防止策の確実な実施	令和５年度防災訓練計画に定める上記の訓練を全て実施した。 ４．新型コロナウイルス感染症への対応 令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症となるまでは、各課室に対して手洗い等の基本対策を指示するとともに、人との接触による感染リスクを低減するため、職員が密集する際のマスク着用の励行、時差出勤や在宅勤務の実施等の措置を引き続き講じた。 令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症となった後は、基本対策の実施は役職員個人の判断に委ねることとなったが、希望者にはワクチン接種を実施したり、新型コロナウイルス感染症の陽性者が増えてきた際には局内に注意喚起を行ったりする等の措置を講じた。なお、時差出勤や在宅勤務については、働き方改革の推進の観点から、引き続き実施した。		
--	--	--	--------------------------	---	--	--

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－1－（4）	個人情報の確実な保護等への取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	個人情報漏えいの発生件数	個人情報漏えいの発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。	(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、個人情報の漏えいの防止、保有個人情報の開示請求及び情報公開請求等への確実な対応に取り組みます。また、研修等により職員へ制度内容等の周知徹底を行います。 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における管理体制及び実施	＜その他の指標＞ ○個人情報保護及び情報公開への確実な取組 ＜主な定量的指標＞ ○個人情報漏えいの発生件数（0件）	＜主要な業務実績＞ 情報公開及び保有個人情報の開示又は提供等について、関係法令に基づき適切に対応を行った（情報公開請求5件、保有個人情報の開示請求0件）。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第165条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第24条の規定に基づき、それぞれの法律の施行の状況に係る調査票を個人情報保護委員会委員長及び総務大臣宛に提出した。 また、保有個人情報の適切な管理を目的として、令和5年6月及び7月に、主に保有個人情報の取扱いに従事する職員を対象に「個人情報保護に関する研修」を実施した。 文書については所定の書庫に施錠のうえ厳重保管するとともに、データが保管されているサーバ室への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、そのデータベースには許可された職員以外はアクセスできないよう措置を施すことに加え、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について確認を行うこと等により、情報漏えいの発生はなかった。	＜評定と根拠＞評定：B 保有個人情報の適切な管理のため、個人情報保護に関する研修を実施したほか、開示請求にも適切に対応を行った。 また、個人情報漏えい防止のための管理体制を構築し、個人情報の厳格な管理を行い、個人情報の漏えいの発生はなかった。 以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成してい	評定 B ＜評価の視点＞ 情報公開及び個人情報保護について、法令等に基づき確実に対応したか。 ＜評価に至った理由＞ 情報公開及び保有個人情報に係る開示請求又は提供等について、関係法令に基づく適切な対応が行われている。また、個人情報保護に関する研修を実施するなど着実に取り組んでいる。また、保有個人情報の適切な管理のため、職員への研修が行われている。 個人情報が含まれる文書について、厳格なセキュリティの下で保管が行われている。 これらの取組の結果、個人情報の漏えいは発生していない。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。	

		体制や個人情報の管理の状況について確認を行うなど、個人情報の漏えいの防止に必要な措置を講じます。			ると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－1－（5）	情報セキュリティの確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	情報セキュリティ計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
	情報セキュリティ教育の実施	教育の実施（％）	対計画 100％	100％	100％	100％	100％	100％		
	情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	発生件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(5) 情報セキュリティの確保 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。	(5) 情報セキュリティの確保 情報セキュリティに係る脅威の増大及び造幣局が取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性に鑑み、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。具体的には、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策を踏まえて整備した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティに関する	<その他の指標> ○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営 <主な定量的指標> ○情報セキュリティ計画の策定の有無 ○情報セキュリティ教育の実施（対計画 100%） <主な定量的指標> ○情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0 件） <その他の指標>	<主要な業務実績> 情報セキュリティの確保に関する内部規程等を遵守するとともに、情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するため、令和5年3月に令和5年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画を策定し、当該計画に沿って情報セキュリティ対策を実施した。 具体的な取組は、次のとおり。 ・令和5年9月に、全役職員を対象として情報セキュリティ対策の自己点検を実施した。 ・令和6年2月に、標的型攻撃メールに対する訓練を実施した。また、外部機関が実施する実践形式の研修に参加し、事故対処時における手順等の適切性の確認や訓練を通じて得られる有用な知識の習得に取り組んだ。 ・令和4年度に実施した情報セキュリティ対策の自己点検の集計結果や社会における情報セキュリティに係る漏えい事案等を踏まえて作成した説明資料を令和5年8月に職員等に配付し、情報セキュリティに関する重点項目の理解を促した。また、令和5年9月に実施した情報セキュリティ対策の自己点検の終了後に、設問項目	<評定と根拠> 評定： B 情報セキュリティの確保に関する内部規程等を遵守するとともに、令和5年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画を策定し、全役職員を対象とした情報セキュリティに関する自己点検（令和5年9月）、標的型攻撃メールに対する訓練（令和6年2月）を実施するなど、情報セキュリティに関する教育・自己点検及び情報セキュリ	評定	B
						<評価の視点> 情報セキュリティの確保に取り組み、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。 <評価に至った理由> 情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策推進計画を策定のうえ、全役職員を対象とする情報セキュリティ対策の自己点検や職員の階層に応じた情報セキュリティ研修等が実施されている。また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定を踏まえ、令和6年3月に情報セキュリティ対策基準を改定する等、情報セキュリティ水準の維持向上が図られている。これらの取組の結果、情報セキュリティ対策の不備による重大事象は発生していない。	

		計画を策定し、適切な情報セキュリティ対策を確実に実施します。また、その状況の定期的な点検の実施や外部電磁的記録媒体の取り扱いの再徹底を図ること等により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。 さらに、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。	○情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応 ※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス、又は、その疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。	の解説を職員等に配付し、情報セキュリティに関する理解を促した。 ・課長研修、係長研修、新規採用職員研修等の階層別研修や非常勤職員の雇い入れ時研修において、最新の情報セキュリティに係る事案を踏まえた情報セキュリティ研修を実施した。また、令和6年2月に実施した情報システム管理担当者を対象とした情報システム調達に係る研修において、造幣局情報セキュリティ対策基準の理解及び遵守を促した。 ・令和6年1月及び2月に、情報セキュリティ対策の実施状況を評価するため、情報セキュリティ監査を実施した。 ・IT機器の調達手続において、サプライチェーン・リスクの観点から、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）に対して、講ずべき必要な措置についての助言を求めた。 また、令和6年3月に情報セキュリティ委員会を開催し、これらの実施状況について報告を行うとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和3年度版から令和5年度版に改定されたため、それに準拠するために造幣局情報セキュリティ対策基準の改定について審議した。この審議結果に基づき、令和6年3月、造幣局情報セキュリティ対策基準を改定し、情報セキュリティ水準の維持向上を図った。 以上、情報セキュリティ対策を確実に実施し、その状況を定期的に点検することにより、情報セキュリティ対策の不備による重大事象は発生しなかった。	ティ監査等、計画に沿って情報セキュリティ対策を実施した。 また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和3年度版から令和5年度版に改定されたため、それに準拠するために造幣局情報セキュリティ対策基準の改定を行い、情報セキュリティ水準の維持向上を図った。 上記のとおり、情報セキュリティ教育の実施を含む情報セキュリティ対策を確実に実施し、その状況を定期的に点検することにより、情報セキュリティ対策の不備による重大事象を発生させなかったことは評価できる。 以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

[illegible][illegible]

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VII－2	人事管理			
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	人事管理運営方針の策定の有無	人事管理運営方針の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
	研修計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
	研修計画の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	2. 人事管理 組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、造幣局が有する技術の伝承が確実に行われるよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。 また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。	2. 人事管理 安定的に組織運営を行っていくため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき、計画的かつ着実に優秀な人材の確保や、業務の特殊性に配慮しつつ、引き続き障害者の雇用に努めるとともに、造幣局が有する技術を確実に維持・継承するための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。 また、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ労働時間の適切な管理等を行うことにより、働き方の見直しに取り組むとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法	＜主な定量的指標＞ ○人事管理運営方針の策定の有無 				

	さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。		律」(平成27年法律第64号)に基づき策定した一般事業主行動計画を確実に実施します。 さらに、職員の資質向上を図るため研修計画を策定し、研修を確実に実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰、評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。	定者を対象に実施する業務説明会に参加した。 ・国家公務員志望者に対して当局の魅力を伝えるため、若手職員の目線で採用案内パンフレットを更新し、上記イベントで活用した。 ・理系学生を対象とした職業体験プログラムを実施した。 技能職の採用に当たっては、以下の措置を講じ、優秀な人材の確保に努めた。 ・求人票を早期に受験希望者が在学する学校等に発送した。 ・受験希望者に応募前の職場見学会を開催した。 上記の取組により、令和6年度期初においては、総合職及び一般職12人、技能職11人の計23人を採用し、業務の効率性や業務量、技能伝承等の状況、将来の職員の年齢構成等を総合的に勘案しながら、配置先を決定した。 <table><tr><td colspan="3">(参考) 令和6年4月1日付採用状況</td></tr><tr><td>試験等区分</td><td>採用人員 (人)</td><td>備 考</td></tr><tr><td>総合職</td><td>2 (1)</td><td rowspan="2">試験採用</td></tr><tr><td>一般職</td><td>10 (3)</td></tr><tr><td>技能職</td><td>11 (2)</td><td>選考採用</td></tr><tr><td>合 計</td><td>23 (6)</td><td></td></tr></table> (注) () 内書は女性 また、障害者の雇用を促進するため、業務の特殊性に配慮しつつ、就労可能な職場の検討を行った。 (参考) 障害者雇用率(令和5年6月1日現在) 2.93% (法定雇用率2.6%) 3. 人事配置・人事管理 (1) 人事配置 人事配置に当たっては、職員の育成等を考慮しつつ、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を基本に、必要な技術や技能の継承に留意した上で、業務の繁閑や業務の質・量に応じて柔軟に対応できるよう職員を配置したほか、将来を担う若手職員の育成強化の観点から、財務省との人事交流を実施した。 (2) 人事管理	(参考) 令和6年4月1日付採用状況			試験等区分	採用人員 (人)	備 考	総合職	2 (1)	試験採用	一般職	10 (3)	技能職	11 (2)	選考採用	合 計	23 (6)		く人事管理の徹底を基本に、業務の繁閑や業務の質・量に応じて柔軟に対応できるよう職員を配置するとともに、管理者による部下職員への身上把握を実施する際は、より丁寧に部下職員の身上把握を行うよう要請し、面談等において気付いた職員の異変については、管理者間で情報を共有している。 働き方改革の推進については、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員に定時退庁を促すとともに、引き続き、超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等のための取組を実施するとともに、当該取組のフォローアップを行った。女性職員の活躍については、独立行政法人造幣局一般事業主行動計画の内容に沿った取組を確実に実施している。 研修については、令和5年度の研修計画を策定し、新規採用職員研修等の階層別研修や工芸部門総合技能研修等を研修計画に沿い確実に実施し、スキルアップを図った職員が職務に精励した結果、令和5年度においても多くの表彰を受賞したことは高く評価できる。また、業務改善活動を職員に奨励し、発表会の開催等を行うことにより、職員の	管理職に占める女性の割合は 4.5%と目標未達ではあるものの、女性職員にも幅広い職務経験を積ませる等の将来の管理職登用にに向けた取組がなされている。さらに、研修計画を策定のうえ、各階層別や工芸部門の研修を実施し、職員の業務意欲・能力の向上及び技能の伝承に努めている。こうした研修の結果、4名の職員が「卓越した技能者表彰（現代の名工）」を受賞したことは、評価できる。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。
(参考) 令和6年4月1日付採用状況																							
試験等区分	採用人員 (人)	備 考																					
総合職	2 (1)	試験採用																					
一般職	10 (3)																						
技能職	11 (2)	選考採用																					
合 計	23 (6)																						

			令和２年度に「一般職・研究職の育成方針」、令和３年度に「技能職の育成方針」を策定したところであるが、適切な人事管理を行うためには、管理者が部下職員の身上を丁寧に把握し、また、職員の異変があれば、管理者間で適切に共有し必要な対応を進めていくことが重要である。このため、管理者による丁寧な身上把握の実施を徹底したほか、身上把握方法等に関する外部専門家による研修を実施することにより、そのスキルアップを進めた。また、首席監察官による非常勤職員を含めた一般職員との面談を実施し、面談の結果、問題点等が認められた場合には、厳正な管理の下、管理者に対してフィードバックを行い、問題意識の共有化を図り、人事管理に適切に活用した。 ４．働き方改革の推進 政府が進めている働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、令和５年４月に「超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等のための取組について」を周知し、毎週水曜日と育児の日（毎月１９日）を定時退庁日と設定し、幹部職員が巡回指導して職員に定時退庁を促す取組等を行うとともに、各職場において年次休暇予定表を作成する等計画的に年次休暇を取得しやすい環境を構築している。また、定期的にこれらの取組のフォローアップを行った。 なお、多様で柔軟な働き方を実現するため、時差出勤や在宅勤務を引き続き実施した。 ５．女性職員の活躍 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成２７年法律第６４号）に基づき策定した一般事業主行動計画において設定した目標を達成するため、以下の取組を実施した。 ・業務説明会等において、造幣局におけるワーク・ライフ・バランス等の紹介など、働きやすい職場であることのアピールを積極的に行った。 ・若手・中堅職員を対象に、男女が共に活躍出来るキャリア形成についての意識向上に資する研修を実施した。 このような取組を行った結果、採用者に占める女性の割合については、計画期間の３年度目となる令和５年度までの実績は４２％となり、計画期間の目標である３５％を上回っ	業務意欲の高揚を図っている。 以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「Ｂ」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	--	--	--	--

			た。 また、管理職のうち女性の占める割合については、4.5%（令和6年3月31日現在）に留まったが、令和2年度に策定した育成方針に基づき、幅広い職務経験を積ませることにより、将来の管理職登用候補者の育成に努めるなど、管理職のうち女性の占める割合が向上するよう取り組んでいる。 （注）一般事業主行動計画 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とし、以下の目標を設定。 ・採用者に占める女性の割合について、計画期間（5年間）の平均で35%以上とする。 ・管理職のうち女性の占める職員の割合について、令和7年度末までに現状の倍を目指し6%以上とする。 ＜主な定量的指標＞ ○研修計画の策定の有無 ○研修計画の確実な実施（対計画100%） ＜その他の指標＞ ○職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組 6. 研修計画の策定等 前年度の研修実績の評価及び研修内容の質の向上等を図ることを目的として行った人材育成会議での議論等を踏まえ、「令和5年度研修計画」を、令和5年3月に策定し、新規採用職員研修等の階層別研修や工芸部門総合技能研修等を研修計画に沿い確実に実施した。 また、職務上必要な特定の技能及び知識を習得し、資質の向上を図ることを目的として、外部機関が主催する人事労務管理、広報、財務・経理等の実務研修への参加やコンプライアンス、情報システム及びISOに関する研修等を引き続き実施した。以上の取組により、必要な知識の習得及び技能の向上・伝承を図った。 このようにスキルアップを図った職員が職務に精励した結果、「卓越した技能者表彰（現代の名工）」を4人（令和5年11月）が受賞するなど、令和5年度においても、各方面から高い評価が得られた。 その他にも、次のとおり多くの職員が表彰を受賞した。 ①「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」 3人（令和5年4月） ②「優良クレーン関係業務従事者支部長表彰」 1人（令和5年5月） ③「日本分析化学会有功賞」		
--	--	--	--	--	--

				1 人（令和 5 年 9 月） ④「優良クレーン関係業務従事者本部会長表彰」 1 人（令和 5 年 11 月） ⑤「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）」 7 人（令和 5 年 11 月） ⑥「大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）」 3 人（令和 5 年 11 月） このほか、業務の効率化を推進するため、引き続き、QC サークル活動などの業務改善活動を職員に奨励するとともに、QC サークル活動発表会の開催、優れた業務改善を行った職員の表彰等を行うことで、職員の業務意欲の高揚を図った。なお、令和 5 年 12 月に開催された QC サークル全国大会において、「QC サークル感動賞」を受賞するとともに、同活動事例が「体験事例優秀賞」を受賞した。 （注 1）QC サークル感動賞 QC サークル感動賞とは、QC サークル全国大会において全発表の中から、「自分たちもあのような活動がしたい」、「自分はあのような活動に共感できる」、「仲間に感動を与えるあのような活動をしてみたい」など共感と感動をうけた発表サークルを、参加者全員と講評者によって選出し、表彰するもの。 （注 2）体験事例優秀賞 体験事例優秀賞とは、QC サークル大会（全日本選抜 QC サークル大会は除く。）で発表した体験事例の中から QC サークル本部に推薦されたサークルに贈られる賞。推薦された事例は、模範的または特色ある活動を行っている QC サークルを表彰する「QC サークル石川馨賞」の候補となる。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－3	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価					
	—	3. 施設及び設備に関する計画 令和5年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。 投資に当たっては、投資目的等について、理事会や設備投資検証会議における厳格な審査に基づき行います。 また、投資効果や進捗状況を適切に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。 ※施設及び設備に関する計画については、「令和5年度の業務実績に関する自己評価書」別紙7参照。		＜主要な業務実績＞ 計画の策定に当たっては、投資金額5千万円以上の案件について、設備投資検証会議において、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価を実施し、当該事後評価を踏まえたうえで、理事会における審議を経て、令和5年度の計画を包含した「中期的な施設・設備投資計画（基本方針）」を策定した。 設備投資の実施に当たっては、1件1億円以上の案件について、理事会において投資の必要性、金額、投資効果等について事前審議するとともに、設備投資検証会議において、事前に実施した理事会での検討結果に沿ったものとなっているか検証のうえ実行した。 また、令和5年度に実施した投資金額5千万円以上の案件については、令和6年2月の設備投資検証会議において、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価を実施した。 令和5年度における設備投資額は、計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、さらに投資時期の変更や投資を取りやめたこと、実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額と実行額に差異が生じたこと等が要因となり、当初計画4,507百万円に対して、実績は2,807百万円となり、その差は1,700百万円となった。	＜評価と根拠＞評価：B 設備投資計画については、設備投資検証会議における事後評価の結果を踏まえて策定し、計画の実施に当たっては、理事会における審議や設備投資検証会議における検証を行った。 また、投資実績については、業務実績報告において情報開示を行った。 設備投資額は、当初計画4,507百万円に対して実績は2,807百万円となり、その差は1,700百万円となったが、これは主に計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、翌年度に繰越又は取りやめたこと、実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額と実行額に差異が生じたことが要因	<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"> ＜評価の視点＞ 計画的な設備投資及び事前・事後の審査を適切に行ったか。 ＜評価に至った理由＞ 計画の策定に当たっては、これまでの設備投資の事後評価を踏まえ、「中期的な施設・設備投資計画（基本方針）」が策定されている。また、設備投資の実施に当たっては、基準額以上の投資案件について、理事会による事前審議及び設備投資検証会議による検証を行ったうえで、実行されている。 なお、令和5年度の設備投資の実績は2,807百万円であり、計画4,507百万円に対し1,700百万円の乖離があるが、計画決定後の状況の変化に対応したことによるものであり、その結果、業務運営に支障は生じていない。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。 </td></tr></table>	評価	B	＜評価の視点＞ 計画的な設備投資及び事前・事後の審査を適切に行ったか。 ＜評価に至った理由＞ 計画の策定に当たっては、これまでの設備投資の事後評価を踏まえ、「中期的な施設・設備投資計画（基本方針）」が策定されている。また、設備投資の実施に当たっては、基準額以上の投資案件について、理事会による事前審議及び設備投資検証会議による検証を行ったうえで、実行されている。 なお、令和5年度の設備投資の実績は2,807百万円であり、計画4,507百万円に対し1,700百万円の乖離があるが、計画決定後の状況の変化に対応したことによるものであり、その結果、業務運営に支障は生じていない。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。	
評価	B									
＜評価の視点＞ 計画的な設備投資及び事前・事後の審査を適切に行ったか。 ＜評価に至った理由＞ 計画の策定に当たっては、これまでの設備投資の事後評価を踏まえ、「中期的な施設・設備投資計画（基本方針）」が策定されている。また、設備投資の実施に当たっては、基準額以上の投資案件について、理事会による事前審議及び設備投資検証会議による検証を行ったうえで、実行されている。 なお、令和5年度の設備投資の実績は2,807百万円であり、計画4,507百万円に対し1,700百万円の乖離があるが、計画決定後の状況の変化に対応したことによるものであり、その結果、業務運営に支障は生じていない。 以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。										

					であり、適切であったものと認められる。 以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報	
令和5年度における設備投資額は、当初計画4,507百万円に対して実績は2,807百万円であった。 なお、計画と実績の差1,700百万円の内訳は以下のとおりである。	
①計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、翌年度に繰越又は取りやめたもの	
会計システムソフトウェア更新	△665百万円
空調設備改修工事	△87百万円
昇降機（庁舎2号別館乗用）改修工事	△85百万円
等、合計21件	△1,606百万円
②当初計画にはなく、追加で実施したもの	
排水ポンプ等（東側）設置その他工事（浸水対策）	26百万円
北排水路（桜之宮公園）管路更生工事	17百万円
仕上圧延機（入側スリーロールフィーダー）修理	15百万円
等、合計35件	222百万円
③支払時期が翌年度にずれ込んだもの	
該当なし	
④実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額と実行額に差異が生じたもの	
次世代貨幣検査機試作機	△21百万円
観音宿舎2号棟外壁補修その他工事	△21百万円
円形洗浄装置	△18百万円
等、合計69件	△317百万円

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標		区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
売却代金に係る国庫納付						○		○		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	3. 保有資産の見直し	4. 保有資産の見直し	＜その他の指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞	評価	B
	① 東京支局移転後の跡地（隣接する廃止した東京支局北宿舎及び南宿舎を含む。）については、瑕疵担保期間が終了したことから、令和5年度中に売却代金に係る国庫納付を行う。	① 東京支局移転後の跡地については、瑕疵担保期間が終了したことから、令和5年度中に売却代金に係る国庫納付を行います。	○売却代金に係る国庫納付	東京支局移転後の跡地に係る売却代金のうち、瑕疵担保期間中の支出見込額から支出実績等を精算した額について、令和5年6月23日に不要財産として国庫納付した。	東京支局移転後の跡地に係る売却代金のうち、瑕疵担保期間中の支出見込額から支出実績等を精算した額について、令和5年6月23日に不要財産として国庫納付した。	＜評価の視点＞ 保有資産の見直しが計画的かつ確実に行われたか。	
	② 保有資産については、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。	② 造幣局が保有する資産については、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。	○保有資産の不断の見直し	令和5年9月に保有資産の見直しに関する調査を行ったが、不要財産の国庫納付による国庫への貢献を図る資産はなかった。	以上のことから、「保有資産の見直し」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。	＜評価に至った理由＞ 東京支局移転後の跡地に係る売却代金のうち、瑕疵担保期間中の見込額から支出実績等を精算した金額の国庫納付が滞りなく行われている。 また、保有資産の見直しに関する調査を行っており、保有資産の不断の見直しに努めている。	
					＜課題と対応＞ 特になし。	以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VII－5－（1）	労働安全の保持			
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	職場環境整備に資する計画 の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
	職場環境整備に資する計画 の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%	100%	100%	100%		ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限 る。
	重大な労働災害の発生件数	発生件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	4. 職場環境の整備 （１）労働安全の保持 職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。	5. 職場環境の整備 （１）労働安全の保持 造幣局の業務には、危険・有害業務を含む様々な作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）をはじめとした関係法令を遵守するとともに、メンタルヘルスクアを含め、引き続き安全で働きやすい職場環境の整備に取り組みます。具体的には、「安全衛生に関する方針」及び職場環境整備に資する計画である「安全衛生に	<主な定量的指標> ○職場環境整備に資する計画の策定の有無 ○職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）	<主要な業務実績> 1. 職場環境整備の取組 令和 5 年度における職場環境整備に資する計画として、「安全衛生に関する計画」を策定し、当該計画に沿って取組を行った。具体的な取組については、以下のとおり。 ・安全衛生委員会等による職場巡視を、各局で実施した。 ・安全衛生教育を、以下のとおり実施した。 ・安全管理者能力向上教育等の外部講習を受講した。 ・危険体感設備（安全道場）において、ワイヤーロープへの指挟まれ疑似体験や VR を活用した危険体感訓練を実施した（本局）。 ・民間企業に設置されている危険体感設備（安全道場）において、安全衛生委員等が危険体感教育を受講した（さいたま支局）。 ・危険体感設備（安全道場）において、VR を活用した危険体感訓練を実施した（広島支局）。 ・各職場や安全衛生委員会において、非定常な作業や突発的な作業に対する KY 活動やリスクアセスメント活動を積極的に取り組むことにより、労働災害の発生防止に努めた。 (注) KY 活動 KY とは、危険予知の略称。危険（Kiken）の K、予知（Yochi）の	<評定と根拠>評定：B 職場環境整備に資する計画として、「安全衛生に関する計画」を策定し、当該計画に基づき、職場巡視、安全管理者能力向上教育等の安全衛生教育、非定常な作業や突発的な作業に対する KY 活動及びリスクアセスメント活動を積極的に取り組んだこと等により、重大な労働災害は発生しなかった。 休業 4 日以上の労働災害が 2 件発生したが、初動対応を適切に実施するとともに、事故の再発を防止すべく対応策を講じている。	評定	B <評価の視点> 職場環境整備に資する計画を策定・実行し、労働災害発生を防止したか。 <評価に至った理由> 「安全衛生に関する計画」を策定した上で、安全衛生委員会等による職場巡視、安全管理者能力向上教育等の外部講習の受講、VR を活用した危険体感訓練等の安全衛生教育を実施している。これら安全で働きやすい職場環境の維持に努める取組の結果、重大な労働災害は発生していない。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。

		関する計画」を定め、当該計画に基づき安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、リスクアセスメント活動等を確実に実施することにより、重大な労働災害を発生させないよう取り組みます。	＜主な定量的指標＞ ○重大な労働災害の発生件数（0件） ※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。 ＜その他の指標＞ ○労働災害の発生状況	YをとってKYと呼ぶ。 KY活動とは、業務開始前に業務に潜む危険要因を想定し、その防止対策を立てることによって事故や労働災害を未然に防止する活動である。 2. 労働災害の発生状況 上記の取組により、令和5年度において、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う重大な労働災害は発生しなかった。しかしながら、休業4日以上労働災害が2件発生した。 休業4日以上労働災害の概要は、次のとおり。 ・倉庫のトイレ扉を開けようと扉正面の窓ガラスを押したところ、窓ガラスが破損し、破損片で右手首を切創したもの（令和5年7月：広島支局）。 ・冷間粗圧延機で自動運転により圧延板をコイル状に巻き取る作業中、機械が異常を感知して自動停止したため、職員が状態を確認するため機械に上がり、右足でコイルを押し出したところ、引っ掛かっていたコイルの先端が外れた反動で当該職員の右足膝下に当たり負傷したもの（令和5年11月：広島支局）。 発生した労働災害については、被災の事実関係を把握するとともに、原因の究明と危険要因の洗い出しを実施し、再発防止に万全を期すこととした。具体的な対応は次のとおり。 （1）被災後の初動対応 被災した職員に対しては、被災後直ちに診療所において応急処置を施したうえ、外部の医療機関において治療を受けさせた。 また、職場において類似の事故が発生することを防止するため、労働災害の発生後直ちに事故の概要を各職場に周知するとともに臨時安全衛生委員会を開催し、安全衛生委員会により労働災害の発生現場に出向き、事故の状況等を共有、確認し、発生原因や再発防止等における意見交換を行った。 （2）再発防止に向けた取組の検討・実施 労働災害が発生した職場において4M5E分析を用いて発生原因を明らかにし、講じるべき対策を検討した。その検討結果を踏まえた再発防止に向けた取組を安全衛生委員会で審議及び共有することにより、各職場に再発防止に向けた取組の水平展開を図った。 （注）4M5E分析 4M5E分析とは、発生した事象について4M「Man」（人）、	以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--

			「Machine」（設備、機器）、「Media」（環境）、「Management」（管理）の視点から要因を抽出し、これらの要因に対して、5 E 「Education」（教育・訓練）、「Engineering」（技術・工学）、「Enforcement」（強化・徹底）、「Example」（模範・事例）、「Environment」（環境）の視点から対策を検討する原因対策対応式（マトリックス式）の分析手法である。 （参考）休業4日以上の労働災害の発生状況 <table><tr><td>元年度</td><td>2 年度</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td></tr><tr><td>2 件 （0 件）</td><td>1 件 （0 件）</td><td>2 件 （2 件）</td><td>1 件 （0 件）</td><td>2 件 （0 件）</td></tr></table> （注）（ ）内書は障害が残る災害。	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	2 件 （0 件）	1 件 （0 件）	2 件 （2 件）	1 件 （0 件）	2 件 （0 件）		
元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度											
2 件 （0 件）	1 件 （0 件）	2 件 （2 件）	1 件 （0 件）	2 件 （0 件）											

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－5－（2）	健康管理の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	健康管理に資する計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
	定期健康診断の受診率	受診率（％）	100％	100％	100％	100％	100％	100％		
	健康管理に資する計画の確実な実施	計画の確実な実施（％）	対計画 100％	100％	100％	100％	100％	100％		ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価			
	(2) 健康管理の充実 健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。	(2) 健康管理の充実 職員の健康を確保するため、「安全衛生に関する計画」に沿って全職員を対象に定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行います。 また、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、安全衛生に関する計画で定めたメンタルヘルス対	＜主な定量的指標＞ ○健康管理に資する計画の策定の有無 ＜主な定量的指標＞ ○定期健康診断の受診率（100％） ＜主な定量的指標＞ ○健康管理に資する計画の確実な実施（対計画 100％、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係	＜主要な業務実績＞ 令和5年度における健康管理に資する計画は、労働安全に資する計画と併せて「安全衛生に関する計画」として策定し、この中で、「風通しの良い職場づくりの推進（相互の信頼関係の強化）」を重点取組事項として設定し、以下の取組を行った。 1. 定期健康診断の実施 定期健康診断については、前年度に引き続き、全職員に対して健康診断を確実に実施し、その結果を通知することにより職員に健康管理の大切さを認識させるとともに、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある職員全員に対して保健指導を実施した。 2. 健康指導等の実施 健康指導・教育・メンタルヘルス対策の実施状況は、以下のとおり。 ・令和5年7月～9月に、全職員にチェックシートを配付することによるストレスチェックを実施した。メンタルヘルス不調を未然に防止するため、高ストレスと診断された職員に対しては申出により産業医等による面接指導を行った。 ・集団集計結果に基づき、課室長を対象としたメンタルヘルス研修として、健康相談室医師による面談を実施した（本局）。 ・THPとして、本局においては、職員課によるコミュニケーションや協調性をテーマとした講習会を実施するとともに小冊子「職場のメンタルヘルス&コミュニケ		＜評定と根拠＞評定：B 健康管理に資する計画として、健康診断の実施等について定めた「安全衛生に関する計画」を策定し、職員の健康確保対策に取り組んだ結果、定期健康診断を全職員が受診し、特に健康の保持に努める必要のある職員全員に対して保健指導を実施している。 また、定期健康診断以外の「安全衛生に関する計画」で定めた、健康指導・教育・メンタルヘルス対策にも確実に取り組み、職員一人一人に応じた健康管理に資するフォローアップを実施し	評定	B	＜評価の視点＞ 健康管理に資する計画を策定・実行し、職員の健康の確保に取り組んだか。 ＜評価に至った理由＞ 健康管理に資する内容も包含した「安全衛生に関する計画」を策定した上で、全職員に対する定期健康診断が実施されている。また、診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある職員に対して保健指導が実施されている。 全職員に対するストレスチェックや管理職を対象とするメンタルヘルス研修等が実施されており、職員の心身両面の健康管理の充実が図られている。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を

		策に、確実に取り組みます。	る項目に限る)	ーション術」を職員に配付した。 さいたま支局においては、外部講師による「腸活エクササイズ」を開催し、職員に受講させた。 広島支局においては、DVD「あなたもできるリラクセーション」の視聴会を実施し、小冊子「こころの応急手当」を職員に配付した。 (参考) THP (トータル・ヘルスプロモーション・プラン) 職場における労働者の心身両面の総合的な健康の保持増進のために、健康教育等の適切な措置を実施するものであり、当該措置の原則的な実施方法については厚生労働省が指針を定めている。 3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となるまでは、各課室に対して手洗い等の基本対策を指示するとともに、人との接触による感染リスクを低減するため、職員が密集する際のマスク着用の励行、時差出勤や在宅勤務の実施等の措置を引き続き講じた。 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となった後は、基本対策の実施は役職員個人の判断に委ねることとなったが、希望者にはワクチン接種を実施したり、新型コロナウイルス感染症の陽性者が増えてきた際には局内に注意喚起を行ったりする等の措置を講じた。なお、時差出勤や在宅勤務については、働き方改革の推進の観点から、引き続き実施した。	た。 さらに、新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更に応じ、適切な感染防止策を実施した。 以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ＜課題と対応＞ 特になし。	達成していると認められることから、「B」評価とする。
--	--	---------------	---------	--	--	----------------------------

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－5－（3）	職務意識の向上・組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が造幣局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。	(3) 職務意識の向上・組織の活性化 役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が造幣局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。	<その他の指標> ○役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組	<主要な業務実績> 職務に対する意識の向上及び活性化に向けて、以下の取組を実施した。 ・造幣局の運営に係る重要事項については、必要の都度理事会において審議したほか、幹部会を開催し、各部門から業務の進捗状況、課題等について報告し、情報共有を図った。 ・各部門においては、課題の解決等に向けて各部門の会議を開催したほか、幹部と現場の一層の意思疎通を図るため、幹部が現場部門における工程会議等に参加し、作業の進捗状況等について確認する等により、組織内における相互理解を深めるとともに、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中断していた幹部職員と一般職員の対話を再開した。 ・また、若手職員を対象とした勉強会を開催し、業務に関する知見等の共有を図った。 ・さらに、各部門の施策の進捗状況等について、理事長、理事及び各部門の長による意見交換会において、情報共有を図った。 また、社会のデジタル化の進展等に伴う社会的な要請の変化や、キャッシュレス化の進展による貨幣の製造量への影響が予想されることを踏まえ、造幣局の進むべき方向を造幣局全体で共有していくため、10年後の造幣局のあるべき姿としての長期ビジョンの作成に着手した。 令和5年7月、第三者委員会を設置し、職員による国家公務員法上の	<評定と根拠> 評定：C 理事会や各部門の会議等を通じて、役員間、役職員間、各部門間において密なコミュニケーションを図るとともに、業務の進捗状況、課題等に係る情報を共有することにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化が図れるよう取り組んだ。 令和6年6月に受領した第三者委員会の報告書により、職員による職務専念義務違反が認定されたこと等を踏まえ、関係者に対し必要な処分を行うとともに、第三者委員会からの提言を踏まえ、二度と同様な事態を招かないよう、風通しの良い職場環境の構築等、既に	評定	C <評価の視点> 役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションが実現するよう取り組んだか。 <評価に至った理由> 幹部会における業務の進捗状況や課題等の情報共有や、幹部による現場部門における工程会議への出席等の取組により、役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションが図られている。 令和5年度に第三者委員会が行った調査の結果、労使間で長年にわたり醸成された慣行として、一部職員の職務専念義務違反があった事実が明らかとなった。本事案は造幣局の信頼を損ねかねないものとする自己評価は、適正と認められる。 他方、第三者委員会の調査結果報告書においては、職務専念義務違反の背景として、労使慣行の醸成や法令の理解不足の他に、勤務時間中に組合役員が職員間の意思疎通の不全を補完・改善していた事実が指摘されており、いわゆる労使対立とは異なる造幣局特有の事情も一考に

				職務専念義務違反が疑われる事案について調査を依頼したところ、令和6年6月に第三者委員会よりその調査結果である報告書を受領した。 当該報告書によれば、職員（労働組合役員）による職務専念義務違反の活動があったこと、また、その是正を図らなかった管理者にも責任があったことが認定されるとともに、その発生原因として、一般職職員と技能職職員との間の「カベ」等が指摘された。 造幣局として、当該報告書を重く受け止め、関係者に対し必要な処分を行うとともに、第三者委員会からの提言を踏まえ、二度と同様な事態を招かないよう、風通しの良い職場環境の構築等、既に実施している施策を含め、再発防止策を講じることとしている。	実施している施策を含め、再発防止策を講じることとしている。 以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、第三者委員会の報告書において認定された職務専念義務違反等やその発生原因（一般職職員と技能職職員との間の「カベ」）を踏まえ、「C」と評価する。 <課題と対応> 職員による職務専念義務違反の活動があったこと及び管理者がその是正を図らなかったことの発生原因として、一般職職員と技能職職員との間の「カベ」が第三者委員会から指摘されたことを踏まえ、二度と同様な事態を招かないよう、風通しの良い職場環境の構築等、既に実施している施策を含め、再発防止策を講じる。	値する。また、本事案を踏まえ、一般職職員と技能職職員との間のコミュニケーションを円滑化させるための再発防止策が策定されていることは評価に値する。 以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、職員による職務専念義務違反の事実とその背景等を踏まえて、「C」評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 第三者委員会の提言を踏まえた造幣局の再発防止策の徹底が引き続き求められる。 具体的には、労働組合に関連する活動に関するルールの確立と遵守に向けて、研修等を通じて国家公務員法上の職務専念義務に関する認識の徹底を図る必要がある。また、一般職職員と技能職職員との間の意思疎通の不全を解消し、コミュニケーションを円滑化させる取組を実施する必要がある。
--	--	--	--	---	--	---

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－6	環境保全		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り	策定有り		
環境保全計画の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%	100%	100%	100%		
エネルギー消費原単位	通常貨幣製造工程及 び勲章等製造工程	過去5年 平均以下	2年度： 118.2kl 原油/千ト 3年度： 118.1kl 原油/千ト 4年度： 119.7kl 原油/千ト 5年度： 123.9kl 原油/千ト	122.2 kl 原油/千ト	126.0 kl 原油/千ト	133.0 kl 原油/千ト	131.0 kl 原油/千ト		
【参考】 エネルギー消費原単位	上記以外の工程	過去5年 平均以下	2年度： 317.2kl 原油/千ト 3年度： 323.3kl 原油/千ト 4年度： 329.3kl 原油/千ト 5年度： 335.0kl 原油/千ト	310.5 kl 原油/千ト	333.3 kl 原油/千ト	313.4 kl 原油/千ト	273.4 kl 原油/千ト		
再資源化可能な廃棄物の再資源化	再資源化可能な廃棄物の再資源化 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
回収貨幣の再利用	回収貨幣の再利用 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
返り材の再利用	返り材の再利用 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	5. 環境保全 製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえた環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しかつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持等を行いつつ、徹底した省エネルギーに向けた取組等を進めることにより、環境保全を図る。	6. 環境保全 地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、ISO14001を着実に運用し、その認証を維持します。また、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえた省資源・省エネルギー対策の実施、公害防止などの環境保全に関する計画を定め、その実現に取り組むことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。特に、徹底した省エネルギーに留意します。 環境保全や資源の有効活用の観点から、国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材（スクラップ）を100%再利用します。また、事業活動の結果、排出される廃棄物のうち、再資源化可能な廃棄物の再資源化（100%）に取り組めます。 さらに、新たに導入、又は更新する機器については、購入時に効率性の検証を行ったうえ、極力環境負荷の少ない省エネタイプとするなどの取組により、通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位を過去5年平均以	<主な定量的指標> ○環境保全計画の策定の有無 ○環境保全計画の確実な実施（対計画100%） <その他の指標> ○環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証 <その他の指標> ○ISO14001 認証の維持 <主な定量的指標> ○エネルギー消費原単位（通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程について、過去5年平均以下）	<主要な業務実績> 1. 環境保全への取組 令和5年3月に「令和5年度環境保全計画」を策定し、計画に基づき、環境関連法令等の遵守、国際規格であるISO14001の認証による環境マネジメントシステムの運用・維持等に取り組み、計画を確実に実施した。具体的には、法令に基づく大気・水質等の規制基準の遵守、廃棄物の適正処理、化学物質の使用量の把握、省エネに関する取組等を行い、環境保全と調和のとれた事業活動を行うよう努めたほか、「令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境物品等を調達するよう努めた。 上記の環境保全計画に基づき、引き続き、新たに購入又は更新する機器については、消費電力が少ないLED照明器具や作業機器等、極力環境負荷の少ない省エネタイプを導入した。 2. ISO14001 認証の維持 本支局において、ISO14001の規定に基づく環境マネジメントシステムの下、環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取り組んだ。また、環境マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施し、さらに、環境マネジメントシステムの適切性・有効性等について検証を行うため、理事長をはじめ役員及び幹部職員による検証理事会を実施した。 以上の活動を経て、令和5年11月に外部審査登録機関によるISO14001の再認証審査を受審した結果、環境マネジメントシステムが規格要求事項に継続的に適合し、継続して有効であるとの判定を受けた。 3. エネルギー消費原単位の抑制 温室効果ガスの排出抑制のため、夏季及び冬季における省エネルギーの推進について方針を定め（令和5年4月及び11月）、冷暖房の使用期間や設定温度の管理の徹底、クールビズ及びウォームビズによる軽装及び防寒のための重ね着等を励行する等、造幣局全体のエネルギー消費原単位の改善に取り組んだものの、通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程のエネルギー消費原単位は131.0k 1原油/千トンとなり、過去5年の平均値123.9k	<評定と根拠>評定：B 令和5年度環境保全計画を策定し、計画に基づいて環境保全に取り組んだ。 また、新たに購入又は更新する機器については、環境負荷の少ない省エネタイプを導入するとともに、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001について、認証を維持したことは評価できる。 通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位の改善については、冷暖房の使用期間や設定温度の管理の徹底等によるエネルギー使用量の抑制に取り組んだものの、貨幣製造枚数が過去5年に比べて大幅に減少したことによりエネルギー効率が低下したため、目標である過去5年の平均値を上回った。 更なる省エネルギー活動への取組を推進するため、省エネ活動表彰制度を実施し、優れた事例を表彰した。	評定 B <評価の視点> 環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。 <評価に至った理由> 環境保全への取組については、「環境保全計画」を策定のうえ、環境マネジメントシステムに関する内部監査や役員及び幹部職員による検証理事会による維持・改善に取り組んだ結果、外部審査登録機関からISO14001の有効性の判定を受けているほか、法令に基づく規制基準の順守や、LED照明器具等の省エネタイプの設備機器を導入する等により、省エネルギーに向けた取組に努めている。 古機械等の再資源化可能な廃棄物を100%再資源化しているほか、回収貨幣及び製造工程内で発生するスクラップについても、貨幣材料として100%再利用している。 エネルギー消費原単位の抑制については、過去5年の平均値と比べ5.7%増と目標未達となっている。これは、固定費の割合が大きく、製造枚数の減少がエネルギー消費量の減少にそれほど寄与しない事業特性が要因である。なお、冷暖房の使用期間や設定温度の管理の徹底等、省エネのための取組は行われている。 以上を踏まえ、本項目については、定量的な数値目標を概ね達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。	

			下に抑制するように努めるなど、使用光熱水量の削減等に取り組みます。	参考指標：上記以外の工程について、過去5年平均以下	1 原油/千トンと比して 5.7%増となった。 エネルギー消費原単位は、エネルギー消費量を生産数量で除して算出しているところ、令和5年度におけるエネルギー消費量が 1.5%減少しているのに比して、生産数量が 6.9%減少したことによるものである。 令和5年度における生産数量が過去5年平均に比して 6.9%減少したのは、令和5年度の貨幣製造枚数が過去5年に比べて大幅に減少したことが主な要因である。製造に直接用いる設備に関しては貨幣製造枚数の減少に応じてエネルギー消費量も減少するが、空調やOA 機器等の生産量にかかわらず一定のエネルギーを消費するものがある。この生産量にかかわらず一定のエネルギーを消費する部分が、生産量が減少した場合のエネルギー消費原単位の上振れ要因となっている。 (参考) 通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位の改善状況 <table><tr><th>区 分</th><th>基準値 (過去5年の平均値)</th><th>5 年度 実績値</th><th>増減率</th></tr><tr><td>エネルギー消費量 (k1 原油)</td><td>4,854.44</td><td>4,779.47</td><td>1.5%減少</td></tr><tr><td>生産数量(トン)</td><td>39,183</td><td>36,491</td><td>6.9%減少</td></tr><tr><td>エネルギー消費原単位 (k1 原油/千^トン)</td><td>123.9</td><td>131.0</td><td>5.7%増加</td></tr></table> また、令和5年度における通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程以外の工程のエネルギー消費原単位は、273.4 k 1 原油/千トンとなり、過去5年の平均値 335.0 k 1 原油/千トンを下回っている。下回った主な要因は、1 円アルミニウム回収貨幣の年間の鑄つぶし量が過去5年平均より多かったことによる生産数量の増加によるものである。 昨今の国際情勢の変化によるエネルギー価格高騰等を鑑み、更なる省エネルギー活動への取組を推進するため、令和4年度に設置した省エネ活動表彰制度を実施し、各課室の取組報告の中から、今後も省エネ効果が継続し、更に水平展開効果が高いと考えられるもの(令和4年度冬季：1 席2 件、2 席1 件、3 席3 件、令和5年度夏季：2 席3 件、3 席2 件)を表彰した。 国の地球温暖化対策計画において二酸化炭素排出量の削減が求められていることを鑑み、エネルギー使用量の多い製造工程のエネルギーの使用状況の現状把握等を行うため、広島支局圧延工程における省エネ診断を実施した。 本局及び広島支局の電力について、再生可能エネルギー比率 100%の	区 分	基準値 (過去5年の平均値)	5 年度 実績値	増減率	エネルギー消費量 (k1 原油)	4,854.44	4,779.47	1.5%減少	生産数量(トン)	39,183	36,491	6.9%減少	エネルギー消費原単位 (k1 原油/千 ^ト ン)	123.9	131.0	5.7%増加	国の地球温暖化対策計画において二酸化炭素排出量の削減が求められていることを鑑み、エネルギー使用量の多い製造工程のエネルギーの使用状況の現状把握等を行うための省エネ診断を実施した。 再資源化可能な廃棄物の再資源化については、売却等による再資源化に努めた結果、100%となり目標を達成した。 回収貨幣及び返り材の再利用については、再利用に努めた結果、100%となり目標を達成した。 以上のことから、「環境保全」については、通常貨幣製造工程及び勲章等製造工程におけるエネルギー消費原単位の目標は基準値を上回ったものの、令和5年度の貨幣製造枚数が過去5年に比べて大幅に減少したことによるものであり、エネルギーの効率的な使用に努めていると認められ、その他の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。	
区 分	基準値 (過去5年の平均値)	5 年度 実績値	増減率																				
エネルギー消費量 (k1 原油)	4,854.44	4,779.47	1.5%減少																				
生産数量(トン)	39,183	36,491	6.9%減少																				
エネルギー消費原単位 (k1 原油/千 ^ト ン)	123.9	131.0	5.7%増加																				

			電力の調達契約を締結した（本局：令和５年１０月～令和８年９月分、広島支局：令和６年４月～令和９年３月分）。既に調達中のさいたま支局の電力（令和４年４月～令和７年３月分）とあわせて、令和６年度から全局において再生可能エネルギー比率 100％の電力の調達となる見込みとなった。	＜課題と対応＞ 特になし。	
		＜主な定量的指標＞ ○再資源化可能な廃棄物の再資源化（100％） ＜主な定量的指標＞ ○回収貨幣の再利用（100％） ○返り材の再利用（100％）	４．再資源化可能な廃棄物の再資源化 廃棄物のうち、廃プラスチック及び廃電化製品の一部、古機械、シュレッダー紙屑等の再資源化することが可能な廃棄物について、売却等により100％再資源化した。 ５．回収貨幣等の再利用 国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材（スクラップ）を、新たに製造する貨幣の材料として 100％再利用した。		

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－7	積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	—	7. 積立金の使途 「独立行政法人造幣局法」(平成14年法律第40号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		<主要な業務実績> 実績なし。	<評定と根拠>評定：— <課題と対応> 特になし。	評定	—

4. その他参考情報
特になし。

表 1 財務大臣の定めた令和 5 年度の貨幣製造計画並びに令和 4 年度及び令和 5 年度の製造実績

(単位:千枚)

貨幣種別		4 年度	5 年度	
		製造計画 (4年12月変更) (実績)	製造計画 (当初)	製造計画 (5年12月変更) (実績)
1 万円	記念貨幣	20	0	0
1 0 0 0 円	記念貨幣	120	0	50
5 0 0 円	通常貨幣	(113) 365,000	(103) 350,000	(88) 350,000
1 0 0 円	通常貨幣	(113) 200,000	(103) 200,000	(88) 200,000
5 0 円	通常貨幣	(113) 536	(103) 1,000	(88) 484
1 0 円	通常貨幣	(113) 61,000	(103) 33,000	(88) 33,000
5 円	通常貨幣	(113) 536	(103) 1,000	(88) 484
1 円	通常貨幣	(113) 536	(103) 1,000	(88) 484
計		627,748	586,000	584,502

(注) 上段()内書はブルーフ貨で内数。

表 2 (参考) 5 0 0 円貨幣並びに 1 0 0 円貨幣及び 1 0 円貨幣の一貫工業の各工程歩留

(単位:%)

5 0 0 円貨幣		溶解	圧延	成形	圧印検査	全体
過去に同じ仕様で製造した 5 0 0 円貨幣の実績平均値	リング	97.0	74.2	40.8	93.6	34.6
	コア	-	-	65.4		
令和 5 年度 実績値	リング	97.6	74.6	43.3	97.8	38.4
	コア	-	-	67.4		
1 0 0 円貨幣		溶解	圧延	成形	圧印検査	全体
過去 5 年 平均値		97.2	75.5	70.6	99.4	51.5
			51.8			
令和 5 年度 実績値		97.3	75.2	70.5	99.2	51.2
			51.6			
1 0 円貨幣		溶解	圧延	成形	圧印検査	全体
過去 5 年 平均値		97.5	72.5	74.6	99.6	52.6
			52.8			
令和 5 年度 実績値		90.8	-	74.9	99.0	-
			-			

項目別調書No. I -1-(3) 国民に対する情報発信について

表 1 ホームページの更新回数内訳

(単位：件)

区 分	件 数	備 考
記念貨幣情報	19	2025年日本国際博覧会記念貨幣（第一次発行）
販売情報	158	貨幣セット、金属工芸品（含：抽選会）
イベント情報	48	製造貨幣大試験、 国際コイン・デザイン・コンペティション、 桜の通り抜け、花のまわりみち、桜のさんぽ道
公開情報	42	事業計画、業務実績評価、財務諸表
調達情報	697	入札情報、落札情報、政府調達状況
その他	220	表彰、贈呈、見学、その他
合 計	1,184	

表2 特別展示等の開催実績

(単位：人)

特 別 展	日 程	入館者数
特別展「造幣局の仕事～名工の技～」 (造幣さいたま博物館)	令和5年4月7日～令和5年4月18日	6,660
特別展「おはなしに登場するお金 ―昔話から推理小説まで―」 (造幣博物館)	令和5年7月21日～令和5年9月18日	7,189
特別展「おはなしに登場するお金 ―昔話から推理小説まで―」 (造幣さいたま博物館)	令和5年10月6日～令和5年10月22日	3,481
特別展「おはなしに登場するお金 ―昔話から推理小説まで―」 (造幣広島展示室)	令和5年11月10日～令和5年11月30日	781
特別展「古銭研究の愉しみ ～江戸時代の銭貨図鑑から『大日本貨幣史』まで～」 (造幣博物館)	令和5年11月18日～令和6年2月18日	11,599

項目別調書No. I -2-(2) 貨幣の販売について

表 1 抽選を行った記念貨幣の申込倍率

記念貨幣名	申込倍率
2025年日本国際博覧会記念千円銀貨幣（第一次発行）	約 5 倍

（注）申込倍率については、販売予定数量から海外販売用、展示・広報用等の予定数量を控除した数量に対する申込数の倍率としている。

項目別調書No. I-2-(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務について

表 1 貴金属の品位証明業務の積極的な周知の実績

イベント名	期 間	主な実施内容
令和5年度 桜のさんぽ道	令和5年4月7日～13日	・パネル展示 ・映像放映 ・リーフレット配布
造幣さいたまサックスフェア2023	令和5年10月14日～15日	・パネル展示 ・映像放映 ・ホールマーク打刻実演 ・リーフレット配布 ・クイズラリーにおける品位証明業務に関する設問
くらしフェスタ東京2023	令和5年10月22日～23日	・パネル展示 ・リーフレット配布
大阪府消費者フェア2023	令和5年10月28日	・パネル展示 ・映像放映 ・リーフレット配布
第23回さいたま市消費生活展	令和5年11月23日	・パネル展示 ・リーフレット配布
第46回台東区消費生活展	令和5年11月24日～26日	・パネル展示 ・リーフレット配布

イベント以外の周知活動実績

活動内容	時 期	主な実施内容
通販番組の取材依頼への対応 (テレビ東京、BS日テレ、日テレの番組)	取材日：令和5年11月17日、 12月13日、令和6年1月26日	・ネックレスの品位証明業務の撮影に協力 ・インタビュー要請に協力
業界関係者が購読しているジュエリー専門誌へ関連記事を掲載	発刊日：令和6年1月10日	・雑誌名「JAPAN PRECIOUS」に海外と日本の品位証明事業に関する情報を掲載

項目別調書No.Ⅱ-1-(2) 業務の効率化について

表 1 競争入札及び随意契約の状況

区分	元年度実績	2 年度実績	3 年度実績	4 年度実績	5 年度実績
競争性のある契約	370件 (96. 1%) 13, 769百万円	384件 (96. 7%) 10, 659百万円	344件 (95. 3%) 13, 372百万円	330件 (96. 5%) 14, 025百万円	336件 (96. 0%) 15, 255百万円
	競争入札等	339件 (88. 1%) 11, 400百万円	352件 (88. 7%) 8, 796百万円	306件 (84. 8%) 11, 890百万円	293件 (85. 7%) 12, 558百万円
	企画 競争、公募	31件 (8. 1%) 2, 369百万円	32件 (8. 1%) 1, 863百万円	38件 (10. 5%) 1, 482百万円	37件 (10. 8%) 1, 467百万円
競争性のない随意契約	15件 (3. 9%) 362百万円	13件 (3. 3%) 338百万円	17件 (4. 7%) 611百万円	12件 (3. 5%) 264百万円	14件 (4. 0%) 244百万円
合 計	385件 (100%) 14, 131百万円	397件 (100%) 10, 997百万円	361件 (100%) 13, 983百万円	342件 (100%) 14, 289百万円	350件 (100%) 15, 499百万円

(注) () 書は件数割合。随意契約は少額随意契約を除いたもの。

表 2 競争性のある契約における一者応札・一者応募の実績

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
競争性のある契約	370件 13, 769百万円	384件 10, 659百万円	344件 13, 372百万円	330件 14, 025百万円	336件 15, 255百万円
	うち 一者応札	2件 (0. 5%) 315百万円	5件 (1. 3%) 853百万円	1件 (0. 3%) 4百万円	3件 (0. 9%) 781百万円
	うち 一者応募	30件 (8. 1%) 2, 367百万円	31件 (8. 1%) 1, 846百万円	37件 (10. 8%) 1, 466百万円	35件 (10. 6%) 1, 406百万円

(注) () 書は競争性のある契約に対する件数割合を示す。

令和 5 年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画に係る自己評価結果について

1. 重点的に取り組む分野

一者応札・応募については、かねてからその解消に向けて鋭意取り組んできたところであり、引き続き、一者応札・応募となった調達の都度、その原因について他業者に聴き取り調査を行い、また、新規業者の参入可能性の調査については、海外を視野に入れ、国際造幣局長ネットワークの場において海外メーカーからヒアリングを行うなど、それぞれの状況に即した調達の改善等に努めているところである。

【評価指標】

調達に当たり、適正な予定価格の作成等による価格合理性の担保がなされているか。契約の結果は適正に情報公開されているか。

【自己評価結果】

- ① 予定価格は最新の市場価格等をもとに適正に作成しており、造幣局契約事務規程（平成 15 年造幣局訓令第 88 号。以下「契約事務規程」という。）の定めるところにより、金額に応じて委任を受けた者の決裁を得てその適正性を審査している。
- ② 随意契約及び一者応札・応募案件におけるいわゆる落札率（契約金額÷予定価格）については概ね 90%以上 100%未満の範囲内にあることから、設定した予定価格の範囲内で、かつ予定価格から大きく乖離していない価格（契約金額）により契約が行われていることが確認でき、すなわち価格合理性（契約金額の合理性）の担保がなされていると考えられる。
- ③ 契約の結果については、競争入札によったもの及び随意契約によったもの各々について、契約日の翌日から 72 日以内（契約事務規程に規定された期限。当該規定は、公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日 財計第 2017 号）に定めるところに準じて設けられたもの。）に適正に造幣局ホームページにおいて情報公開をしている。

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。

2. 調達等に関するガバナンスの徹底

（1）随意契約、一者応札・応募に関する内部統制の確立

【評価指標】

プロジェクトチームによる点検件数、理事によるチェック件数、契約審査専門官による審査件数、点検等の結果を踏まえた契約の見直し件数

【自己評価結果】

対象となる案件については、次のとおり点検、チェック等を受けた。

- ① プロジェクトチームによる点検件数 14件（全件）
- ② 理事によるチェック件数 1件（全件）
- ③ 契約審査専門官による審査件数 49件（全件）
- ④ 点検等の結果を踏まえた契約の見直し件数 0件（見直すべき契約なし）

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。

（２）不祥事の発生の未然防止のための取組

【評価指標】

契約に当たり、関係法令等に定める手続が適正に取られているか。不祥事を未然に防ぐための取組がなされているか。

【自己評価結果】

- ① 契約手続については、原則として競争入札によること、契約方式の決定、契約の締結及び予定価格の作成時には各々の権限者の決裁を受けることなど国の会計法令に準拠した契約事務規程に定められた手続を遵守している。
- ② 不祥事を未然に防ぐため、実務上次の措置を講じている。
 - イ 契約窓口担当職員は、原則として経理課事務室窓口においてのみ業者と接触する。また、当該窓口以外の場所で業者と接触する必要がある場合は、2名以上の職員をもって対応する。
 - ロ 予定価格作成担当職員は、業者との接触は行わない。
 - ハ 作成した予定価格は封筒に入れ、割印（複数名）を押印した状態で密封し、専用の金庫（暗証番号付き、限定された職員のみ開錠できる。）に開札まで厳重に保管する。
- ③ 不祥事等を未然に防ぐため、国家公務員倫理月間に際し、倫理監督官である理事長が職員に対しメッセージを発信し、契約窓口担当職員や予定価格作成担当職員を含め公務員倫理を徹底するとともに、利害関係者との間で禁止されている行為等を記載した「事業者等向けカード」（国家公務員倫理審査会作成）を配布するなど機会あるごとに不祥事等防止に関する意識の徹底を図っている。また、契約事務に関する基本的な知識を付与する研修、適正な予定価格作成に関する知識を付与する研修といった調達事務のスキルアップや関係法令等に関する知識を付与する研修に契約窓口担当職員や予定価格作成担当職員を積極的に参加させるなどの取組を行っている。

外部研修参加実績

- ・ 契約事務に関する基本的な知識を付与する研修（5名）
- ・ 適正な予定価格作成に関する知識を付与する研修（5名）

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。

項目別調書No.Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保

令和5年度予算及び決算

(単位：百万円)

区 別	予算額				決算額			
	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
収 入								
業務収入	16,861	7,667	—	24,528	17,366	9,283	—	26,649
その他の収入	—	—	200	200	—	—	249	249
計	16,861	7,667	200	24,728	17,366	9,283	249	26,898
支 出								
業務支出	12,658	6,805	5	19,468	13,648	9,358	13	23,019
原材料の仕入支出	4,691	3,186	—	7,876	4,557	4,995	—	9,552
人件費支出	5,323	1,717	—	7,040	5,515	1,800	—	7,314
その他の業務支出	2,645	1,506	5	4,156	3,576	1,580	13	5,169
貨幣法第10条に基づく 国庫納付金の支払額	—	396	—	396	—	983	—	983
施設整備費	4,045	463	—	4,507	2,511	218	—	2,729
不要財産に係る国庫 納付金の支払額	—	—	1,830	1,830	—	—	1,830	1,830
計	16,703	7,268	1,835	25,805	16,159	9,576	1,843	27,578

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和5年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額				実績額			
	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
収益の部								
売上高	24,096	6,970	—	31,066	19,305	8,442	—	27,746
営業外収益	27	4	189	220	26	4	249	279
宿舍貸付料等	27	4	189	220	26	4	249	279
特別利益	—	—	—	—	—	—	0	0
計	24,124	6,974	189	31,287	19,331	8,446	249	28,026
費用の部								
売上原価	19,927	5,719	—	25,645	14,824	7,026	—	21,850
(貨幣販売国庫納付金)	—	396	—	396	—	983	—	983
販売費及び一般管理費	4,110	974	—	5,084	4,245	968	—	5,212
営業外費用	—	—	3	3	—	—	8	8
固定資産除却損	—	—	3	3	—	—	8	8
特別損失	—	—	—	—	—	—	13	13
計	24,037	6,693	3	30,733	19,069	7,994	21	27,083
純利益	87	281	186	554	262	452	228	943
総利益	87	281	186	554	262	452	228	943

(注1) 上記の数字は、消費税を除いた金額です。

(注2) 売上高及び売上原価について、財務大臣からの支給地金見込額及び実績額を計上しています。

(注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和5年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額				実績額			
	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
資金収入	16,875	7,673	49,218	73,766	17,204	9,511	36,566	63,281
業務活動による収入	16,875	7,673	200	24,747	17,204	9,511	620	27,335
業務収入	16,861	7,670	—	24,532	17,188	9,508	—	26,696
その他の収入	14	2	200	216	16	3	620	639
投資活動による収入	—	—	48,000	48,000	—	—	29,700	29,700
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	—	—	1,018	1,018	—	—	6,245	6,245
資金支出	19,684	8,639	45,443	73,766	17,101	12,688	33,492	63,281
業務活動による支出	16,007	8,218	4	24,229	14,798	12,435	214	27,447
原材料の仕入支出	4,264	2,933	—	7,197	4,144	4,574	—	8,718
人件費支出	5,884	1,934	—	7,817	6,103	1,848	—	7,951
その他の業務支出	5,859	2,334	4	8,197	4,551	2,007	5	6,563
貨幣法第10条に基づく 国庫納付金の支払額	—	1,017	—	1,017	—	4,007	—	4,007
積立金の処分に係る 国庫納付金の支払額	—	—	—	—	—	—	209	209
投資活動による支出	3,677	421	42,548	46,646	2,303	253	25,200	27,756
財務活動による支出	—	—	1,830	1,830	—	—	1,830	1,830
翌年度への繰越金	—	—	1,061	1,061	—	—	6,248	6,248

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和5年度施設及び設備に関する計画及び実績

(単位：百万円)

区 分		計画額	実績額
施設関連	貨幣部門	55	49
	その他部門	12	12
	共通部門	2,265	892
	小 計	2,332	953
設備関連	貨幣部門	1,613	1,397
	その他部門	126	106
	共通部門	436	351
	小 計	2,176	1,854
合 計		4,507	2,807

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。